



うのが基本でございますが、日米安全保障条約をわが国は現在堅持しておるのでございますので、その効率的運用によつてわが国を守るということであると考えております。

○秦豊君 何からといふのはなぜ答弁のらち外なんですか。

○國務大臣(大村襄治君) わが国といつしましては、憲法の精神にのつとりまして、すべての国と平和な関係を維持することを努力いたしているわけでござりますので、具体的な国名を挙げてこれから守るんだということは申し上げるわけにはまいらぬと、さように考へる次第でございます。

○秦豊君 あなたらしい楷書的答弁ですね。

さつきあなたが述べられた中に、つまり防衛対象の優先順位という範疇に入りますけれども、あなたは国土、その次国民とおつしやつたんですね。

○國務大臣(大村襄治君) つまり、何を守るかという場合に、たとえば國がある、國民がある、デモクラシーを基礎にした現在の体制がある、伝統的な文化がある、こういうふうなものをこう並べた場合に、あなたの中では優先順位はどういうふうになつてゐるんで

○國務大臣(大村襄治君) ただいまのお尋ねで、國士と國民それから文化とか、そういう要素がある、その中で優先度をどう考へるか、こういうお尋ねでござりますが、まあそれぞの要素がござりますので、いわばそれを一体として守るのが防衛廳に課せられている任務ではないかと、そう思つてござりますよ、それはいつを取り上げて優先度をつけろというお尋ねに対しましては、せつかくでございますが、お答えいたしかねると思うわけでございます。

○秦豊君 あなたの答弁はぼくはいい答弁の一つに入ると思いますよ、それは、つまり、今まで軍時代からそなんだ。だから、あなたはそれをワンパッケージでとらえるというところは、私は抵抗を感じない。むしろ一つのあなたらしい常識であるうと、やわらかい考へであらうと思いま

すから、その点はいいと思います。

それから、もう一つだけちょっとあれですけれども、あなたは日本周辺の情勢ですね、主としてこれ軍事的な情勢を踏まえた。この日本周辺の状態というのは平和時になおあるという御認識な

か、あるいは移行しつつあるを含めて、平和時から緊張時に移りつつあるという基本認識でしようか。

○國務大臣(大村襄治君) ただいまのお尋ねでございますが、平和時かどうか、また有事に移りつある状態かという趣旨のお尋ねであったよう

聞いたわけでございますが……

○秦豊君 緊張時と申し上げましたけれども、まああいでしよう。

○國務大臣(大村襄治君) 平時であることは間違いないと思うわけでございます。あと緊張時といふことにつきましては、わが国をめぐる諸般の情勢からいたしまして、相当な変化が起りつつあるというふうに考へておりますが、さらばといつて、差し迫った危険があるというふうには考へおりません。

○秦豊君 塩田さん、ちょっとあなたに今度伺いましょう。

七九年の三月二十二日に、日本の防衛を対象にした防衛政策に関する、あるいは防衛構想に関する例の軍事委員会、太平洋特別委員会のサム・ナン委員長ですね、御高承だと思いますけれども、この内容は、日本の防衛資源を海空をより重視するよう再配分する必要がある、こうした再配分によって日本の自衛能力をかなり改善することができる。こういうリポートは読まれたと思います、解析もされたと思ひます、このナン委員長の認識あるいは指摘に對しては、どう言ひたいですか。

○政府委員(塙田章君) ナン・リポートは読みました。内容は承知いたして、おりますが、その中

で、日本の現在の防衛努力の方向としまして、陸に配分が偏っているんではないか、海空にもっと配分を移すべきではないかという越前の論点があつたことは事実でございます。ただ、私ども必ずしも——必ずしも申しますか、わが国の防衛を考えます場合に、わが国は島国でございますか

から、海と空との防衛力ということについての認識を強調するということについては、もちろん私ども異議はないわけですけれども、一方、陸上の防衛力につきましてナン報告は別に軽視したといふことではないと思ひますけれども、われわれといたしましては、やはり陸海空のバランスのとれた防衛力というものが基本にあるべきではないか

と。特に、わが国は専守防衛の考え方を中心にして國土を守るわけでございますから、やはり陸上自衛隊の防衛力というのも、これはやはり十分私どもとしては配慮していかなければいかぬというふうに考へております。そういう意味で私どもはやはり陸海空のバランスのとれた防衛力ということを考へていきたいと、こういうふうに考へております。

○秦豊君 それは非常に模範答弁みたいだが、全然なつてない答弁でね。つまり、塩田さんね、大

体帝國陸海軍時代から陸のオクターブは高いんですよ、堀江元総監がここに御在席ですけれども。それで、やはりいまも陸主海從なの、あなたの方の全体的な重点の置き方、バランスのとり方はね。

傾いているわけよ。バランスとは言い條、偏つているわけ。たとえば、ナン・リポートのリアクションはすさまじかったでしょ。永野さんがすぐ

に三月二十八日に発言を始めた。防衛懇話会だ。

やはりソ連軍増強を大きくうたい上げながら、したがつて、防衛計画の大綱を修正すべきではないかという提唱まで述べたぐらいで、これも陸の反撃の一つですよ。あなたの方内局は、このごろユニホームにどうも押されっぱなしであるという私は確固たる独断と偏見を持つておるんですが、その議論はしませんが。

いるんですよ。だから、ナン・リポートはいい指摘をしているの。あなたはまるできれいごとで受けとめて、バランスを、バランスを。内実をよく解析しないで、そんな答弁じゃとてもともぱくは話にならぬと思う。やっぱりまだに戦略思想としては、北方重視、陸主海從、この弊風は私

の対日要求は海主陸從あるいは海空主陸從と、こういう重点を明らかに次々に手数多く打ち出しているのに、あなた方は相変わらずバランス、バランスと。そらぞらしい、むなしい考え方だと私は思いますよ。これは答弁求めない、大体同じような答弁が返つてくるから。

それで、北米局長、ちょっとこれお伺いしておきたいんですけど、日米ガイドラインは後でゆつく向によつて、私は、安保は実質的に双務化への大歩を踏み出したというがんこな認識を持っています。その辺からあなたの方と違うかもしれませんね。だから、現行安保の第五条というのには、あなたにはもう言うまでもなく、「日本国

の施政の下にある領域における、いざれか一方に對する武力攻撃」に対する共同対処行動、これ

たつていますな、自明のこと。しかし、いまのような日米防衛の地域で行われたアメリカに対する攻撃については、日本の義務は課せられていませんよね。これも自明のこと。

たつて、日本の義務は課せられていませんよね。これは、あなたにはもう言うまでもなく、「日本国

の施政の下にある領域における、いざれか一方に

対する武力攻撃」に対する共同対処行動、これ

と、それは共同対処をする上で不十分ではないかということが始まることでございまして、あくまでも日本ガイドラインというものは、日本国が攻撃された場合の日米共同対処というものを念頭に置いておりますので、それによって安保が変質したこと、あるいは日本が集団的自衛権を売ったといたことは私たちを考えておりませんし、それはガイドラインの全文を見ていただきますといろいろな制約が書いてございまして、あくまでも安保条約あるいは関連取り決めの範囲内、あるいは非核三原則とか核の持ち込みを対象にしないといふことが書いてあることからも御理解いただけると思います。

○秦豊君 もうしばらく概念的なところをあえて聞いておきたいんですけど、今度は防衛庁へ帰ります。記述になっています。今年八〇年白書では、「朝鮮半島の平和と安全の保持は、わが国にとって「重要な関連」である」と、こういう指摘になっていました。崎さん、これは変化ですよね。「重要」という把握と認識から「緊要」への変化といふのは一体何を反映したものなのか。

○政府委員(岡崎久彦君) これは、特に日本語の用法といったしまして、「重要」と「緊要」の間に特別の区別を設けたわけではございません。これは七九年の佐藤・ニクソン声明以来、時として「緊要」、時として「重要」。いずれにいたしましても、朝鮮半島の平和と安定はわが国の安全に深くかわるものがあるということをさまざま表現で申し上げてございまして、特段の意図はございません。ただ、一年間で北朝鮮の兵力の見積もりは大幅に変化しております、情勢そのものは変化しておりますけれども、表現そのものにつきましては特段の意図はございません。

○秦豊君 今度の白書は、初めて ASEAN、オーストラリア、ニュージーランドについて触れ

ています。これも一つの画期とでも言えるような目につく変化なんですねけれども、しかもこのASEANについては、わが国と「重大な関係を有しますが、いま御指摘のように特に最近頻度が多くなったと、そういうことじやございません。ガイドラインの全文を見ていただきますといろいろな制約が書いてございまして、あくまでも安保条約あるいは関連取り決めの範囲内、あるいは非核三原則とか核の持ち込みを対象にしないといふことが書いてあることからも御理解いただけると思います。

○秦豊君 もうしばらく概念的なところをあえて聞いておきたいんですけど、今度は防衛庁へ帰ります。記述になっています。今年八〇年白書では、「朝鮮半島の平和と安全の保持は、わが国にとって「重要な関連」である」と、こういう指摘になっていました。崎さん、これは変化ですよね。「重要」という把握と認識から「緊要」への変化といふのは一体何を反映したものなのか。

○政府委員(岡崎久彦君) これは、特に日本語の用法といったしまして、「重要」と「緊要」の間に特別の区別を設けたわけではございません。これは七九年の佐藤・ニクソン声明以来、時として「緊要」、時として「重要」。いずれにいたしましても、朝鮮半島の平和と安定はわが国の安全に深くかわるものがあるということをさまざま表現で申し上げてございまして、特段の意図はございません。ただ、一年間で北朝鮮の兵力の見積もりは大幅に変化しております、情勢そのものは変化しておりますけれども、表現そのものにつきましては特段の意図はございません。

○秦豊君 今度の白書は、初めて ASEAN、オーストラリア、ニュージーランドについて触れ

ています。これも一つの画期とでも言えるような目につく変化なんですねけれども、しかもこのASEANについては、わが国と「重大な関係を有しますが、いま御指摘のように特に最近頻度が多くなったと、そういうことじやございません。ガイドラインの全文を見ていただきますといろいろな制約が書いてございまして、あくまでも安保条約あるいは関連取り決めの範囲内、あるいは非核三原則とか核の持ち込みを対象にしないといふことが書いてあることからも御理解いただけると思います。

○秦豊君 もうしばらく概念的なところをあえて聞いておきたいんですけど、今度は防衛庁へ帰ります。記述になっています。今年八〇年白書では、「朝鮮半島の平和と安全の保持は、わが国にとって「重要な関連」である」と、こういう指摘になっていました。崎さん、これは変化ですよね。「重要」という把握と認識から「緊要」への変化といふのは一体何を反映したもののか。

○政府委員(岡崎久彦君) これは、特に日本語の用法といったしまして、「重要」と「緊要」の間に特別の区別を設けたわけではございません。これは七九年の佐藤・ニクソン声明以来、時として「緊要」、時として「重要」。いずれにいたしましても、朝鮮半島の平和と安定はわが国の安全に深くかわるものがあるということをさまざま表現で申し上げてございまして、特段の意図はございません。ただ、一年間で北朝鮮の兵力の見積もりは大幅に変化しております、情勢そのものは変化しておりますけれども、表現そのものにつきましては特段の意図はございません。

○秦豊君 今度の白書は、初めて ASEAN、オーストラリア、ニュージーランドについて触れ

ています。これも一つの画期とでも言えるような目につく変化なんですねけれども、しかもこのASEANについては、わが国と「重大な関係を有しますが、いま御指摘のように特に最近頻度が多くなったと、そういうことじやございません。ガイドラインの全文を見ていただきますといろいろな制約が書いてございまして、あくまでも安保条約あるいは関連取り決めの範囲内、あるいは非核三原則とか核の持ち込みを対象にしないといふことが書いてあることからも御理解いただけると思います。

○秦豊君 もうしばらく概念的なところをあえて聞いておきたいんですけど、今度は防衛庁へ帰ります。記述になっています。今年八〇年白書では、「朝鮮半島の平和と安全の保持は、わが国にとって「重要な関連」である」と、こういう指摘になっていました。崎さん、これは変化ですよね。「重要」という把握と認識から「緊要」への変化といふのは一体何を反映したもののか。

○政府委員(岡崎久彦君) これは、特に日本語の用法といったしまして、「重要」と「緊要」の間に特別の区別を設けたわけではございません。これは七九年の佐藤・ニクソン声明以来、時として「緊要」、時として「重要」。いずれにいたしましても、朝鮮半島の平和と安定はわが国の安全に深くかわるものがあるということをさまざま表現で申し上げてございまして、特段の意図はございません。ただ、一年間で北朝鮮の兵力の見積もりは大幅に変化しております、情勢そのものは変化しておりますけれども、表現そのものにつきましては特段の意図はございません。

○秦豊君 今度の白書は、初めて ASEAN、オーストラリア、ニュージーランドについて触れ

ています。これも一つの画期とでも言えるような目につく変化なんですねけれども、しかもこのASEANについては、わが国と「重大な関係を有しますが、いま御指摘のように特に最近頻度が多くなったと、そういうことじやございません。ガイドラインの全文を見ていただきますといろいろな制約が書いてございまして、あくまでも安保条約あるいは関連取り決めの範囲内、あるいは非核三原則とか核の持ち込みを対象にしないといふことが書いてあることからも御理解いただけると思います。

○秦豊君 もうしばらく概念的なところをあえて聞いておきたいんですけど、今度は防衛庁へ帰ります。記述になっています。今年八〇年白書では、「朝鮮半島の平和と安全の保持は、わが国にとって「重要な関連」である」と、こういう指摘になっていました。崎さん、これは変化ですよね。「重要」という把握と認識から「緊要」への変化といふのは一体何を反映したもののか。

○政府委員(岡崎久彦君) これは、特に日本語の用法といったしまして、「重要」と「緊要」の間に特別の区別を設けたわけではございません。これは七九年の佐藤・ニクソン声明以来、時として「緊要」、時として「重要」。いずれにいたしましても、朝鮮半島の平和と安定はわが国の安全に深くかわるものがあるということをさまざま表現で申し上げてございまして、特段の意図はございません。ただ、一年間で北朝鮮の兵力の見積もりは大幅に変化しております、情勢そのものは変化しておりますけれども、表現そのものにつきましては特段の意図はございません。

○秦豊君 今度の白書は、初めて ASEAN、オーストラリア、ニュージーランドについて触れ

門家じゃないから、情報量が全く隔絶しているんですよ。だから、とても太刀打ちはできませんが、せめてはかない抵抗をしつこくやってみたいと思いますがね。

まとまった部分というのは、当然日本への武力侵攻に対処する日米共同作戦計画の第一段階がでさき上がったと、こういう理解は見当外れかな。

○政府委員(塩田章君) 第一段階というような形で考えておるわけではございません。第一段階と言えば次の第二段階ということがあるわけでござりますけれども、私どもがいまやつておりますのは、この間も当委員会などどこでお答えしたと思いますが、ある一つの設想を設けておるわけでございます。一つの設想を設けておりまして、それに基づいて、こういう設想においてはこういう作戦計画を研究しましようと、こういうやり方をしておるわけでございまして、その第一段階とか第二段階とか、そういうような考え方ではございません。

○秦豐君 これはしかし、あれでしょ、塩田局長、日米両国が関心を抱くすべてのシナリオについての共同計画を練り上げるのが日米双方の任務ですわな。そうでしょ。

○政府委員(塩田章君) 任務から言えはまさにそのとおりでございますが、およそ考えられる事態というのは千差万別でございますから、とりあえすいまやつておりますのは、その中の一つの設想を設けてやつてみましようということでやつているるわけでございまして、いつも私がこの研究はエンレスだという趣旨のことを申し上げているのも、実態が千差万別であります以上、一つの設想を設けたからといってそれで終わりというわけにいきませんし、それからの設想自体も今後の情勢いろいろ変わりますので、そういうことで私どもはこの研究は今後ともエンレスに続けていかが、いまの時点ではそんなに何もかも手をつけられませんので、一つの設想を持ってやっているとこういうことでございます。

○秦豐君 塩田さん、まだそれじゃわからない大型コンピューターと対話しても無理ですよ。だから、おのずから優先順位というのがありますけれども、私は、この間も当委員会などどこでお答えしたと思うのですが、ある一つの設想を設けておるわけでございます。一つの設想を設けておりまして、それに基づいて、こういう設想においてはこういう作戦計画を研究しまようと、こういうやり方をしておるわけでございまして、その第一段階とか第二段階とか、そういうような考え方ではございません。

機構改革の問題も後で触れたいと思うが、何もかもある。防衛二法の問題も絡まってくる。だからこそ、あなた方はいま防衛研究、奇襲対処、有事法制、日米ガイドラインに基づく作戦研究、あらゆるものを見たと総合作戦のように展開しているわけだ。そうでしょう。だから、全体の思想は戦える自衛隊を目指した大きな質的転換ですよ、これは。質的転換は当然法制的転換を伴う、こういう大事な時期に入っている。

だから、ほくの言いたいのは、確かにあなたの言われるとおり無限の設想があり得るんだから、そうでしょう。だけれども、優先順位をつけければ、やはり常識的にソビエトという対象国があるんだから、大村さんもあなたも認めなければいけないでしょ。だから、大村さんもあなたも認めなければいけないけれども、これは対象国ですよ。大きな脅威の可能性を持つた、ボテンシャリティを持った対象国ですよ。そうすると、常識的には、無限のシナリオ、設想の中であえて第一優先としては、日本への侵攻戦に当たつて日本が持てる能力のすべてを連携しながら、補給しながら、強制的に抵抗する、排除する、持久する、こういう対日侵攻作戦に当たつての日米共同作戦がまあまあ一応ラフな形ではあるが練り上がつたと、こう見るのがむしろ常識じゃありませんか。

○政府委員(塩田章君) 日本に対し侵攻があった場合の一つの設想を設けておると、こういうことでござります。

○秦豐君 ならば、ここ大事なところですから、いいですか、日本に対する上着陸、大規模な航空攻撃、ミサイル攻撃、空挺降下、こういうふうなものは設想に含まれますか。

○政府委員(塩田章君) いまいろいろ幾つかおつしやいましたわけですが、そういう、いま私が申し上げている一つの設想がそのどれを含むかとか、そういうことについてお答えすることを差し控えさせていただきたいと、こう申し上げているわけでございます。

○秦豐君 あなた、そんなことを言つたらアメリカの議會ならばとても現在の職を全うすることはできないですよ、それは、「日本だから」と呼ぶ者あり)いやいや、日本でもこれから厳しくなる。しかし、それは設想の中身は機密です、わかるつてくださいと、その程度の答弁じやわからぬ。だけれども、概要ができたということは、

しておると、こういうことでございます。○秦豐君 だから対日侵攻、それは海上防衛いろいろありますわな。そうなつたら設想が広がつてわっていくものをすべて見積もると、これはいかなる大型コンピューターと対話しても無理ですよ。だから、おのずから優先順位というのがありますけれども、私は、この間も当委員会などどこでお答えしたと思うのですが、ある一つの設想を設けておるわけでございます。一つの設想を設けておりまして、それに基づいて、こういう設想においてはこういう作戦計画を研究しまようと、こういうやり方をしておるわけでございまして、その第一段階とか第二段階とか、そういうような考え方ではございません。

機構改革の問題も後で触れたいと思うが、何もかもある。防衛二法の問題も絡まってくる。だからこそ、あなた方はいま防衛研究、奇襲対処、有事法制、日米ガイドラインに基づく作戦研究、あらゆるものを見たと総合作戦のように展開しているわけだ。そうでしょう。だから、全体の思想は戦える自衛隊を目指した大きな質的転換ですよ、これは。質的転換は当然法制的転換を伴う、こういう大事な時期に入っている。

だから、ほくの言いたいのは、確かにあなたの言われるとおり無限の設想があり得るんだから、そうでしょう。だけれども、優先順位をつければ、やはり常識的にソビエトという対象国があるんだから、大村さんもあなたも認めなければいけないでしょ。だから、大村さんもあなたも認めなければいけないけれども、これは対象国ですよ。大きな脅威の可能性を持つた、ボテンシャリティを持った対象国ですよ。そうすると、常識的には、無限のシナリオ、設想の中であえて第一優先としては、日本への侵攻戦に当たつて日本が持てる能力のすべてを連携しながら、補給しながら、強制的に抵抗する、排除する、持久する、こういう対日侵攻作戦に当たつての日米共同作戦がまあまあ一応ラフな形ではあるが練り上がりつたと、こう見るのがむしろ常識じゃありませんか。

○政府委員(塩田章君) 共同作戦についての研究でございまして、一定の設想を設けてやつてあるが練り上がりつたと、こう見るのがむしろ常識じゃありませんか。

○政府委員(塩田章君) 共同作戦についての研究でございまして、一定の設想を設けてやつてあるが練り上がりつたと、こう見るのがむしろ常識じゃありませんか。

○秦豐君 あなた、そんなことを言つたらアメリカの議會ならばとても現在の職を全うするからは現にとつてはいる。しかも今度の、来年度からは第一線の七師団、二師団含めて充足率を高め、あるいは装備を重厚にし、通信連絡機能、シリーカーを強化するという方針を言つてゐるんだから、それはたとえばいまの場合でもやっぱり北海道でしょ。当たらずといえども遠からず、そんなんでしょう。北海道はじゃその中に含まれますか。

○政府委員(塩田章君) 北方配備につきまして、いまお話しのよくな充足率のアップでありますとか。

か、そういうことをいろいろ考へてゐることは事実でございますが、それは自衛隊の問題あるいは防衛庁の問題でございまして、現在のいま話題になつております日米共同研究のこととはそのことはおのずから別個のこととござります。設想で考へている地域がどこでありますということにつきましては控えさしていただきたいと思います。

○秦豊君 もしほくの言うことを否定したかった予想されるスピード、これからして日本全土に対する同時侵攻、上陸という発想よりも、一応日本米のユニホームは北方重視、北海道防衛について一応日本の四個師団ないし本州からフェリーや何か総動員して来援する二個師団半とか三個師団、そういうものを含めて長期、強襲に一・長期といつても三ヶ月とか、いろいろ現実的であるうけれども、そして欠け落ちる部分の、まずパートとか何か飛行機とか補給をする、だめな場合アメリカの陸上兵力が来援するというふうなシナリオを考えたとしても、ユニホームとしてはあれは常識的なルーチンワークだから、私はそのことについて悪いなんて言つてゐるじゃないですか。ユニホームはそれが仕事なんだ。だけどもこの国会で、概要是まとまつた、しかし想定の中に対象とする地域は北海道かと聞いたら、いや申し上げられません、日本全土であるはずはないと言つても、答えられません、こういうことでは話が進みませんけれども——じゃいいでしよう。これはことういうふうに聞きました。

そういう最初の概要の中には日本に対する侵攻作戦であることはよくわかつた。今度はそれを防ぐ場合に、たとえば三海峡封鎖に当たつての想定ないし記述もこの中に含まれていますか。

○政府委員(塩田章君) 私が先ほど申し上げましたように、まだ概要を聞いていただけでございましたが、したがいまして、個々の具体的な海峡でありますとか重要港湾でありますとか、そういうふうなことについて私はまだ承知いたしております

ません。いまからだんだん聞いていきたいと思つております。

○秦豊君 ただシナリオが含む範囲としては、当然日本に対する武力侵攻への対処だから、たとえば本土からの展開、増援それから三海峡、たとえば宗谷については第五空軍と七艦隊の協力、対馬東についてもどうも自力では厳しいと。ならばどういう共同があり得るかということは当然、今までの概要の中ではあなたは含まれていないとおつしやりたいらしいが、見た記憶もないわけですね。これからはあり得るわけですね。常識として。

○政府委員(塩田章君) それは私は今まで何とも申し上げられません。わかりません。

○秦豊君 河本長官、きょうはなかなか御多用のこところを差し縫つていただきて恐縮です。ですから、河本長官の時間の御都合がありますので、防衛局長と佳境に入りつあるのだが、あえてカットしまして、河本長官に対する質問にちょっと転換したいと思います。

河本長官にきょううせひ伺いたいことは、いまの防衛論議がいわゆる大砲の音にかき消されていて、大平さんがせつかくシンクタンクに命じた総合安保構想が実際に希釈化されつつある、薄められつつあるという認識を私は前提にして河本長官に伺いたいんですけれども、いまこれから防衛庁は五六中業とかいろいろのネーミングをしまして実質的防衛力近代化、実践化への道をひた走りに走つてゐる。ここでいま防衛論議に必要な視点といふのは一体、一応五年をタームにした防衛計画は、当然国家財政とか国民経済全体の中で位置づけを改めてしなければならない、こう思うわけであります。つまり許容の範囲、限度というものを、いま国家として策定する時期が新たに到来をしているというものがぼくの考え方です。

そういう点を踏まえながら経企庁長官に伺ったのは非常に厳しい、アメリカと比べても厳しい。したがつて、國民の受益、國民から見た場合の受益、政府から受けるサービスが減るんだあるいは改善のテンポが落ちるんだということは國民にもつとよく示して、それをしも國民が許容する、許容したから五六中業がリアリティーを持つというふうな展開が今後の政府には私は必要になつてくると思ふんです。

そこで、まず前提として、六十年までのGNPの予測をちょっと伺つておいて、そして同時に防衛費をGNPの〇・九%とした場合、六十年までが一般会計の歳入になつております。したがつて、昭和六十年度は租税負担率二六・五%によつて税収が予測できます。別なシミュレーションの別な部門では七ヵ年計画が予測をし、インプットしてあるGNPの成長率は一一・四%、税収のGNP弹性値は一・二というのを前提にして将来のNPIが推定されています。カーブが二つあるわけです。考へ得る一つは国民の税負担がふえることで、つまり増税が前提であり、考へ得るケースはタディーの二番目は、歳入面では特に手を打たない場合でも歳出見込み額を算出することはできるわけですね。それからもう一つのシミュレーションのファクターは、政府が六十年度には赤字国債をゼロにしたいとおっしゃっているわけですが、一応これも前提の一つにします。

だれもが異論がないのは、成長が鈍化していく中で対米協力を主眼にした、踏まえた、防衛費の増大という方向をとれば、つまり大砲への路線をとれば、いやおなく生活に密着をした社会保障型の経費が圧縮されるということはだれしもの頭の中に浮かぶ懸念であります。

それで、試算をしてみると、やっぱり七ヵ年計画よりも租税負担率がふえる半面、公共サービスのあるいは社会保障受益の伸び率やスピードを落とす以外に日本の國家財政のキャパシティの中では、防衛庁が志向しているような五六中業はきわめて困難であるという予測が私できると思うんですね。つまり、予見される国家財政の事情というの伸び率は、したがいまして国民総生産と同じ伸びます。したがいまして、これを仮に〇・九%相当と、六十年度の〇・九%を掛けてみると約三・八兆円ということになつてしまります。もちろん伸び率は、したがいまして国民総生産と同じ伸びます。したがいまして、これを仮に〇・九%相当と、六十年度の〇・九%を掛けてみると約三・八兆円ということになつてしまります。もちろん伸び率は、したがいまして国民総生産と同じ伸びます。したがいまして、これを仮に〇・九%相当と、六十年度の〇・九%を掛けてみると約三・八兆円ということになつてしまります。もちろん伸び率は、したがいまして国民総生産と同じ伸びます。したがいまして、これを仮に〇・九%相当と、六十年度の〇・九%を掛けますと約三・八兆円ということになつてしまります。もちろん伸び率は、したがいまして国民総生産と同じ伸びます。

それから、五十八年度という年は、経済計画では途中を示しておりませんので、五十八年度に仮に一%になつた場合どうなるかという試算は残念ながらできません。したがいまして、仮にもし、これが全くの試算でございますが、六十年度において仮に一%になつたといたしますと、約四兆二千五百億ということで、先ほどの三兆八千億よりも若干ふえる、四千五百億ほど増加する、そういう計算になつてまいります。

それから、社会保障につきましては、社会保障移転は、この計画におきましては五十三年度の基準年次の国民所得に對して一二・一%というのが社会保険移転の規模でございますけれども、六十年度にこれを十四カ二分の一程度に増加させていく、そういうことになつております。

○秦豊君 局長、あなた方の総合計画の中では、直接防衛政策に關与するとかあるいは見解を述べ

ることは職掌柄はばかられるという御答弁が予想されますけれども、しかあえて言えば、経企庁のシミュレーション、七ヵ年プランの中でいまの数字がラフに出てきたわけですが、私は伸び率が鈍化すると予測したわけです、昭和六十年に。そういう兆しは裏づけられておりますね。

○政府委員(戸田博愛君) 成長率でございますか。

○秦豐君 はい、社会保障の。

○政府委員(戸田博愛君) 社会保障負担につきましては現在いろいろな制度があるわけでございますけれども、たとえば年金でございますとそれがだんだん成熟をしてくる、そういう現在の社会保障制度 자체はかなり西欧水準に達しているわけでございまして、それを維持しながらだんだん成熟をしてくる。そういう現行制度を前提にしながら成熟度を計算をし、十四カ二分の一%程度の国民所得になると。したがいまして、国民所得の伸びよりは当然率が上がるわけですから、国民所得の伸びよりは高い社会保障負担の年率の伸びになる、こういうことでございます。

○秦豐君 バターと大砲の関連で申しますと、中業は達成された、そのときバターは果たしてどうなのかという視点を欠いた防衛論議は私ははなはだしく傲慢であると、こう思うわけです。まさにそれこそ軍事偏重、総合安保への背反であると思うからです。

それで、総合安保を置き去りにしているわけでありますからね、いまの鈴木政権の総路線が。だから申し上げるのだけれども、やはり政治の中で改めてこの際五六中業の策定前にしてあえてバターと大砲の連闊を厳しく私は問いつますと、見据え直すということが必要であるという主張なんですね。そこで具体的に、河本長官、十分しかありませんから申し上げますけれども、河本長官にぜひこないうま私が申し上げたような観点を踏まえて、近く間もなく開かれる安全保障関係閣僚会議で、あなたは重要なメンバーの一人でいらっしゃるのだから、積極的にやはり御発言を願いたいこ

とは、いま言ったバターと大砲の関連、そして鉛化すると予測したわけですが、私は伸び率が鈍化すると予測したわけです、昭和六十年に。そういう兆しはシビアでなければならないという一つの指摘。日本を比べても、レーガン政権のこれからと

經濟社会七ヵ年計画の中における防衛費の位置づけはシビアでなければならないという一つの指

ろうとする政策で変わつてくる。浮動性があるけれども、あと数年のシミュレーションを民間のシンクタンクの資料などで見てみると、財政の硬直度は日本が残念ながら凌駕している、上回つてゐるんですよ、こっちの動脈の方が固い。アメリカの方がフレキシビリティに富んで、財政力は。そこで、行政を抜本的に改革をするという前提を抜きにしますと、それを怠ると、いまの財政構造では、私は防衛の五六中業は非常に厳しい環境に追い込まれると。もつと時間があれば五年六年はどう五十七年はと、ずっと六十二年までやるべきなんだが、十分しかきよはりませんから、無理にいたいた時間ですから後ほど改め

てやりますけれども。

したがって、河本長官には、わが国の安全保障関係の財源はきわめて大きな制約の中にあるんだという御認識には同調していただけるかどうかわかりませんが、やはり私は総合安全保障の関係閣僚会議では、防衛政策が大きな転換点にあるいまだからこそ、隨時に開かれる関係閣僚会議の継続的なテーマとして、やはりバターと大砲の関連を、国家財政と国民経済の中で許される防衛費の上限を改めてまた策定する必要があると思うんですからね、いまの鈴木政権の総路線が。だから申し上げるのだけれども、やはり政治の中で改めてこの際五六中業の策定前にしてあえてバターと大砲の連闊を厳しく私は問いつますと、見据え直すということが必要であるという主張なんですね。そこで具体的に、河本長官、十分しかありませんから申し上げますけれども、河本長官にぜひこないうま私が申し上げたような観点を踏まえて、近く間もなく開かれる安全保障関係閣僚会議で、あなたは重要なメンバーの一人でいらっしゃるのだから、積極的にやはり御発言を願いたいこ

と、このように判断をしております。

それを受けまして、昨年、昭和五十四年八月に新しい七ヵ年計画を策定をいたしまして、その目標は先ほどお触れになりましたとおりでございましたが、昭和六十年にはおおむねG.N.P.四百三十兆円弱、こういうことを想定をしております。経済と財政には若干の問題はありますけれども、おおむね私はこの軌道に乗りつたるのではないか、經濟構造では、私は防衛の五六中業は非常に厳しい環境に追い込まれると。もつと時間があれば五年六年はどう五十七年はと、ずっと六十二年までやるべきなんだが、十分しかきよはりませんから、無理にいたいた時間ですから後ほど改め

てやりますけれども。

したがって、河本長官には、わが国の安全保障関係の財源はきわめて大きな制約の中にあるんだという御認識には同調していただけるかどうかわかりませんが、やはり私は総合安全保障の関係閣僚会議では、防衛政策が大きな転換点にあるいまだからこそ、隨時に開かれる関係閣僚会議の継続的なテーマとして、やはりバターと大砲の関連を、国家財政と国民経済の中で許される防衛費の上限を改めてまた策定する必要があると思うんですからね、いまの鈴木政権の総路線が。だから申し上げるのだけれども、やはり政治の中で改めてこの際五六中業の策定前にしてあえてバターと大砲の連闊を厳しく私は問いつますと、見据え直すということが必要であるという主張なんですね。そこで具体的に、河本長官、十分しかありませんから申し上げますけれども、河本長官にぜひこないうま私が申し上げたような観点を踏まえて、近く間もなく開かれる安全保障関係閣僚会議で、あなたは重要なメンバーの一人でいらっしゃるのだから、積極的にやはり御発言を願いたいこ

と、このように判断をしております。

それを受けまして、昭和五十四年八月に新しい七ヵ年計画を策定をいたしましたとおりでございましたが、昭和六十年にはおおむねG.N.P.四百三十兆円弱、こういうことを想定をしております。経済と財政には若干の問題はありますけれども、おおむね私はこの軌道に乗りつたるのではないか、經濟構造では、私は防衛の五六中業は非常に厳しい環境に追い込まれると。もつと時間があれば五年六年はどう五十七年はと、ずっと六十二年までやるべきなんだが、十分しかきよはりませんから、無理にいたいた時間ですから後ほど改め

てやりますけれども。

したがって、河本長官には、わが国の安全保障関係の財源はきわめて大きな制約の中にあるんだという御認識には同調していただけるかどうかわかりませんが、やはり私は総合安全保障の関係閣僚会議では、防衛政策が大きな転換点にあるいまだからこそ、隨時に開かれる関係閣僚会議の継続的なテーマとして、やはりバターと大砲の関連を、国家財政と国民経済の中で許される防衛費の上限を改めてまた策定する必要があると思うんですからね、いまの鈴木政権の総路線が。だから申し上げるのだけれども、やはり政治の中で改めてこの際五六中業の策定前にしてあえてバターと大砲の連闊を厳しく私は問いつますと、見据え直すということが必要であるという主張なんですね。そこで具体的に、河本長官、十分しかありませんから申し上げますけれども、河本長官にぜひこないうま私が申し上げたような観点を踏まえて、近く間もなく開かれる安全保障関係閣僚会議で、あなたは重要なメンバーの一人でいらっしゃるのだから、積極的にやはり御発言を願いたいこ

います。失業者がたくさん出る。そういうことにありますと、少々防衛力を増強いたしましても総合的な國の安全保障というものはいかがなものであろうかと、こういう問題も起つてくると思ひます。

それからまた、資源、エネルギーの安定的な確保ということを考えておきませんと、日本の経済が行き詰まる場合があろうかと思ひますので、このような面にも将来は十分配慮をしなければならぬと思ひます。それから、やはりいま一番大きな課題は、第二次オイルショックによりまして世界のほとんど全部の油の出ない発展途上国——百幾つございますが、その経済がもう行き詰まり寸前にあるということでございます。そのためにはり社会不安が絶えない。内乱が起つて。それに乗じて外國の軍隊が進駐する。こういう例も相当多いようでありますので、やはり日本といたしましては、これまでの基本路線である発展途上国に対する援助の拡大、そのことによつて世界の平和の基礎を拡大すると、そういうことにも努めなければならぬと思ひます。それから同時に、平和外交を強力に進めるということも、これはもうぜひ必要だと思ひます。

そういう幾つかの点を総合的に議論するというのが総合安全保障を確立するための関係閣僚会議と、こういうことであろうと私は想定をしておりましたが、いずれにいたしましても、さあたつて1%までできるだけ早く日本の防衛費を増額するということは、日本の現在の力からいたしますれば十分可能でありますし、自衛隊の現状からそれが必要であろうと、私はこのように判断をいたしております。

○秦豐君 会議の途中を中座をしていただきまして恐縮でした。時間を超過したきらいがありまします。結構でござります。ありがとうございます。防衛局長、あなたに返りましょう。さつきの統階までは概要に含まれていません。あり得るかどうか

かについてもさつきちょっと聞き漏らしたけれども、あり得るかどうかについてはどうだつたんですかね。三海峽封鎖作戦については検討の対象であります。シナリオを練り上げていく対象には入りますね。

○政府委員(塩田章君) いろいろな設想ということがあります。それは当然その対象の中に入り得ると思いますが、いまの設想であるかどうかについては、私が先ほど申し上げたように、先日来ている範囲ではまだ聞いておらない、こういうことでございます。

○秦豐君 ただ、今後の設想には入り得る。同時に、それは三海峽にとどまらず、シーレーンの防衛作戦についても今後の設想には入り得る、こ

う理解してよろしいですか。

○政府委員(塩田章君) 今後の課題としてはあります。

○秦豐君 両方ともね。

○政府委員(塩田章君) はい。両方ともです。

○秦豐君 それから、日米双方が関心を抱くすべてのシナリオと申しますと、日本に対する侵攻作戦についての設想をそれこそ本土あるいは北海道に対する上陸を含めて練り上げた後、いまの御答弁では三海峽封鎖作戦、海上シーレーン防衛作戦も今後の設想に入り得る。そこまではわかりました。

○秦豐君 そうすると、日米両国が共通に関心を抱くシナリオの中には、たとえば日本以外の極東の周辺といふと、朝鮮半島も今後のあり得べき設想の中に含まれると理解するのが自然じゃないでしょうか。

○政府委員(塩田章君) ガイドラインは、自衛隊が、日本が侵略を受けた場合の行動についての米軍の来援の際の共同対処作戦でござりますから、いま御指摘の朝鮮半島等は入らないというふうに考えております。

○秦豐君 では、当然中東の事態も入らないといふのが常識的な解釈の延長ですね。

○政府委員(塩田章君) 私は入らないと思いま

かについてもさつきちょっと聞き漏らしたけれども、あり得るかどうかについてはどうだつたんですね。

○秦豐君 あなたは今まで防衛局長としていますから、あなたは今まで防衛局長としています。されど、まだお尋ねですかね。三海峽封鎖作戦については検討の対象であります。シナリオを練り上げていく対象には入りますね。

○政府委員(塩田章君) まず一つ終了という言葉

に座られて、ユニホームから聞かれている設想の範囲は、つまりこれを言葉をかえて言うと、この

日米共同作戦研究が終了すると認められるのはど

ういうことはないんではないかというふうにまず一度思つております。

○秦豐君 それから、まだお尋ねかと思ひます。そこで、現在一つの設想について研究をしておる

と、ここだけ申し上げまして、それ以上将来どう

いう設想を幾つぐらい消化したらというふうにはまだ考えておりません。

○秦豐君 では、どういう時期になつたら、どう

いう設想が満たされたら大村長官に報告の運びに

なるんですか。いつごろになるんです、大体。

○秦豐君 いまの設想に基づく研究について私が報告を受けているわけですが、これ

につきましては、やはりまとまり次第、その設想に御報告しなきやいけないというふうに考えてお

ります。

○秦豐君 いや、だから塩田さん、ぼくが聞いて

おりますのはかなり具体的で、あなたはすでにあ

る一つの概要、第一分冊私のネーミングでは第

一分冊はごらんになつたわけですよ。しかし長官

がつたと。そうすると、共通の実施要領の研究準備というのにはそれに伴つて作業が進んでいくのがございません。

○秦豐君 共同作戦研究は恐らくこれ以上はあ

たから出ないと思います。だからやめます。

○秦豐君 作戦研究はかなり進んでいて第一分冊もでき上

げた。しかしそれを裏づける、つまり、法律で言えば施行令みたいなものだから、両方がワンセットにならなければなかなか運用できないでしょう。だから、作戦研究の

概要、そして作戦共通の実施要領の概要が表裏一

の段階という言い方はできますか。

いう段階にと聞いたのは、大体予定があなたの頭の中に入っているわけですよ。それでなければあ

いう答弁にならない。こういうものが満たされれば、いよいよ長官段階、長官マターだというのがあなたの中にあるからああいう答弁になつたん

で、だから、くどいようだが聞いたんです。あとプラスアルファとしてどういうものが満たされれば、防衛府長官に報告されるのか。

○政府委員(塩田章君) 先ほど申し上げました

の程度の設想が満たされた時期でしよう。

○政府委員(塩田章君) まず一つ終了という言葉

に座られて、ユニホームから聞かれている設想の範囲は、つまりこれを言葉をかえて言うと、この

日米共同作戦研究が終了すると認められるのはど

ういうことはないんではないかというふうにまず一度思つております。

○秦豐君 それから、まだお尋ねかと思ひます。そこで、現在一つの設想について研究をしておる

と、ここだけ申し上げまして、それ以上将来どう

いう設想を幾つぐらい消化したらというふうにはまだ考えておりません。

○秦豐君 では、どういう時期になつたら、どう

いう設想が満たされたら大村長官に報告の運びに

なるんですか。いつごろになるんです、大体。

○秦豐君 いまの設想に基づく研究について私が報告を受けているわけですが、これ

につきましては、やはりまとまり次第、その設想に御報告しなきやいけないというふうに考えてお

ります。

○秦豐君 いや、だから塩田さん、ぼくが聞いて

おりますのはかなり具体的で、あなたはすでにあ

る一つの概要、第一分冊私のネーミングでは第

一分冊はごらんになつたわけですよ。しかし長官

がつたと。そうすると、共通の実施要領の研究準備というのにはそれに伴つて作業が進んでいくのがございません。

○秦豐君 共同作戦研究は恐らくこれ以上はあ

たから出ないと思います。だからやめます。

○秦豐君 作戦研究はかなり進んでいて第一分冊もでき上

げた。しかしそれを裏づける、つまり、法律で言えば施行令みたいなものだから、両方がワンセットにならなければなかなか運用できないでしょう。だから、作戦研究の

概要、そして作戦共通の実施要領の概要が表裏一

の段階という言い方はできますか。

○政府委員(塩田章君) 必ずしもそういうふうには考えておりません。一応別個の作業項目として研究をしていくつもりであります。

○秦豊君 それから、ガイドラインに沿つて、なかなかこうすることはきょうみたいにゆるゆるとした時間をもらつておらないとできないことなどで、やっぱりこれゆつくりやりましようね。一つ一つやつていきました。いい機会ですね、防衛局長。

これ読んでわからないのは、作戦運用上の手続の調整という表現があるんですよ。具体的にこれは何を指しているんですか。

○政府委員(塩田章君) 「あらかじめ調整された作戦運用上の手続」ということと、共通の実施要領、こういう項目があるわけでございますが、いま……

○秦豊君 いや、作戦運用上の手続の調整、その次のところに書いてあるでしょ。

○政府委員(塩田章君) はい。具体的に申し上げますと、たとえば指揮系統の異なる自衛隊と米軍の部隊が共同対処行動をとるわけでございますから、その部隊行動の整合性というものを確保していくためにあらかじめ特定の事項を幾つか決めておきまして、その事項につきましてどういった連携をとっていくかというようなことを決めてい

く、こういうことになるわけでござります。

○秦豊君 それから、それに関連してくるわけですが、指揮調整機関の隨時開設についての必要事項といふ、この具体的なイメージがびんとこう浮かんでこないんですよ。どの範囲なのかもわからぬ。それから、それについてはすでに一致をし

ているのか。さらに敷衍すれば、どんな段階でそれは開設されるのか、これも伺つておきたい。○政府委員(塩田章君) 調整機関につきましては大変大事な項目でございますが、いまのところ作業としましては余り進んでおりません。私いまの幾つかの項目の中で一番おくれている項ではないかと思つておりますが、従前、いままで、米側の今までのやり方なり考え方なり、日本側のや

り方、考え方をお互いに勉強し合つていて、どういう段階でどういう調整をしたらいいかというこ

とを研究する前の段階だというふうに申し上げてまいぐらの状況でございますが、どういう時期に調整機関を設けるかということにつきましては、ガイドラインそのものにも、侵略のおそれのある場合に調整機関を設けるということを含めて検討することになります。で、具体的にいまの時期、それからどのクラスの司令部間に設けるかとか、そういうようなことにつきましてまだ作業は進んでおりません。

○秦豊君 それから、第一項をちょっとごらんください。

つまり、作戦準備段階の共通基準の決定という表現がありますね。これは外務省北米局長にこれまでおきたいんです。英文では、これどういうテクニカルチームになつていますか。

○政府委員(浅尾新一郎君) お尋ねの件は、「日米防衛協力のための指針」の中で、侵略のおそれのあるというところで書いてあることかと思いますが、その中で書いている英語はレディネス

テージということでございます。

○秦豊君 レディネスステージというとスタンバイの態勢、それから即応態勢、即応段階、こういう解釈が近いんじゃないでしょうか。

○政府委員(浅尾新一郎君) これは武力攻撃が実際に行われるときにとられる共同行動に備えるた

めの作戦の準備でございますので、私たちとしてはこれを準備段階といふように訳しております。これは日本の英文辞書の中でもやはり準備といふのが一番広く用いられてると思います。

○秦豊君 防衛局長、例のスクランブルに関連してDEFCONの論議がすいぶんありましたよ。あれも三つ、五つの段階ありますわな。そうすると、日米のユニホームが若えてる方向というの

う概念が設定されたわけですね。そういうことになりますね。

○政府委員(塩田章君) いまお話しのように、空につきましては現在DEFCONという運用をしておりますが、それもいわゆる八十四条の場合だけございまして、全般的に自衛隊の場合ここで言う意味での準備段階というものは現在とておりません。それで一方、アメリカは御承知のようにとつておきたいんです。アメリカのやり方を研究いたしまして、両者整合のとれた準備段階を経ていくようにする必要があるということでおきういう項目が入つておることは御指摘のとおりだと思います。

○秦豊君 そうしますと、少しデテールにわたるけれども、陸上について言えば、北海道内に展開配備されている師団ですね、あるいはこれから充

足率を高めようとする師団、二と七師団、こういうふうな部隊がそれに最も近いのか。それから海上の即応態勢というのは、いまは一護衛隊群ぐら

いはまさにレディネスステージの状態にあるのか、こういうことはどうですか。

○政府委員(塩田章君) まず最初の陸の方でございますけれども、特定の師団という問題ではございません。陸上自衛隊としてどういう事態にどう

いう準備をしているかという問題であろうかと思

います。

それから、海上自衛隊につきましては、いま一

リリムパックには参加をするのか。するとすればどんな参加の仕方を——いま早過ぎますから答弁に対する報告書がすでに提出をされているわけであつてどんなものかと言えばお出しできないと。

見出しぐらいは出るかと言つたら、実に分厚なものをちょうどだいしましてね、先ほど。こういうものを見つけていたから相当浩瀚な資料が、詳細にわたり分析と総括が行われていると思うが、われわれ議員にはこの程度しかかない。しかし、リムパックについてはどんな参加の仕方をするのか、それからリムパック以外に海の面でアメリカとの共同演習あるいは共同訓練はあり得るのか、この辺をちょっととまづ伺つておきたい。

○政府委員(石崎昭君) リムパック参加につきましては、今回のリムパックで非常に多くの成果を得たと私ども思つておりますので、次のリムパックの機会に、可能であればもちろん参加したいと思つております。その際にどういう参加の仕方をするかについては、いま秦議員のおつしやつたところを参考にしながら検討いたしますが、当然練度の高い、参加して成果をより多く持つて帰れるよう

思つております。その後も思つておりますので、次のリムパックについて乗組員なりを選んで参加をさせるということが、どうなるかと思ひます。

それから、リムパック以外の海上の日米共同訓練につきましては、從来から何回もやつてきておりますような訓練を、内容をより充実しながら今後も続けるということになろうと思ひます。

○秦豊君 陸の共同訓練を来年ぐらから考えておるようだけれども、さしつけは、たとえば富士を想定しているのか沖縄での共同訓練なのか共同演習なのか、まさか硫黄島ではあるまいとまだ思われるけれども、その辺の陸の共同訓練の——あなたが所管らしいから参事官の所管の範囲で具体的にどの辺までを考えているのか、ちょっと述べてください。

○政府委員(石崎昭君) 陸の共同訓練につきましては、今までやつたことがありませんのでぜひやりたいという希望をかねてから持つております。一回のはずだから。そうすると、再来年はやっぱ

て、五十六年度から始めたいというつもりでおりますが、内容についてはおおよそそういうことをやりたいという見当がついてきたんだあります

が、お尋ねの場所につきましては実際のところまだ全然決めておりません。これから一番適当な場所、一番スムーズに行える場所をよく調べまして

場所を選定したいと思っている状況でござります。内容については、今まで今国会でも御説明したというようなことで御存じだと思います。○秦豊君 それから、これは塩田局長の範囲に入りますか参事官の範囲かちょっとわからないんですが、長官も聞いていてくださいよ、これ。

日米間のいろんな共同演習を積み重ねますね、訓練を積み重ねますね。アトランダムに年次計画を突き合わせて毎年やつていけばいいんじゃなくて、共同演習に関する覚書というふうなものが必要じゃありませんか。だから、ある段階には共同演習に関する覚書的なものを交換するお考えは現在あるのかないのか。

○政府委員(石崎昭君) ガイドラインの中で、共同訓練につきましては必要な共同訓練を適時行うという表現になつておりますのですけれども、実はガイドラインができる以前から御存じのとおり日米共同訓練は数多く行つてまいりました。その都度米側と打ち合わせながら計画を策定し実施してきたわけでありまして、いずれもそういうの

でなくして、原則的な共通的なことをまとめ取り決めにしておくということは意味のあることかもしません。そこで、それは今後ちょっと考えたいと思いますが、いますぐそういう覚書をつくつて交換するということは考えておりません。ちょっと検討したいと思つております。

○秦豊君 必要になる時期が来ると思ひますから、ぜひ受けとめて検討をすると、そしてそれを国会を通じて国民の前に明らかにする。こういう

ことを絶えずやってください。

それから、これもう少しだけガイドラインをやりますが、交換情報の種類というのはどんなものか、お尋ねの場所につきましては実際のところまだ特定はできませんで、軍事上、作戦遂行上必要な情報はすべて含まれるというふうに考えております。

○政府委員(塩田章君) 各共同作戦をする場合の情報でございますから、もうどんな種類と言つても特定はできませんで、軍事上、作戦遂行上必要な情報はすべて含まれるというふうに考えております。

○秦豊君 では、この情報交換部隊というは何ですか。

○政府委員(塩田章君) このことにつきましてはまだいまからの研究になると思いますが、具体的に日米の部隊が共同対処行動に入ります場合に、お互いの持つている情報をどういうところでどういう形で交換をしていくか、いずれにしましても一人の指揮官での指揮系統の中に入るわけではございませんものですから、どうしても調整ということになりますと、お互いの持つている情報の交換ということが一番大事なことになると思います

ので、その場合のやり方、それを担当する部隊、それをどういうふうに考えていくか、こういうことをございまして、今後の日米共同研究の中の一つのテーマとして今後進めていきたいと考えるわけでございます。

○秦豊君 それから、日米相互間の通信連絡体系の整備という表現がありますね。これは膨大なことで、今後もその方式で多分スムーズに行われるであろうと思います。

ただ、日米共同訓練についてその都度検討方式でなくして、原則的な共通的なことをまとめ取り決めにしておくことは考えておりません。ちょっと検討したいと思つております。

○秦豊君 それから、日米相互間の通信連絡体系の進んでいない分野でございまして、いまの情報の交換とも関連をいたしますが、現地で行動いたします各部隊の間でどういう通信連絡をとれば一番いいかといったようなことを研究していくといつてお

えば一両年を費いて。

○政府委員(塩田章君) これも実はまだ余り研究

されておらず、たとえば中央指揮所とアメリカの間

にホットラインは考えられるという答弁でしたかね、言葉は正確でないかもしれないが。これは横田の在日米軍司令部と接続をすればよいという意味なのか、あるいはちょっと第三者で考えればそ

うじゃなくて、そこだけでは不十分であるから、たとえば横浜に置かれているCCCS、この米軍のシステムあるいは七艦隊の海上監視情報センター、こういうもの、それは当然にオアフ島のスマス・キャンプにある太平洋艦隊司令部の洋上監

視システムセンターあるいは艦隊指揮支援センター、これに全部衛星のネットワークにコネクトされるわけですから、単に中央指揮所と横田の司令部がコネクトされるという矮小化されたものじやなくて、中央指揮所が日本周辺の危機に対処するというのであれば、当然オアフ島のスマス・キヤンプあるいは海洋偵察衛星——サテライトを含めた米軍がグローバルに持つてある通信ネットワークと中央指揮所がジョイントされると考えた方が軍事常識的には素直だと思うが、そういうことも含まれているわけですか。

○政府委員(塩田章君) いまのお尋ねの点につきまして私がお答えしましたのは、中央指揮所ができた場合には何らかの形で米軍との間の連絡については考える必要があるだろうということをお答えいたしたわけですが、具体的にいま横田と結ぶのか、ほかの点と結ぶのかということでお答えいますが、私どもはいまそこまで詰めておりませんけれども、いまいろいろ御指摘になつた米軍の中のいろんなそういった通信連絡組織というの

と結ぶのか、ほかの点と結ぶのかということでお答えいたしたわけですが、具体的にいま横田と結ぶのか、ほかの点と結ぶのかということでお答えいたしたわけがありりますが、具体的にいま横田と結ぶのか、ほかの点と結ぶのかということでお

うふうに思つておるわけですか。

○秦豊君 そういう言い方するわけか。しかし同時に、じや横田がキーステーションになるわけだ、米側のね。あなた方はローカルの受け局になると、ネットワーク、ローカルステーションになるわけだ、サブステーションに。だけども、横田とジョイントすれば私の申し上げたようなグローバルな戦略情報はすべて吸収できる、把握できる、それであってこそ日米共同作戦がダイナミックに展開されると、こう理解していいですね。

○政府委員(塩田章君) 日米の調整機関につきましては、中央指揮所の建設とも関連いたしまして、日米の緊密な連絡体制ということは今後考えていかなければいけないと思っておりますが、その具体的な方法としては、私先ほど申し上げましたように、在日米軍司令部と防衛庁との間の連絡ということで私はよろしいんではないかというふうに考えておるわけであります。

○秦豊君 七Fですね、七艦隊の作戦会議というのがレギュラーに行われているわけですよ。大体頻度は三月に一回ぐらい、あとは随時だと思うだけれど、それにはアメリカをもちろん中心にして、オーストラリアとか、それからニュージーランドとか、たまにイギリスとかいう情報将校が参加しているわけですよ。あるいは作戦参謀が参加

ね。ところが、作戦の通信なんぞ、私的な会話じやないんだから、通信じゃないんだから、ぼくの言つたようなネットワークを持つことの方が機能的じやないんですか。そうでなきや逆に機能を果たせないんじゃないの、役割りを。違いますか。

○政府委員(塩田章君) 先生のおっしゃる意味がちょっと私もわかりかねるんですが、もちろんS-Fシステムにしましてもバージョンシステムにしましても、自衛隊側のものは全部当然今度の中央指揮所に集中するようになります。米側のものはまた米側でやっておられるわけでございまして、私どもから言えば、在日米軍司令部との連絡ができるれば、それから先は米側の中の話ではないかといふふうに思つておるわけであります。

しているわけですよ。これ、海上自衛隊の連絡将校というのはときどきメンバーに、あるいはオブザーバーとして加わっている形跡ありますか、事実ありますか。

○政府委員(石崎昭君) お尋ねの第七艦隊の会議がどういうものであるか実はちょっとわからないんですが、三ヵ月に一遍云々ということからして思ひ当たりますのは、第七艦隊のやっている会議の中のスケジュールコンファレンスと呼ばれているものだろうと思います。これには自衛艦隊から必要な係官を派遣して、第七艦隊と訓練その他スケジュールの打ち合わせを四半期に一遍やつておるということはそのとおりでございます。そこへ必要に応じてオーストラリアとかニュージーランドとか、そういうところの連絡将校も来ているということも承知しております。ただ、私どもの訓練の関係では、日米の間だけでスケジュールの調整をするだけで必要にして十分でありますので、オーストラリア、ニュージーランドが同席しております、来ているということは知つておりますが、そことは打ち合わせやつてない、そういうことでございます。

○秦豊君 それから、ガイドラインをもうすぐ早く終わりたいんだけどなかなか進まないんだけれどね、これ。とてもこれはもう三時間じゃ済まないな、これは。

基地の効率的かつ経済的な使用であるわけですね。これは日本から見て基地の経費の分担をふやしていくという考え方、それから基地を日米共同で使用するという意味が当然含まれていると思うだけれど、現在、現実に自衛隊と米軍が共用している基地の実数ですね、範囲、ちょっと述べてください。

○政府委員(渡邊伊助君) 日米共同使用といふとでございますので、地位協定の二条四項(a)と二条四項(b)、この規定に該当するものをお答えすればよろしいかと思いますが、二条四項(a)によります共同使用施設——飛行場とか対地射爆撃場、港湾施設等々ございますが、全部で二十九件でござります。

います。

それから二条四項(b)に該当しますものは十二件でございます。

○秦豊君 これから共同使用が予見されるあるいは考へている基地というはどうなるのかな、嘉手納とかどういうふうになるんですか、どういうことを考へています、日米の共同使用というのは。

○政府委員(塙田章君) 先生のお尋ねがガイドラインの第三項、大きな第三項にあります点についてのお尋ねであるとしますと申し上げますが、実は第三項に基づく研究はまだ全然入っておりません、そういう段階でございます。

○秦豊君 ガイドラインに言う自衛隊基地の共同使用、便宜供与あるいはその他の支援についてなんですけども、その場合に大事なことがぼくは抜けているとと思うのは、日本の国内法上全く障害がないのかという点なんですよ。これ、今までぼくも触れなかつたんだけど、なるほど防衛省設置法を見ると、防衛省は駐留軍に対して物資や労務等を調達することができる。しかし、自衛隊自体がそれを行うという場合には法的根拠は何にもないでしょ、違いますか。

○政府委員(塙田章君) いま申し上げましたように、この点の研究にはまだ全然入っておりませんのが、いかという御趣旨は、これは三項といいますので、具体的にはちょっとお答えがしづらいですね。これは日本以外の極東における事態での米軍に対する協力でございますので、そういう意味でこれ自衛隊の問題じゃございませんので、おっしゃいまして、その中には防衛施設が施設の提供等の事務

○秦豊君 根拠ないでしょ。

○政府委員(塙田章君) はい。

○秦豊君 だから部隊と部隊が接触するんだから、これからは内局じゃないですから、檜町じゃないんだから。そうすると当然国内法規の整備をしなきゃいけませんよ、違いますか。

○政府委員(塙田章君) いま申し上げましたように、いまから、今後の研究課題でございますが、御承知のようにこのガイドラインに基づく研究は、法令にかなつた範囲についての研究をするとことになつておりますので、その辺は踏まえながら研究していくかなきゃいけないと思つております。

○政府委員(浅尾新一郎君) ちょっと法的な面を補足させていただきますけれども、この三項に書いてありますところを読んでいただきますと、「日米両政府は、」ということです。「両政府は、」といふ言葉を使っておりまして、ここでは自衛隊ということでなくて、政府という言葉で補つてございますので、いまの先生の疑問には十分こたえておると思います。

○秦豊君 日米ガイドラインというのは、長官、非常に巧みにでき上がっているんですよ、論理構成が。つまり日本国憲法とか国内法規とか、それから事前協議一切妨げないようにならんとする抜け方でございませんので、この点の研究にはまだ全然入っておりません。

○政府委員(塙田章君) いま申し上げましたように、この点の研究にはまだ全然入っておりませんのが、いかという御趣旨は、これは三項といいますので、具体的にはちょっとお答えがしづらいですね。これは日本以外の極東における事態での米軍に対する協力でございますので、そういう意味でこれ自衛隊の問題じゃございませんので、おっしゃいまして、その中には防衛施設が施設の提供等の事務

けれども、ぼくはそう思つてます。違いますか。

○政府委員(塙田章君) 自衛隊は、もちろん自衛隊法、防衛府設置法に基づいて行動をいたしますので、それはそのとおりでございますが、そのことですが、安保条約に基づきましての米軍が来援をしとくる、その米軍と共同対処行動をするということを別に、何といいますか、配慮するというか、そういうことの関係ではなくて、自衛隊は、共同対処行動をしましても、あくまでも自衛隊の任務に基づきましてわが国の防衛に当たるわけでございませんから、そのことと米軍の来援とは法律的に別個の問題でございます。私は別に、なじまないとか矛盾するとか、そういうことはないと思つてます。

○政府委員(塙田章君) いま防衛厅は、防衛研究それから日米共同作戦研究それから奇襲対処、有事法制、ずっとさつき申し上げたように総合的な検討等を進められてるわけですね。そうすると、これ全部関連があり、お互いの整合性に注意しながら進めてるわけです。これが一定の段階に達しますとどうでもあなた方がぶつかる問題といふのは、いうふうに考えております。

○秦豊君 いま防衛厅は、防衛研究それから日米共同作戦研究それから奇襲対処、有事法制、ずっとさつき申し上げたように総合的な検討等を進められてるわけですね。そうすると、これ全部関連があり、お互いの整合性に注意しながら進めてるわけです。これが一定の段階に達しますとどうでもあなた方がぶつかる問題といふのは、いうふうに考えております。

○秦豊君 いま申しあげるのは、ガバーナンス。私はやっぱり日米共同作戦あるいはガイドラインの路線というのは、もうすでにあの古びた自衛隊法とか防衛府設置法の領域だけではカバーしきれない内容を余りにも多く含み過ぎていると思うんです。

したがつて、私の申し上げたような、整整としたあなた方が進められている研究がある段階に達したら、あなた方が次に目指すのは自衛隊法と防衛府設置法の改定——あなたがたの日本語だと、これはなぜか改正になるんだがね、改定。改悪と

いう野党側の日本語も成立しますね。この問題にあなた方が進められている研究がある段階に達したら、あなた方が次に目指すのは自衛隊法と防衛府設置法の改定——あなたがたの日本語だと、これは認められるというのはわが国の防衛である、わが国の防衛。それから領空侵犯への対処だけであつて、本当はアメリカとの共同作戦といふのは現行の法体系にはなじまないんですよ。自衛隊法とか設置法とか防衛二法にはぼくはなじまないと解説を持っている。きょうは法務局長官を呼んで答弁がわかっているから呼ばなかつたんだ

○政府委員(塙田章君) 防衛研究あるいは日米共同研究、有事法制、奇襲対処、いろいろ研究して

おることは事実でございます。いずれにしましても、たとえば日米共同研究は、先ほど申し上げておりますように、お互いの国の法律、予算その他を拘束するものではないという前提での研究になつております。それから防衛研究、有事法制、奇襲対処は、まあまあアメリカとは関係ないわが国の問題でございますが、いずれにしましても私どもは、いまそいついろいろな研究をしておりますが、立法を前提にしての、新しい立法を前提としての立法作業に入つておるわけではございません。いろんな問題点の研究をしておるということでおざいます。将来そういうことがあり得るかということは、今後の、研究した後の課題ではないかというふうに考えます。

○秦豊君 私は隊法と設置法を全部つくり変える

といふ意味の指摘をしたんじゃなくて、このこと

は午後に詰めていくけれども、一つ一つやつてい

くと、たとえば統幕のあり方とかあなたの方の内局

の機構の問題とか、これをやつていくと、これは

あなたのよう答弁ではカバーし切れない。隊法

その時期に来ているの。あなたの方はそれを考へて

いる。けれども、考へております、法制調査室

に素案がありますといふことは口が齧つても言わ

ないけれども、そこまですでに来ているんです。

そうでなければ脈絡にならないの。だけれどもそ

れは、たとえばじやこういう点はどうですかとい

う点は午後にやつていきますが、ぼくはそういう

意味で言っているんですよ。

○政府委員(塩田章君) 先ほど申し上げましたよ

うに、いろいろな研究をしております。その研究

をいまの時点では、立法化を前提とした研究とい

うことじやなくて、それぞれの項目についての研

究をいたしておるわけでござりますが、その結

果、どういう立法措置が要するかどうかというこ

とにつきましては、いまの時点の問題ではござい

ませんけれども、今後の課題であろうといふう

には考へておるわけであります。

○秦豊君 では恐縮です、午後に。

おることは事実でございます。いずれにしましても、たとえば日米共同研究は、先ほど申し上げておりますように、お互いの国の法律、予算その他を拘束するものではないという前提での研究になつております。それから防衛研究、有事法制、奇襲対処は、まあまあアメリカとは関係ないわが国の問題でございますが、いずれにしましても私どもは、いまそいついろいろな研究をしておりますが、立法を前提にしての、新しい立法を前提出しての立法作業に入つておるわけではございません。いろんな問題点の研究をしておるということでおざいます。将来そういうことがあり得るかということは、今後の、研究した後の課題ではないかというふうに考えます。

○委員長(林道君) 午後一時三十五分再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時三十五分開会

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○秦豊君 午後の本題に入る前にちょっと三つ、四つ伺つておきたいことは、まずバッジですね、バッジシステム。このバッジXの導入、選定、導入を前提にした選定のタイムリミットはいつごろに置いていますか。

○政府委員(塩田章君) 五十六年度にシステムの選定はいきたいと思っております。そのシステムの選定ができますれば、その様子を見てでございますが、五十七年度以降に導入に入りたいと設置法にどうしても空き当たるんですよ。いま

あなたのような答弁ではカバーし切れません。

○秦豊君 その五十六、五十七ですか、この前ち

ようとチームを送りましたね。じゃ、選定作業の現状と今後のスケジュールをもう少し細かく。

○政府委員(塩田章君) 現在のバッジシステムが性能上不足してきておりますので、次のバッジシ

ステムに変えたいということはかねがね考えてお

つたわけでござりますが、五十四年度から現在の

バッジシステムの性能、能力につきまして研究、

評価を行つてしまつまして、五十五年度にバッジ

システムの改善という観點から、あるべきシステ

ムの規模、効果、所要経費といったようなことに

関する調査を始めてまいりました。いま申し上げ

まつたように、五十六年度にさらにこの五十五年

度の成果を踏まえまして、整備構想というところ

まで策定をしたいといふうに考へておるわけであります。

○秦豊君 そうすると、E2Cが運用に入る昭和

五十八年、符節がびつたり合いますか。

○秦豊君 それから、これわからぬからちょっと

おきたい。

○政府委員(塩田章君) いま御指摘のアグレッ

サー・スコードロンと言われましたのは、恐らく

すのは、いま申し上げましたバッジXは実際の導

入はかなりおくれるわけでござりますから、E2

Cが入りました時点では現在のバッジシステムと

の連立を考えなくちゃいけないというふうに思つ

ておりますので、所要の通信バッファなどを整

備していく必要があるというふうに考えておりま

す。

○秦豊君 それから防衛局長、今度のバッジXで

すね、これは相変わらず輸入という路線が濃厚な

のか、中枢部のコンピューターシステムですよ。

○政府委員(塩田章君) 現在の時点はシステムそ

のものを研究しておりますが、どの機種というこ

とにつきましたはまだ白紙でございます。

○秦豊君 白紙であれば、たとえば国産の富士通

あたりがいま開発をすでにやつている超大型のベ

クタープロセッサーといふうな機器、汎用の五

十倍ほどの能力のある、こういうふうな、アレイ

プロセッサーとも言つておりますが、こういうふ

うものは考慮の範囲内に入りますか、白紙であ

れば。

○政府委員(和田裕君) お答え申し上げます。

○秦豊君 いま防衛局長が申し上げましたとおり、バッジ

そのものにつきましての規模であるとか、それか

ら性能であるとか、そういった点もまだ決まって

おりませんもので、その点につきまして、いま富

士通という具体的な名前がございましたので、そ

の関連では非常に答えていくわけでござります

が、一般論で申し上げますと、確かに先生御承知

のとおり、日本の電子計算機の能力が非常に向上

しておりますので、次のバッジを導入する場合

に、そういう非常に向上した日本の電子機器

メーカーの能力を利用することは十分に考慮に入

れていく必要があるだろうと、一般的にはそういうふうに考えております。

○秦豊君 ます場合の、アグレッサー・スコードロンという

れども、私どもアメリカでやつておりますのとは

ちょっと違います、いわゆる何といいますか、よその国の特定の飛行機に対する戦法の訓練と、こういふものではございませんで、いま申し上げました各飛行隊のパイロットの訓練なり、戦闘技術の評価をしてやることを目的としておられます。いわば実習学校の一種みたいな形にないと思いますが、そういうものでございまして、特定の、アメリカのアグレッサー・スコードロンとは私はちょっと違っているというふうに思つてゐるわけであります。

○秦豊君 これは和田さんの範囲でしょうかね。あなたがワシントンに行かれたのは九月だと記憶していますけれども、あれが日米軍事装備技術会議の第一回といふ認識でいいのか、よければ第二回はいつどこで、たとえば東京なのか、その場合は——あなたがたがプロポーザルをかなり出してますからね、ワシントンで、和田さんが、あなた行かれたんでしょう。だから今度は何がボイントなのか、この辺ちょっと言ってください。

○政府委員(和田裕君) まず、私確かに参りましてのは今年九月でございまして、三日、四日に向こうへ参りました、これが第一回の日米装備技術定期協議でございました。第二回目はどちらでやるかといいますと、第一回目にワシントンへ行きましたので第二回目はどちらに来ていただくのが順当だろうということで、一応東京というような予定にしておりますけれども……

○秦豊君 いつです。

○政府委員(和田裕君) 日時等につきましては、これはいま事務的に事務当局間で検討しているところでございまして、まだ決まった日時はございません。

それから第三点の御質問で、一体どういうことが議題になるかと、いうことでございますが、ワシントンでは、先生御承知かと思いますが、私どもは基本的には日米の装備品の共通化、標準化ということが非常に大事であるという認識のもとに、その標準化について基本的にかなり進んでおるわけでございますが、いろいろ足りない点に

ついてさらこういったことを進める必要がある

のではないか。それから現在もいろいろ行っておりますところの日米装備技術に関しましてのいろいろな技術的な交流、こういったものについて、

これをさらに活発にする必要があるのでないですか。それからFMSにつきましては、これでいろいろアメリカから装備品あるいは技術の導入を行つておるわけでございますが、これにつきましてさらに引き渡し時期の遵守をお願いするとか、それから精算事務のより円滑化をお願いするというようなこと。それから最後に、技術のリリースの問題につきまして、F15とかそれから魚雷でありますとか、そういうものにつきましてさらに大幅なリリースをお願いしたいというような要請をしてまいりましたわけでございます。

それから、これは席内外というふうに申し上げた方が正確だと思いますが、その他当方が関心を持つておりますところの最近米国で開発が終わっていますからね、そこから遡った事務当局間での折衝終わつてしまふのでちよと私がはつきり言うのはいかがかと思いますが、年内という点についてはいかがかであります。だから最後に、技術のリリースの問題につきまして、F15とかそれから魚雷でありますとか、そういうものにつきましてさらに大幅なリリースをお願いしたいというような要請をしてまいりましたわけでございます。

○政府委員(和田裕君) 月という点についてはいかがかであります。だから最後に、技術のリリースの問題につきまして、F15とかそれから魚雷でありますとか、そういうものにつきましてさらに大幅なリリースをお願いしたいというような要請をしてまいりましたわけでございます。

○政府委員(和田裕君) 月という点になるかどうかわかりませんけれども、一月の可能性も絶対ではないというふうに考えております。

○秦豊君 それから、装備局長、経団連の兵器生産委員会のリポートなんか読んでみると、たとえばアトランダムな技術協力というんじゃなく、包括的な日米兵器共同開発協定というふうなもの資料を得てまいっと、こういうのがまずワシントンでの成果でございました。

今回どういうことをやるかということでございましたが、今は、この間ペリー次官が九月に来られたのでございますが、そのときに大臣以下お会いになりました、一応両者の間で大体こういうことが持ち帰り案として決まったわけでござりますが、その内容と申しますのは、まず現在の日米間で、その技術交流の間で何か本当に問題があるかどうかをひとつケーススタディー的に具体例で当たつて勉強してみようではないか、こういうことがございまして、これ全くの思いつき的に出た一つの問題としましては、エア・ディフェンスということで、こういったようなことにつきまして持ち帰

ります。それで、たとえば最近の事例でいいますと八月十六日でござりますが、八月二十一日にも何か同じようなことが出ておりますが、そういったような記事が出たたびに、実は経団連の方に、果たしてそれが出てることは私どもも見聞きしておりますけれども、たとえば最近の事例でいいますと八月十

六日でござりますが、八月二十一日にも何か同じようなことが出ておりますが、そういったようなことを、実際に具体的には経団連の防衛省産委員会でござりますが、問い合わせておりますが、そういうことを堅持するという方針を固めた

○秦豊君 いつとは決まっていないが、時期としては年内には開催が可能だし、その必要があるんじゃありませんか。

○政府委員(和田裕君) 確かに先生おっしゃるとおり、年内というような案も一時米側も出されただ、事務的でございますが、事務当局からあつたこともあるんでございますが、ちょうど年内といふのは予算編成、こういう時期でございますし、いろいろ立て込みますので果たして年内にできるだけかこら辺また事務当局間での折衝終わつてしまふのでちよと私がはつきり言うのはいかがかであります。だから最後に、技術のリリースの問題につきましてはいかがかであります。だから最後に、技術のリリースの問題につきましてはいかがかであります。

○政府委員(和田裕君) 月という点についてはいかがかであります。だから最後に、技術のリリースの問題につきましてはいかがかであります。

○秦豊君 それから、これは武器輸出禁止というふうなケーブルを見るとわからない。だから、日本が優位を占めている分野もあるわけ、たとえばエレクトロニクスのある分野とか。そうすると、全部を組み合わせると高度な兵器になるんだけれども、パーソナルをみるとわかる。だから、日本が優位を占めている電子部門などで部品を日本が生産をし、それを逆にアメリカに送るというふうなケースは、これは武器輸出禁止という原則に抵触するおそれは多分出てくるのかこのないのか。

○政府委員(和田裕君) まず、お答えする前にちよつと補足させていただきたいんでございますが、九月にアメリカへ参りましたときに、これは念のためではあるけれどもという前置きで私は幾つか言つたのでござりますが、主に二つのことを申し上げました。

○政府委員(和田裕君) まず、お答えする前にちよつと補足させていただきたいんでございますが、九月にアメリカへ参りましたときに、これは念のためではあるけれどもという前置きで私は幾つか言つたのでござりますが、主に二つのことを申し上げました。

一つは、こういった日米装備技術定期協議第一回目が始まるわけですが、その際に、私ども日本の自衛隊といたしましては常に国民のコンセンサスとともに進む必要があるんだ、十分にコンセンサスを踏まえながらいかないといけない、そういうふうに考えておりますので、その点については御認識あると思うけれども、十分によくさらに御認識願いたい、それが第一点でございます。

第二点につきましては、いわゆる日本におきましては武器輸出三原則及びその後で出されました五十年二月二十七日付の政府の統一見解、こういったものがござりますので、そういったものを踏まえてやる必要があるんだという点、その他いろいろ申し上げたのでござりますけれども、その二点につきましてははつきり申し上げまして、それについては先方なりに御了解願つたと私は考え

○秦豊君 防衛庁の考え方を聞いている。

○政府委員(和田裕君) 防衛庁でございます。

○秦豊君 もちろん。

ております。

それから第三点目に、エレクトロニクスのパック等が輸出される場合に、武器輸出の三原則及びその統一見解に当たるかどうかという点につきましては、これは実は、先生御承知のとおり、通産省の所管でございまして、また通産省が必要があるれば外務省に御相談になつてそれはお決めになります、こういうことでございますので、私どもとしては公権的にこの問題について物を申し上げられる立場にございませんので、ちょっととその点は関係の当局の方にお聞き及び願いたいと存じます。

○秦豊君 次の戦車、七四式の後継車種、戦車ね、八八式と言つてゐるのかな、八八式の主砲は今度はイギリスじゃなくてアメリカに依拠をするというふうな報道が伝えられておりますわ。依拠するのは主砲だけなのか、あとは例の高出力の空冷ディーゼルエンジンであるとか、セラミックを使つたチーフテン戦車のような鋼板ですね、こういうものを含めて全部国産で貰い得るのか、その辺ちょっとと聞かしてください。

○政府委員(番匠教彦君) 次の戦車につきましては、現在、技術研究本部におきまして、その構成要素といいますか、各部分部分でござりますね、その基礎研究といいますか、研究をやつてゐる段階でございます。したがいまして、火力の問題、防護力の問題、それからそのパワープラントその他の問題を含めていろいろ基礎研究をやっておりまして、わが方におきましてもその戦車砲の研究もやっておる段階でございます。それで、五十六年度付近で一応基礎研究を終わつて次の戦車の構想を固める段階に来ておりますが、外国のものを導入するとかというようなことはまだ決まっておりません。今後の検討課題でございます。

○秦豊君 これは、八八式はいま余り答弁も煮詰まらないからいいでしよう。ただ、今後の私たちも関心領域だから。予備自衛官のことちよつと答えておいてください。ということは、ことしの白書を読んでみると、予備自衛官制度はきわめて重要という個所が

あつて、それから違つたところには、米英では軍隊経験皆無の新人青年が採用されている、こういう記述があるんですよ。二つを結び合わせるの、あるいは有事法制研究の検討の一環の中と、自衛隊の将来構想として陸海空三自衛隊の勤務体験を持つた隊員が自動的に予備役——予備自衛官にじやなくて、対象を広げる、選考対象を、というふうな構想がいまちらついているのか、あとは考え始めているのか、この辺ちよつと聞いておきたい。

○政府委員(塙田章君) 予備自衛官について、自衛隊を退職した人以外からも募集するかどうかと、いうお尋ねでございますが、私どもそういう考えは持つておりません。

○政府委員(塙田章君) ついことしの夏に刊行された「陸戦研究」という研究雑誌があつて、これは例の陸自の「幹部学校記事」がなくなつたからこの雑誌がでますけれども、この中に、師団編成に予備自衛官の導入という発想と、それから健全な信念を持つておきたい。

○政府委員(塙田章君) ついことしの夏に刊行された「陸戦研究」という研究雑誌があつて、これは例の陸自の「幹部学校記事」がなくなつたからこの雑誌がでますけれども、この中に、師団編成に予備自衛官の導入という発想と、それから健全な信念を持つておきたい。

○政府委員(塙田章君) いまの「陸戦研究」の話は、いまちよつと突然で私も承知いたしておりますが、先ほど申し上げましたように、いまのところそういう御指摘のようなことを考えてはおりません。

○政府委員(塙田章君) それから、予備自衛官これで終わるけれども、これは西廣さんが研究されてるようですね、有事法則は、おたくの府内では、現行法では予備自衛官が出頭せよと、防衛招集に出頭せよといった命令に違反した場合、来なかつた場合、不出頭といふか、この場合は三年以下の懲役とか

禁錮とかいろんな該当するあれがありますわな。

有事法則の一環ではこれは見直す考えが現実にあるのか、あるいは有事法制研究の検討の中と、行政機関や企業の協力の義務化なんというのを検討の対象に入つているのかどうか、念のため聞いておきたい。

○政府委員(夏目晴雄君) ただいま御指摘の点につきましては具体的に検討しておりません。

○秦豊君 それから、岡崎さん、突然だけれども、今国会なかなかあなたの提供されたニュースが多かつたんですね。それで、だから一度聞いてみようと思つたんだが、防衛庁のすぐれた情報収集能力の片りんをぜひうかがわしてください。ミニスクですね、例の長く塗づけになつていていかで、おろしてある。それでようやく久々の航海を行つた。これは日本のいわゆる専門家といふ人々の中には、重大なエンジン部分の欠陥のために相手に、オーバーホールとは言えないが、修理が必要であつたから、不本意にも一年近くもさびていたんだと、こういう見方をすれば、いやそんな問題ではない、政治配慮だらうという、ちよつとうなづけないような指摘もある。専門家としてあなたはどう見ているんですか。

○政府委員(岡崎久彦君) ミンスクが昨年の夏に回航いたしまして、配備されました。ことしの夏まで日本海の外に出なかつたんでござりますけれども、その間必ずしも全部港にいたわけでもないと思われわれは推測しております。これは日本海でのわれわれの監視の及ばない部分もございまして、その部分における行動等は配慮されておりません。また長期の航海の後でござりますから、ある程度の補修があつたことは優に想像されるんだけれども、具体的な個所に重大な欠陥があつたということは確認しておりません。

○政府委員(塙田章君) 本題に返りますが、ある程度の補修があつたことは優に想像されるんだけれども、それが独自に区分けを、区分している。これは統合部隊というふうな考え方がだんだんだんだいふくとすれば、こういう現在の配備編成というのは将来構想の中では検討の対象になるのじゃありませんか。

○政府委員(塙田章君) 御指摘の、たとえば平時におります災害派遣等もございまして、一応警備担当区域といったものを設けておるわけでござりますけれども、具体的な個所に重大な欠陥があつたということは確認しておりません。

○政府委員(塙田章君) 本題に返りますが、防衛研究等も次々にまとまり始めてる。有事の際に三つの自衛隊を統合的に運用するというのは当然のこれは常識でしょう、あなた方の。そのためには、いきなり有事の運用はむずかしいから、平時から三自衛隊

間の連携とか習熟とか、いわゆる統合訓練というものが必要だうと私は思いますよ。これはむしろ米軍との共同演習拡大の方向よりも優先順位が高いのじゃありませんか。これはどうです。

○政府委員(塙田章君) 陸海空の間の統合訓練の必要性につきましては、全く私ども同感であります。○秦豊君 珍しく見方が一致しますけれども、具体的には来年あたりから実施の構想はあるんですか、プランは。

○政府委員(塙田章君) 陸海空の統合演習につきましては、五十四年度に一度実施いたしました。初めて統幕議長が統裁官になつて実際の部隊も動かしましてやつてみたわけでございますが、その成果も得られましたので、ことしは実施しておりますが、五十六年度から実施いたしたいと考えております。

いまお尋ねの構想ということでござりますと、演習の構想という、そこまではまだいつております。いつお尋ねの構想ということでござりますと、演習の構想ということでござりますと、演習の構想という、そこまではまだいつております。いつお尋ねの構想ということでござりますと、演習の構想という、そこまではまだいつおります。

○政府委員(塙田章君) それから、皆さん配備を見ますと、たとえば空と陸が例の方面隊ですね。それから海が警備区、この三十七万平方キロメートルをオーバーラップして切つていますよね、空間を。それ

がそれが独自に区分けを、区分している。これは統合部隊というふうな考え方がだんだんだんだいふくとすれば、こういう現在の配備編成というのは将来構想の中では検討の対象になるのじゃありませんか。

○政府委員(塙田章君) 御指摘の、たとえば平時にあります災害派遣等もございまして、一応警備担当区域といったものを設けておるわけでござりますが、空の場合は性質上ちよつと様子が違いますが、空の場合は性質上ちよつと様子が違いますが、空の場合には性質上ちよつと様子が違いますけれども、海と陸につきましては御指摘のようになります。具体的に、それではいまどこをどうに余り警備区が異なつておるのも適当じゃないんじゃないかというところまでの具体的な案を持っておりまます。具体的に、それではいまどこをどう変えるかというところまでの具体的な案を持つておるわけじゃございませんけれども、問題点とし

ては意識はしております。

○秦豊君 それから、部隊の統合運用を考えた場合、いまのような統幕のある部分に情報センター、内局に調査一課、二課と、こういううばらばらばらとしてまたミグ25事件のときのあなたの方の例の対応といふのではまたそしりを免れません。だから、部隊の統合運用ということを考えた場合に、当然情報機能の一元化ということは考えているのでしょうか。

○政府委員(塩田章君) 情報機構の整備につきましても防衛庁内の一般的な機構の問題と関連をして検討をしておるわけでございますけれども、いま具体的には御指摘のように統幕にも内局にも各幕にも情報担当部局がございまして、そういう意味ではばらばらになつておるわけでございますが、実際の運用としまして現在その統一的な運用ということをここ一、二年大変配慮をしてまいりまして、それなりにうまくいつておるのじゃないかといふうに実際の運用としてはそういうことを配慮してやつております。

今後の機能、組織をどうするかということにつきましては検討はしたものございまして、これからも常に大事な問題でございますので、あるべき姿を検討していかなければいけないとおつております。そこで、白川氏の発言に対し塩田さんたちがどう考へているかをちょっと対比してみたいのですが、実際の運用としまして現在その統一的な運用と、いつまでカバーし切るかということになるんでしょうか。

○秦豊君 機構を変えないで運営でカバーする

と、いつまでカバーし切るかということになると、それが、それが直ちにわが国にとっていいか悪いのかという感じを持つてるので聞いたのだけれども、そんなに全く考へてないに等しいような答

応といふのではまたそしりを免れません。だから、部隊の統合運用ということを考えた場合に、当然情報機能の一元化ということは考えてい

るんでしような。○政府委員(塩田章君) 情報機構の整備につきましては、まだそしりを免れません。だから、部隊の統合運用ということを考えた場合に、当然情報機能の一元化ということは考えてい

いかという感じを持つてるので聞いたのだけれども、そんなに全く考へてないに等しいような答

応といふのではまたそしりを免れません。だから、部隊の統合運用ということを考えた場合に、当然情報機能の一元化ということは考えてい

か、これはよほど慎重に考へなきゃいけない問題ではなかろうかと思つております。弁だつたけれども、検討の何というか素案もなければ、必要も感じない、うまくいっている、この程度でいいんですか。

○政府委員(塩田章君) 先ほどちょっと申し上げましたが、いまのところ実際の運用としましてできる限り一元的運用あるいは一元的運用に近いものにやつていただきたいということでやつております。

○秦豊君 御指摘のようにこれは当然一元的運用をなるべく可能な限り図つていくという努力をしているといふことを申し上げたつもりであります。それから、白川氏の発言に対し塩田さんたちがどう考へているかをちょっと対比してみたいのが、実際の運用としまして現在その統一的な運用と、いつまでカバーし切るかということになると、それが、それが直ちにわが国にとっていいか悪いのかという感じを持つてるのでいたたまつては、まだそしりを免れません。

○政府委員(塩田章君) 統幕議長は御承知のように自衛官の最高位であるということで規定がございまして、そういう意味では最も上位の自衛官であるわけであります。いま御指摘の統幕議長の前といいますか、現在もそうですけれども、議長は四人の中の一人であるという形になつております。

そこで、白川元議長が統幕議長をしておられたころはまさにそうであつたわけでございますが、その点につきましてもちょっと年次は忘れました

が、二、三年前だったと思いますが、二年ぐらい前だったと思いますが、若干の改正はいたしました。それで、統幕議長がほかの三人の幕僚長を集めて四人で会議を開くわけですが、意見の合はない場合に統幕議長に、何といいますか、若干の優位を与えるといいますか、具体的には、自分の意見を付して長官に上げることができます。おつしやるといふふうな形の改正はいたしております。おりま

すが、それが直ちにわが国にとっていいか悪い

か、これはよほど慎重に考へなきゃいけない問題は——彼の発言ですよ、御本人の——認証官であるべきであると、防衛庁長官に対する最高の助言者であるべきである、平時、有事を問わず。こういう認識を率直に述べたんだけれども、そういう考え方自体にはくみしない、あなたは。あるいは時期尚早あるいは全くあり得さしめではならぬと、こういう考え方ですか、防衛庁は。

○政府委員(夏目晴雄君) 統幕議長が制服の最高位の自衛官であることは論をまたないところでございますが、現在、この統幕議長を認証官にするかどうかという具体的な問題につきましては、防衛庁の中の事務次官との関係あるいは各省庁の大公使あるいは検察官その他いろいろバランスがございまして、なかなかそう簡単にはいかないというのが状況でございまして、私ども、統幕議長のいわゆる機能強化といいますか、責任のある仕事をしていただくために、できる限りのこと

は、先ほど来防衛局長からも申し上げているところには法制調査官室といふものもあるし、いろいろスタッフが専門的にいるわけですね。それから、内局で制服の話しあいはもちろん日常化されている、ルール化されている。ぼくがいま触れたような点をずっと法律の条文で言うと、防衛府設置法ならば二十条、二十六条、二十七条、自衛隊法、いわゆる隊法ならば七十条、九十三条、九十五条、こういうふうにまたがつていくんますよ。防衛庁の官房長なり局長以上のあるいは参事官会議とか、防衛庁内で何らこういう法改正については話に上がつたこともない、考へたこともない、考へる必要がないからなんだ、元ユニホームは参考人で来ていろいろなことを言つてゐるけれども、われわれは厳として、現在の防衛二法を一言一句の変更もなく守つても何ら実態運用に支障はない、

ないといふふうな形の改正はいたしておらず、それはまだござりますけれども、当面そういう議事の運営につきましての内部の改正はいたしました。

か。

○政府委員(夏目晴雄君) 自衛隊が発足しましたのは昭和二十九年でございまして、この自衛隊法、防衛庁設置法その他も当時にできたものでございます。また組織につきましては、現在の内局あるいは統幕、各幕それぞれ二十九年にできましてからすでにもう二十数年、三十年近くの年月がたつているわけでございまして、その間、われわれとしては、現在の防衛庁、自衛隊の実態に合った方向がどういうことかということは、常に日々勉強はしております。そういう過程におきまして、先ほど来先生からも御指摘がありました情報の一元化であるとか、内部部局の改編の問題であるとかいうことは、事務的には再三検討の段階で出ております。ただし、いますぐそれを現実問題として、今回あるいは来年の通常国会で改正をしなければならないというふうなところまで煮詰まつた形にはなっておらない。

それからそれ以外にも、いま五十五条その他いろいろな法令についての、規定についての御質問がありましたが、私も必ずしも有事法制には入らないと思いますが、そういうものとの関連において、たとえばいま先生の御指摘のあつた条文の中で言えど、九十五条の中に護衛艦が入るのか入らないのか、レーダーサイトが含まれるのか含まれないのかというふうなことを含めまして検討しております。いずれ有事法制の検討結果と相まって、そういうもののわれわれの検討結果が御報告できるのではないかというふうに考えております。

○秦豊君 たとえば五六中業という作業が一方にある。午前中指摘した日米共同作戦研究が一方にある。西廣さんは、馬力をかけて有事法制をまとめよう、やがて第九十四通常国会ぐらいには国會に報告もやはあるといふうな時期に来た。しかし、自衛隊法と防衛庁設置法といふのは、私、官房長にもう一遍聞くけれども、やはり警察予備隊から保安隊、自衛隊という歩みの中、いま自衛隊が目指している大方向というのは、戦える自

衛隊と、だからいろんな要求がユニホームからはとばしるわけ。自明のごとく彼らの感覚なんだからね。それは、内局は一步とめているのか、コラスにのめり込んでいるのかわからないが、多分コラスの方だろうと思うけれどもね。いまはなるほど隊法、設置法は全く毛頭考えていないと、いまこの段階で言いつても、九十四通常国会が終わったころはもうわからない。一九八〇年、いまは言えるがね。八年ごろになるとわかるらいいだ、これは、部隊運用との矛盾は必ず出てくるんだ。だから、将来とも防衛二法は改めなくともやつていただけるんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 私どもこの自衛隊法という法律そのものが、ある程度有事の際の自衛隊のいろいろな、いま一言で言えば有事立法の骨格的なものはできていると思います。しかしながら、先ほど来答弁しておりますように、何分にも法律ができてから長い時間がたつておりますので、その間に現実とそぐわない面が多く出てきているところがあると思います。そういう意味で、私も決してこの二つの法案をいじらないということを申し上げているのではなく、絶えず検討をしております。それから、必要なものは、有事法の検討とともにあわせて、将来改正できればそういう方向でまた御相談をしたいといふうに考えておる状況であります。それで、決してこの防衛庁設置法、自衛隊法をいじるつもりはないのだといふうことを見上げているつもりはございません。

○秦豊君 ああ、やつと少しあかってきた。つまり有事法制等々の検討の中でも、横並びとは言わぬが、タイムラグはあるかもしれないけれども、将来方向としては防衛二法の改定はあり得るし、いまでも絶えず日常的に、いわゆる洗い出しという言葉を使われたけれども、それは法制調査報告をしていきたいといふうに考えておりま

す。

○秦豊君 さつき私が、なぜ予備自衛官のことを聞いたかと言いますと、隊法の六十七条は、予備自衛官の採用を取り決めているのだけれども、考え方として、私がさつき指摘したような、信念強固な軍隊経験のない一般青年から応募し得るというようなものも、当然予備自衛官制度の拡充とは、いまはまだこれ九十三国会だけれども来年か

なく、個々の条文についてそういうものはございません。

○秦豊君 私の言っているのも、まさに自衛隊法の全文の書きかえでなくて、部分的な改定がありますがとさきから聞いている。ようやくあなたがたの答弁にたどりついたわけです。少しわかつてきました。

それから、その場合には、私が指摘したような個所は十分に考慮の範囲内に含まれ得るのではないかとさきから聞いている。ようやく官房長はあり得るといふ答弁だから、一応まあまあこの段階ではないわけだが、じゃ一つ一つの条文、問題点、個所に即して、たとえば法制調査官室あたりで一応のメモランダムと/orか、一応のその初步的なプランといふ答弁といふか、原案というか、こういうものをまとめたことがありますか。

○政府委員(夏目晴雄君) まだ私、具体的にどう用が幾つかございまして、私、いま一つ一つどの条文かという記憶はございませんが、該当しておる条文もあると思います。

○秦豊君 したがつて、こうなるんぢやありませんか。たとえば、私が指摘したのは、統合幕僚会議の機能並びに権限の強化、情報組織の一元化、それから、これは後で触れるけれども、内局の機構の改組、いわゆる中央機構の改組、そこまでい

くと部隊の編成規定とか、国防会議のあり方とかいうふうにずっと関連していくのが理の当然である。そういうことも考慮の対象に入り得ると、可能性の中に含まれ得るのではないでしょうか、官房長。

○秦豊君 けれども、素案のようなものは防衛厅全体としてはあるんでしょう。

○政府委員(夏目晴雄君) 先ほど申し上げていての詳細は承知しておりませんが、いま先生が申されたこと一つ一つについて法制調査官室でもつて具体的に洗い出しているとは必ずしも思つておりません。

○秦豊君 けれども、素案のようなものは防衛厅全体としてもあるんでしょう。

○政府委員(夏目晴雄君) 一言お断り申し上げますが、幕僚監部、統合幕僚会議そのものの改編を含めて、法律体系のスケジュールがあるのかといふふうなお尋ねであれば、そこまで具体的なものはどうぞございませんが、私ども常日ごろこの自衛隊法なり組織の改編についての検討は行つております

ので、そういう過程で必要なものがあれば逐次御報告をしていきたいといふうに考えておりま

す。

○秦豊君 さつき私が、なぜ予備自衛官のことを

つづかから議論していますのは、自衛隊の全体方向を延長していくと、将来必ず自衛隊法並びに

防衛庁設置法、この二つは現在的でないと、どうも適合性にほろびが見えると、だから改めねばならぬという個所が幾つかあるわけですよ。その

点については官房長は私とそう意見が違わない、というより否定はされないんですよ。だからいまは、いまはまだこれ九十三国会だけれども来年か

らは九十四国会が始まるんだから、将来展望としてやっぱり防衛庁長官、私は全体の日米共同防衛——ガイドラインに対応するために、防衛研究あり、有事法制研究あり、さまざまな検討作業が行われている中で、防衛庁としては望ましい将来方向としては隊法三法も国会が認めてくれるならば、やっぱり改めておいた方が将来のためだなというお考えは長官にもおありですか、おありでしょう。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。

二十数年経過しているわけでございまして、その間におきましていろいろ社会情勢の変化等もございましたし、また自衛隊自身、成長もしてきています。それで検討しましてふぐあいな点を改めると、こういう意味の勉強と申しますか、研究は絶えずいたさねばならない問題であると思つてございますが、そういった……

そこで、先生御指摘の問題もございますガイドラインにつきましては、憲法なり現行法制のもとでやるんだというたまえで進めているわけでござりますが、そういった……

○秦豐君 防衛二法です。

○國務大臣(大村襄治君) 債例の問題もございますし、もちろん防衛二法も現行法の範囲内で進めることで作業は進めておるわけでございますが、また、有事法制の検討の問題あるいは奇襲対処の問題、これもいずれも現行法令のもとで研究は進めておるのでございますが、いずれにいたしましたでもそういう検討問題についてそれぞれ取りまとめるべきでございました段階において、先生御指摘の法令との関係をどうするか、これはまたその段階で検討してまいりたいと、さように考えていわゆるわけでございます。

○秦豐君 もう一步こっちとの隔たりがありますからね、だから、こうばつとした御答弁じやなくう認識していいですね。

○國務大臣(大村襄治君) お答えします。

一般的には絶えず研究、検討しなければならない問題であるというふうに考えておるわけでございますが、具体的な改正の問題につきましてはたまのところまだそこまではいってないと、こういうことでございます。

○秦豐君 だから、いま草案があるとかいうこと

をぼくは伺つてあるつもりはないで、大方向、全方向等整合性を持つたためには、二法の改定は十分にあり得るんじゃないでしょうか。違いますか、長官。そうでなきや脈絡が連なつていきませんよ、整合しませんよ。

○國務大臣(大村襄治君) 一般論としましてはあります。

○秦豐君 次に移りますけれども、防衛庁は中央機構、これもさつきの警察予備隊以来のずっと流れの中で十年一日の機構が続いているわけですよ。このままいいのかというおもんばかりは全くなきだらうか。たとえば、仮に名づけられると考へています。

○秦豐君 これはどなたの範囲でしようかね。この中

や、これはどなたの範囲でしようかね。この中

央機構、これもさつきの警察予備隊以来のずっと

流れの中で十年一日の機構が続いているわけですよ。このままいいのかというおもんばかりは全くなきだらうか。たとえば、仮に名づけられると考へています。

○秦豐君 これはどなたの範囲でしようかね。この中

や、これはどなたの範囲でしようかね。この中

央機構、これもさつきの警察予備隊以来のずっと

流れの中で十年一日の機構が続いているわけですよ。このままいいのかというおもんばかりは全くなきだらうか。たとえば、仮に名づけられると考へています。

○秦豐君 これはどなたの範囲でしようかね。この中

や、これはどなたの範囲でしようかね。この中

央機構、これもさつきの警察予備隊以来のずっと

流れの中で十年一日の機構が続いているわけですよ。このままいいのかというおもんばかりは全くなきだらうか。たとえば、仮に名づけられると考へています。

○秦豐君 これはどなたの範囲でしようかね。この中

や、これはどなたの範囲でしようかね。この中

央機構、これもさつきの警察予備隊以来のずっと

ません。御指摘の趣旨はよくわかります。

○秦豐君 こういうふうな、ちょっと表現と角度を変えますがね、官房長、こういうことはどうなんですか。たとえば、昔は軍令という系統に分けて軍政が対応したわけですね。だから、部隊管理等の軍政と部隊運用等の軍令をもう少しきつぱりと、つまり截然と分けた方がいいんじゃないかなという、これはかなり根強い指摘ですよね、発想ですよ。これを当てはめた場合には、たとえば防衛局の塙田さんのところには防衛政策長期のものを、それこそあの五六中業なんていうのはそうですよ。この長期の防衛政策を担当する部門がむしろ必要じゃないのかと。たとえば、仮に名づけられれば防衛政策局、防衛管理局、防衛運用局、調査局、あとは人事局があれば対応できるし、この管

理のところに經理を含めれば機構合理化になるというふうな観点で、こういうふうな発想は全く見当違いでしようか。

○政府委員(夏目晴雄君) 軍令と軍政の分離といふこと、これまで何ら矛盾、乖離は生じていないのだろうか。この辺はどうなんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 確かに現在の中央組織ができたから、先ほど来申し上げるように二十数年たっております。その間、私ども実際に仕事を進めてきております段階において、かくあると、いうふうな意見もないことはございません。そういう意味合いから、絶えずそういう意味

の検討は過去も何回かそういう御意見もございましたし、私ども検討した経緯もございました。

○秦豐君 検討した経緯がある。これはもう知ら

れていますね、私も承知していまざれども。

○秦豐君 だから、改組もあり得るんですね。

○政府委員(夏目晴雄君) 将來の形としてはあり得るかもしれません。

○政府委員(夏目晴雄君) 絶えず検討を加えていては、各幕僚監部が作成する計画を統幕会議が調整する、私ども内局としては、それを長官承認を得る一つの補佐的な機能を發揮しているという意味では、実質的にはある程度そういうことが守られているんではないかということも考えられます。が、御指摘の点は過去何回かそういう御意見もございましたし、私ども検討した経緯もございました。

○秦豐君 検討した経緯がある。これはもう知ら

れていますね、私も承知していまざれども。

が継続的に進められているということが前提になつてそれが消えるかどうかということであれば、ある程度話がわかるんですが、私どもの検討といふのは先ほど申し上げますように、うたかたと題になつては現実問題との問題、あるいは実際に検討した結果、不適当であるというふうな判断のもとに日の目を見ないというふうなこともござります。したがつて、今後そういうことが検討課題にならないとは言いませんが、現在あるものが消え去つたとかいうふうなものではないんだというふうに思つています。

○秦豐君 だから重ねて、この点についてはこの質問で終わらたいと思うけれども、やはりさつきから隊法設置法があり、それからそれと全く密着して防衛庁の機構があるわけですね。部隊は戦える自衛隊を目指して氣負い込んでいるわけだ。いろんな要求を突きつけている。それを受けたる内局の機構は、何も機構を変えたからといって別に急速に転換するとは思わないけれども、やはり必要として受け立つ受けざらの改組も相伴つてあり得るんだなという理解はいいですね。

○政府委員(夏目晴雄君) 絶えず検討を加えていかなければ組織のみずみずしさが失われるんではないかというふうに思つておるわけですね。

○秦豐君 だから、改組もあり得るんですね。

○政府委員(夏目晴雄君) 将來の形としてはあり得るかもしれません。

○秦豐君 これは岡崎さんの方からね。たとえば、ベトナムのカムラン湾がソ連太平洋艦隊のやや恒常的な補給あるいは通信、支援基地化されつあるのではないかと言われている。一方では、カムチャツカのペトロパブロフスクの基地がやや基礎機能を強化しつつあるという一部の報道もある。一方ではさらに、伴つてソビエトのSLBMの性能向上もある。あるいはすでに広く報道されているように、特殊チタン鋼をふんだんに使つた超深度、超高速の、四十ノットを突破するような新型原潜、恐らくトライデント対応であろうと思

うが、そういう配備が近づいているのではないかとも言われている。

こういう新しい情勢というか、情勢の変化の中では、私はその中で考えると、三海峡封鎖作戦といふのは非常に古典的な作戦であろうと思うんですね。それで、塩田さんとさつきやりとりをしたのは、共同作戦の中にはシーレーンもやがて入りますよ、三海峡もあり得ますよというのでわかりましたけれども、日本ユニホームは、私の申し上げたような情勢変化の中で、なおかつ三海峡封鎖作戦の有効性に固執をするのは一体どういう理由なのか、これをまず伺っておきたい。

○政府委員(岡崎久彦君) 御質問の前半だけ申しますが、ソ連の海軍力にとりまして地理的な制約条件がはなはだ大きいということは、これは從来とも指摘されておりますところでございます。現在でもそれは同様でございます。バルチック艦隊、これはもう申すまでもございませんけれども、北海艦隊もこれやはりノルウェーと英國とイスランドの狭いところを通らなければなりません。それから、ペトロパブロフスクが唯一外洋に面しているのでござりますけれども、これはまた補給の面で非常な難点がございます。それから、気候が非常に悪いためにいろいろ努力していることは御指摘のとおりでございます。それで部隊の運用にはむずかしいと。ソ連といいましては、その制約を打破するためにいろいろ努力していることは御指摘のとおりでございます。ペトロの自活機能を強化する、あるいは潜水艦の活動の期間を非常に長くする、あるいはカムラン湾、ダナンの使用を頻繁化する、それはそのとおりでございまして、これがまたアメリカも非常に重大な関心を持つて見えておりまして、アメリカは從来はいわゆるチョーカーポイント、抑制すべき点で抑制しておれば大体抑えられたと思つたのでござりますけれども、それが非常にソ連がそれを突破しようという努力を着々としているということにある種の危機感は持っております。

○政府委員(岡崎久彦君) 御質問の前半だけ申しますが、ソ連の海軍力にとりまして地理的な制約条件がはなはだ大きいということは、これは從来とも指摘されておりますところでございます。現在でもそれは同様でございます。バルチック艦隊、これはもう申すまでもございませんけれども、北海艦隊もこれやはりノルウェーと英國とイスランドの狭いところを通らなければなりません。それから、ペトロパブロフスクが唯一外洋に面しているのでございますけれども、ソ連の海軍と対抗する場合はソ連の地理的制約、これを最大限に利用する、これが、ソ連の海軍力が急速に増大しているにもかかわらず、アメリカが依然として優勢を維持し得るその最大の要因に数えられておりまして、コリンズ報告などもその趣旨で書いてございます。

○政府委員(塩田章君) いま岡崎参考官からお答えを申し上げたわけでございますが、一般的に海軍力といふものが艦隊と基地とそれを運用する指揮と、三つの要素から成つておると言われておりませんけれども、そのうちの基地が分散化し、強力なものがたくさんあるということが一つの大きな要素であるということは当然であります。そういう意味で、いま岡崎君の言ったように情勢は大きく変わりつつあると見なきやりませんが、にもかかわらず、わが国の周辺の地形的特性といつたものを考へた場合に、三海峡封鎖ということはそれなりの有効な手段であることは私は依然として変わらないというふうに考えておるわけであります。

○塩豊君 海峡封鎖論というのも、考へてみればやや古典的な論議かもしれないのですよね。だけれども、あえて、なかなかこういう機会ないからね、あなたの方の考え方聞いておきたいのだけれども、有名なあのなくなつた文書「海上戦略論」、あれ

にいたしましても、まず基地化がどのくらい進んでいるかと申しますと、これはまだ大したものでございません。もちろん、有事に潜水母艦をそなへて、私はその中で考えると、三海峡封鎖作戦といふのは非常に古典的な作戦であろうと思うんですね。それで、塩田さんとさつきやりとりをしておきましたよ、三海峡もあり得ますよというのでわかりましたけれども、日本ユニホームは、私の申し上げたような情勢変化の中で、なおかつ三海峡封鎖作戦の有効性に固執をするのは一体どういう理由なのか、これをまず伺っておきたい。

○政府委員(塩田章君) いまお読みになつたのを部近いのがなくなつたわけだから。ないという答弁も成立しないわけではないが、ただ概念として聞いているわけだから。それに対して、つまり日本政府は、重大な——これは防衛庁長官に聞きましたけれども、海峡封鎖、封鎖と簡単に言いますけれども、ユニホームのあるランクの人が書いたリポートというより論文の中にいま言つた指摘がますますある。あと幾つもありますけれどもね。つまり容易なことじゃないんだということを書きながら、なおかつユニホームとしてはその必要性を説くための論文だから觀点が違いますがね。長官、やっぱり日本政府というものは、共同作戦の中にも海峡封鎖があり得るという防衛局長の答弁もあつたのだけれども、アメリカの要請があればらゆる場合に海峡封鎖作戦にイエスという回答を与えるのか、これは非常にむずかしい選択だと思いますよ、その時々の政権によつては。長官はどうお考えですか。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。わが国の有事における海峡防備につきましては、わが国を防衛するため、真にやむを得ないと認めるときに、必要最小限度の範囲内で、わが国に対して武力攻撃を加えている相手国に属する艦艇の通航を阻止する場合もあり得るものと考えております。これはあくまでもわが国の自主的判断に基づいて行うべきものである、さように理解いたします。

○塩豊君 「海上戦略論」の別の個所には、ソ連にとっては対馬、津軽の封鎖は致命的ではない。宗谷海峡の通航さえ確保されば致命的ではない。また、ソ連による三海峡の逆封鎖の可能性も検討をすべきであるという表現があるようですが。だから、日本の意思にかかわらず、つま

には、よく知りませんけれども、何か仄聞すれば、わが国がアメリカ側の要請で海峡封鎖作戦を実施したとしても、反撃を受けるのはわれわれ日本であり、状況によつては海峡地域に対する局地的侵攻、さらには本格的着上陸を誘発するおそれすらあると書いてある個所があるそうですね。そんなものは知らないと言うかもしれない、八十

歳の人が書いたものであります。それで、まず基地化がどのくらい進んでいるかと申しますと、これはまだ大したものでございません。もちろん、有事に潜水母艦をそなへて、私はその中で考えると、三海峡封鎖作戦といふのは非常に古典的な作戦であろうと思うんですね。それで、塩田さんとさつきやりとりをしておきましたよ、三海峡もあり得ますよというのでわかりましたけれども、日本ユニホームは、私の申し上げたような情勢変化の中で、なおかつ三海峡封鎖作戦の有効性に固執をするのは一体どういう理由なのか、これをまず伺っておきたい。

○政府委員(塩田章君) いまお読みになつたのを部近いのがなくなつたわけだから。ないという答弁も成立しないわけではないが、ただ概念として聞いているわけだから。それに対して、つまり日本政府は、重大な——これは防衛庁長官に聞きましたけれども、海峡封鎖、封鎖と簡単に言いますけれども、ユニホームのあるランクの人が書いたリポートというより論文の中にいま言つた指摘がますますある。あと幾つもありますけれどもね。つまり容易なことじゃないんだということを書きながら、なおかつユニホームとしてはその必要性を説くための論文だから觀点が違いますがね。長官、やっぱり日本政府というものは、共同作戦の中にも海峡封鎖があり得るという防衛局長の答弁もあつたのだけれども、アメリカの要請があればらゆる場合に海峡封鎖作戦にイエスという回答を与えるのか、これは非常にむずかしい選択だと思いますよ、その時々の政権によつては。長官はどうお考えですか。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。

わが国の有事における海峡防備につきましては、わが国を防衛するため、真にやむを得ないと認めるときに、必要最小限度の範囲内で、わが国に対して武力攻撃を加えている相手国に属する艦艇の通航を阻止する場合もあり得るものと考えております。これはあくまでもわが国の自主的判断に基づいて行うべきものである、さように理解いたします。

○塩豊君 「海上戦略論」の別の個所には、ソ連

り日本の意思、自主性自主性と皆さんがおっしゃつても、幾ら気張つてもわれわれの願望やわれわれの方針のうちで対ソ対決のシナリオというのはどんどん進行するわけですよ。現に、アメリカ議会の予算局の公式リポートはそう言っているんです。だから、海峡封鎖なんということをユニホームの人も簡単に言うけれども、このことはやはりもう刃の鋒的な大きな危険と結びつくという認識がないと防衛行政執行できませんよ。長官どうでしょう。

○國務大臣(大村襄治君) 様答申します。

御指摘のように、いろいろ困難な条件があると思うのでございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、わが国防衛のためやむを得ないと認められるときには、相手国に属する艦艇の通航を阻止する場合もあるものと考えておるわけでございます。また、わが国の置かれている地理的特性、防衛体制等から海峡防備の問題は重要な問題であり、また今後とも有効なものであると私は考えておる次第でございます。

○秦豐君 塩田防衛局長、こういうことじゃないでしょうか。三海峡防衛と言うけれども、たとえば日本が単独で対応できるのはもう私は津軽だけだと思いますよ。異論があつたら言つてくださいよ。対馬は東と西はあるでしょう、東が問題なんですね。宗谷はさつき述べたような専門家も指摘しているような文字通り難点があるわけですよ、これはなかなか解消できない。そうすると、宗谷と対馬東については日米海軍のいわゆる共同作戦でなければ封鎖を全うできないんじゃないだろうか。同時にその際には、日本が機雷敷設を担当する場合には機雷はアメリカから提供を受けるという図式になるんじやありませんか。

○政府委員(塩田章君) きょうの午前中にも共同作戦のところでお答えを申し上げたわけでござりますが、いま日米の共同作戦の中にそこまで研究行つておりません。おりませんので、いま御指摘のようにどの地区は日米でなければなりませんかとかといふことをちょっといいます。

○秦豐君 防衛庁長官、あなたに伺うですけれども、あしたが二十八日でそれから十二月二日が

答える準備がないわけでございまして、率直に申し上げましてそこの研究まではいっておりません。川元議長の私に対する答弁ですが、いつかあなたが聞いたC 130 ハーキュリーズがありましたな。あなたはああいう考え方しかしないんだ、輸送力強化とどこを見ても書いてあるね、それ。答弁もそ

うだ。ところが、白川さんは率直にこう言つています。C 130 は軍事常識的に見れば機雷敷設用として当然考えしかるべき機種であると、こう言つて止める場合もあるものと考えておるわけでございます。また、わが国の置かれている地理的特

性、防衛体制等から海峡防備の問題は重要な問題であり、また今後とも有効なものであると私は考えておる次第でございます。

○秦豐君 塩田防衛局長、こういうことじゃないですかね。それが、私が聞きたいのは、短SAMは一体どうされるのかという選択にいま迫られているわけだが、一応その導入決定が生きている、有効である、効力を残しているという前提で長官に聞きましたが、これから選択としては次の二つがあるんじゃないですかね。

○政府委員(塩田章君) 白川さんはいまお話しの

答弁の中で、終わりの方では、その具体的な効果については「ここら辺は具体的にはじいてみなければならないのだと思います。」ということを

言つておられまして、ハーキュリーズで全面的に効果があるというふうに認められたわけではありません。私はこの議事録から思つておるだけが、いつの選択があり得るのではないかと私は思つます。これがいかがでしよう。

○國務大臣(大村襄治君) 様答申します。

A M を同時につまり併用する、二つ購入する、これが一つの選択ですね。

それからもう一つの選択は、ローランドと短SAMについて、「ここら辺は具体的にはじいてみなければならないのだと思います。」

短SAMの問題につきましては、現在部外の学識経験者六人の方に委嘱いたしましていろいろな問題点について検討をされておるわけでございま

す。すでに二回会合を持たれまして、さらに近く三回目の会合を持たれるよう聞いておるわけでございます。そういう過程でござりますので、せつかり先生お尋ねで、方向としては延期と併用とします。すでに二回会合を持たれまして、さらに近く三回目の会合を持たれるよう聞いておるわけでございます。そういう過程でござりますので、せつかり先生お尋ねで、方向としては延期と併用とします。すでに二回会合を持たれまして、さらに近く三回目の会合を持たれるよう聞いておるわけでございます。そういう過程でござりますので、せつかり先生お尋ねで、方向としては延期と併用とします。

それからまだ時間が少し残されていますので、予算委員会ではなかなかできなかつたシーレーンの問題を少し展開をしてみたいと思います。

たとえば、これは防衛局長の範囲だと思いますが、「海上戦略論」には、わが国外航路はアメリカの中部太平洋横断東西海上ルート、これ最も効率よくジョイントされなければならない。

なぜならば、同ルートは有事の際に主としてアメリカが極東、オーストラリア方面への補給線支援ルートとして設定が予定されるものである。したがつて、このルートとの効率的接合こそ海上交通保護作戦構想を設定する上で最大眼目となる。

それで同時に、ユニホームの一部の人々は非公式にはリムパック参加の意義と目的もここにあると

意見を聞いておるところでございます。意見がま

国防会議、こういう日程がもうセッテされてしまふね。それで、短SAMの問題について少し触れています。それが、私が聞きたいのは、短SAMは一体どうさる、効力を残しているという前提で長官に聞きましたが、これから選択としては次の二つがあるんじゃないですかね。

○秦豐君 あしたを控えたきょうですから無理な答弁でしょうね。それは短SAMは定点防御ね、ローランドは移動性非常にあります、戦場防御ですよ。だからこれは二つ買つたらどうかといふことは乱暴に聞こえるが必ずしもそうではないことが一つ。だから、そういうことを含めて恐らくあなたの方の結論は一年延期になりますよ、恐らくあなたの答弁だと覚えてますけれども、これが全部反対なら考慮すると、これは装備局長かどうかの答弁だと覚えてますけれども、これが一つの選択ですね。

それから、同僚議員に対して、六人の検討委員が全部反対なら考慮すると、これは装備局長かどうかの答弁だと覚えてますけれども、これはなかなか根回しを済ませておれば全員が反対と

いうことは恐らくあり得ない、そういうような答申になつてくると思います。それは答弁要りません。

それから、同僚議員に対して、六人の検討委員が全部反対なら考慮すると、これは装備局長かどなたかの答弁だと覚えてますけれども、これはなかなか根回しを済ませておれば全員が反対と

いうことは恐らくあり得ない、そういうような答申になつてくると思います。それは答弁要りません。

それからまだ時間が少し残されていますので、予算委員会ではなかなかできなかつたシーレーンの問題を少し展開をしてみたいと思います。

たとえば、これは防衛局長の範囲だと思いますが、「海上戦略論」には、わが国外航路はアメリカの中部太平洋横断東西海上ルート、これ最も効率よくジョイントされなければならない。

なぜならば、同ルートは有事の際に主としてアメリカが極東、オーストラリア方面への補給線支援ルートとして設定が予定されるものである。したがつて、このルートとの効率的接合こそ海上交通保護作戦構想を設定する上で最大眼目となる。

それで同時に、ユニホームの一部の人々は非公式にはリムパック参加の意義と目的もここにあると

意見を聞いておるところでございます。意見がま

とまりました段階におきまして防衛庁として判断を下して進めていただきたいと考えておるわけでございまして、決定に對しての責任を回避するというふうには全然思つておらないわけでございます。

御意見を聞いた上で防衛庁として結論を下す、でございまして、将来の検討課題であるものが実現できる政組織の問題については同僚議員から適切な指摘があつた。後刻政府側の答弁があるかもしれません。それが、私が聞きたいのは、短SAMは一体どうさるのかという選択にいま迫られているわけだが、これからの選択としては次の二つがあるんじゃないですかね。

○秦豐君 海峡封鎖論はもうこの辺でやめにしましたが、最後に一つだけこれも十月三十一日、白川元議長の私に対する答弁ですが、いつかあなたが聞いたC 130 ハーキュリーズがありましたな。あなたはああいう考え方しかしないんだ、輸送力強化とどこを見ても書いてあるね、それ。答弁もそ

うだ。ところが、白川さんは率直にこう言つています。C 130 は軍事常識的に見れば機雷敷設用として当然考えしかるべき機種であると、こう言つて止める場合もあるものと考えておるわけでございます。また、わが国の置かれている地理的特

性、防衛体制等から海峡防備の問題は重要な問題であり、また今後とも有効なものであると私は考えておる次第でございます。

○秦豐君 塩田防衛局長、こういうことじゃないですかね。それが、私が聞きたいのは、短SAMは一体どうさるのかという選択にいま迫られているわけだが、これからの選択としては次の二つがあるんじゃないですかね。

○政府委員(塩田章君) 白川さんはいまお話しの

答弁の中で、終わりの方では、その具体的な効果については「ここら辺は具体的にはじいてみなければならないのだと思います。」

A M を同時につまり併用する、二つ購入する、これが一つの選択ですね。

それからもう一つの選択は、ローランドと短SAMについて、「ここら辺は具体的にはじいてみなければならないのだと思います。」

短SAMの問題につきましては、現在部外の学識経験者六人の方に委嘱いたしましていろいろな問題点について検討をされておるわけでございます。

○國務大臣(大村襄治君) 様答申します。

A M を同時につまり併用する、二つ購入する、これが一つの選択ですね。

それから、同僚議員に対して、六人の検討委員が全部反対なら考慮すると、これは装備局長かどなたかの答弁だと覚えてますけれども、これはなかなか根回しを済ませておれば全員が反対と

いうことは恐らくあり得ない、そういうような答申になつてくると思います。それは答弁要りません。

それから、同僚議員に対して、六人の検討委員が全部反対なら考慮すると、これは装備局長かどなたかの答弁だと覚えてますけれども、これはなかなか根回しを済ませておれば全員が反対と

いうことは恐らくあり得ない、そういうような答申になつてくると思います。それは答弁要りません。

それからまだ時間が少し残っていますので、予算委員会ではなかなかできなかつたシーレーンの問題を少し展開をしてみたいと思います。

たとえば、これは防衛局長の範囲だと思いますが、「海上戦略論」には、わが国外航路はアメリカの中部太平洋横断東西海上ルート、これ最も効率よくジョイントされなければならない。

なぜならば、同ルートは有事の際に主としてアメリカが極東、オーストラリア方面への補給線支援ルートとして設定が予定されるものである。したがつて、このルートとの効率的接合こそ海上交通保護作戦構想を設定する上で最大眼目となる。

それで同時に、ユニホームの一部の人々は非公式にはリムパック参加の意義と目的もここにあると

担当者、現在参事官はそんなことは頑強に否定をしているんだけれども、ユニホームはもう十年ぐらいい前からこういうことを考へておるわけです。この考え方自体、いま私の授用した部分については防衛局長はどう答えられますか。

○政府委員(塙田章君) やはり有事の場合に海上自衛隊がどの航路帯を重点的に防衛すべきかといふことは、やはり我が国にとってバイタルな航路を重点に防衛するということではないかと思ひます。実際問題といたしましては、いつもお答えしておりますように、航路帯を設ける場合には一千海里前後をめどに整備をしておるわけでございまますから、そんなに遠くまで防衛できるわけではありませんが、いまだお話しのように中部太平洋のアメリカの側からのルートとのジョインが中心であるというふうに決めてかかるのは私はいかがかと、その時点その時点での航路帯が最もわが国にとってバイタルな防護すべき航路帯であるかというとの判断によつて実施すべきではないかという、私はそういう感じがいたします。

○秦豊君 持ち時間が大分窮屈になつてゐるようなんですが、とてもこの問題のフォローはできませんけれども、私どもは、たとえば海幕のちと古臭い積算ね、それから民間のシンクタンクが援用をしている、たとえば海事産業研究所が出した海上資源と海上輸送に関する調査研究とか、それから例の防衛庁海幕分析班の昭和五十年、五十一年のものを見ると、たとえば石油と鉄鉱石と石炭のいわゆる三大資源の輸入量を平時の二分の一以下に抑える、それから有事必要の物資輸入を確保するために北米からオーストラリア東岸航路をガム島周辺から守る、それから中東マラッカまたはロンボク海峡経由のものをバシー海峡以北で守る、いわゆる南東と南西の航路帯の防護というものを考えた場合に、南東シーレーンには大体一個護衛隊群、まあ十六隻が必要だといふ民間シンクタンクの積算、細々言つていると鉄鉱石が幾らだと削減率細かいから、もう時間になじまないからやめますけれども、こういう算出の基礎になつておるものには、古典的なコンボイシステムというのをもうお蔵入りをして、現在はたとえば安全航路帯戦略といふふうな意向に変わつておるのではないか。これはどうでしょうか。

○政府委員(塙田章君) 私は必ずしもそうは思ひません。コンボイシステムも必要な場合はあるん

ではないかと思います。一方、航路帯をクリーンにしていくという考え方のいわゆる間接防衛をもらひ前からこういうことを考へておるわけですね。この考え方自体、いま私の授用した部分について

油が六一%、鉄鉱石が七〇%、石炭が六三%等々を積算し、それから平時ににおける南西航路の年間隻数を三千六百八十八隻、内訳は原油が二千五百十、鉄鉱石千二百十三、石炭九十二、食糧と飼料が二百三十三というふうに積算するわすですね、四千万トンです。有事の削減率の計算も実は私はあるんでせけれども、これをやつておるとまたいまから二時間くらいかかりそただらちよつとあります。それだけでも、ただケースを抜き出して質問するからその点だけ答えてください。

いま高いランクのそれこそレディネスステージにある隊群は一個護衛隊群でしよう。その一個護衛隊群、まず総計四個だが、そして仮に有事の所要輸入量、これは国民生活のある水準を、国民生活をあるレベルで維持するための輸入量ですね。たとえばこれは厚生省が試算したのでは最低生活保護水準として昭和五十四年度ベース、東京在住標準四人世帯、毎月の生活費十四万三千、低い見積もりをしているわけですから、それをベー

スにして石油と鉄鉱石と石炭のいわゆる三大資源の輸入量を平時の二分の一以下に抑える、それから有事必要の物資輸入を確保するために北米からオーストラリア東岸航路をガム島周辺から守る、それから中東マラッカまたはロンボク海峡経由のものをバシー海峡以北で守る、いわゆる南東と南西の航路帯の防護といふものを考えた場合に、南東シーレーンには大体一個護衛隊群、まあ十六隻が必要だといふ民間シンクタンクの積算、細々言つていると鉄鉱石が幾らだと削減率細かいから、もう時間になじまないからやめますけれども、こういう算出の基礎になつておるものには、古典的なコンボイシステムというのをもうお蔵入りをして、現在はたとえば安全航路帯戦略といふふうな意向に変わつておるのではないか。これはどうでしょうか。

○政府委員(塙田章君) 私は必ずしもそうは思ひません。コンボイシステムも必要な場合はあるん

に、そういうふうには考へておりません。では仮に、いまは六億トンです年間、四千万トンです。有事の削減率の計算も実は私はあるんでせけれども、これをやつておるとまたいまから二時間くらいかかりそただらちよつとあります。それだけでも、ただケースを抜き出して質問するからその点だけ答えてください。

○秦豊君 では仮に、いまは六億トンです年間、

四千万トンです。有事の削減率の計算も実は私はあるんでせけれども、これをやつておるとまたいまから二時間くらいかかりそただらちよつとあります。それだけでも、ただケースを抜き出して質問するからその点だけ答えてください。

○政府委員(塙田章君) では仮に、いまは六億トンです年間、

四千万トンです。有事の削減率の計算も実は私はあるんでせけれども、これをやつておるとまたいまから二時間くらいかかりそただらちよつとあります。それだけでも、ただケースを抜き出して質問するからその点だけ答えてください。

○政府委員(塙田章君) では仮に、いまは六億トンです年間、四千万トンです。有事の削減率の計算も実は私はあるんでせけれども、これをやつておるとまたいまから二時間くらいかかりそただらちよつとあります。それだけでも、ただケースを抜き出して質問するからその点だけ答えてください。

○政府委員(塙田章君) では仮に、いまは六億トンです年間、四千万トンです。有事の削減率の計算も実は私はあるんでせけれども、これをやつておるとまたいまから二時間くらいかかりそただらちよつとあります。それだけでも、ただケースを抜き出して質問するからその点だけ答えてください。

○秦豊君 防衛局長、いまのレディネスステージ時間がないから、これは別な機会に改めて私はあなたの意見も聞いてみたいが、あなた方は専門なんだから、われわれが民間から入手したようなまゝのような資料は当然陳腐で、不正確で、取扱いなくて、論外でといふふうに思つてゐるかも知れないが、あなた方も当然そういう作業を積み重ねて現在の護衛隊群の編成なり、あるいは五六中業等に至るうとするわけだから、全体的に、私が資料として申し上げたいまの指摘に対して、防衛局長、まとめて答えておいてください。

○政府委員(塙田章君) いろいろな資料で数字をお挙げになつたわけでございますが、私ども陳腐とも何とも、それどころか大変敬服をしておるわけでございます。といひますのは、そのお話の中にもございました海幕の方があつた大変古い資料でございまして、その方がむしろ恥ずかしいわけでございませんが、その海幕の資料によりましても、先群で一回に八隻でもつて五十隻の船をコンボイ組織によつて護衛できるというのが一応限度だといふふうな計算をしてみるとよりしようがな

いといふふうな計算をしてみるとよりしようがな

いわけてございますが、そのほかには、問題点としましては、現在の海上自衛隊の護衛隊群では対空戦闘能力が非常に弱いというような問題もござります。したがいまして、果たしてそれで計算どおり運航できるかどうかもわかりません。そういうことをいろいろ考えまして、いま私ここで何個護衛隊群があつたら大丈夫だというふうにはちょっと申し上げかねるわけであります。

○秦豊君 岡崎さん、まだ一、二問い合わせですけれども、あなたがよく口にされるソビエトの脅威というやつですが、これを判断し口にされる場合の根拠、ニュースソースというものは、一番最大のものはアメリカから来る情報なのか、あるいは「ミリタリー・バランス」の解説なのか、それを部分的に補う駐在武官のリポートなのか、この辺はどうなんですか。

○政府委員(岡崎久彦君) 情報源についてはもう先生よく御存じでいらっしゃいますけれども、詳しく述べておられます。特にヨーロッパの造船所でつくられまして北方あるいは南方の航路より回航されてまいりますものはかなり正確に把握できます。それ以外は、いま先生おっしゃいました資料も含めまして種々の資料を総合的に判断して作成したものでございます。

○秦豊君 この「ミリタリー・バランス」にかなりの信頼度を置くというのは、かなり各国に平均されていますので、それは根本的に私は全然信憑性がないデータだということは申し上げる自信があります。申し上げるつもりはない。しかし「ミリタリー・バランス」も万能ではなくて矛盾があるのではないかという私は疑問があつてします。

たとえば、岡崎さんはいま比較的海軍艦艇がつかみやすいと言つたんで、念のために十年間のソビエトの艦艇のあれを「ミリタリー・バランス」からとてみたんです。そうしますと、たとえば

一九七〇年から七九年の「ミリタリー・バランス」、お手元のとよく見てください。ソビエト海軍の兵員数と艦艇の配備数について見てみると、この十年間の総数は、一九七〇年四十七万五千人が現在四十三万三千人で四万二千人減っております。艦艇を見ると、水上艦艇がプラス五一、逆に潜水艦はマイナス三十二になつてます。もちろんこれは根拠があるわけで、潜水艦の方はディーゼル駆動のSSとかSSGが原潜になってるんだからこれはまあ筋が通る、これは素直にうなずけるんですよ。

しかし、民用のタンカーとこれは事が違つていて、艦艇というのは省力化が非常にむずかしい。そうですね。うなづいていらっしゃるからそぞうだと思ひますが、艦艇がふえれば兵員がふえるのが理屈なんですよ。しかも大型化した分はそのままふえるわけでしょう。たとえばキエフとかミンスクなどは二千人以上が乗っている。クレスタ型でも五百人でしよう。デルタ型の潜水艦でも百三十人ぐらいでしよう。だから、このことを演繹していくと、七〇年に比べて七九年がマイナス四万二千人だというのはそれ自体が論理矛盾なんですよ。合わないんですね。この点についてまずちよつと聞いておきたい。

○政府委員(岡崎久彦君) これは一般論でございますけれども、まさにもう先生御指摘のとおりでございます。「ミリタリー・バランス」というものは毎年毎年基準を変えまして、あるいは前年度の信頼度を置くというのは、かなり各國に平均されています。増減がはなはだしいものでございまして、われわれももちろん「ミリ・バラ」を使つた基準と全く違う基準を使って計算したりいたします。増減がはなはだしいものでございまして、われわれもどちらん「ミリ・バラ」を使つて、アメリカの方は四十一隻、ミサイル千二十八基持つてあると言われてゐるが、何と年間にそのうち二十隻は絶えずオート太平洋艦隊に配属されている原潜は、たとえば

戦略ミサイル原潜、これは総数がソビエト海軍九十隻、ミサイル千二十八基持つてあると言われてゐるが、何と年間にそのうち二十隻は絶えずオートホールにさらされている。しかもオーバーホールの期間が三十九ヶ月から三十六ヶ月である。そうすると総数の一五%、十四隻が配備稼動しているにすぎない。翻つて、アメリカの方は四十一隻、ミサイルが六百五十六基、このうちオーバーホールは十七ヶ月で済むから、絶えず二十隻が実戦配備についている。こういうたつた一つをとっても、やはりしたがつて、ソビエトの脅威の顕著な増大はというふうな論調とは結びつかない、なじまないんですよ。その辺を冷静に踏まえました上で、今後防衛庁側があらゆる資料要求や答弁に当たつてもらいたいという一つの論証のために申上げたんだから。残念ですが、時間が来て。だから、この点についての答弁をもらつて、同僚議員にあと譲ります。

○秦豊君 つまり、これは岡崎さんこういうこと

じゃないのかな。実際に稼動している艦艇を積算するんじやなくて、軍港でさびついている、船底にカキをつけている、係留されている艦船、つまり、艦船が二十年以上である、古い老朽艦、こういったものがふえていくんだけれども、結論として、一艦一艦艦艇ナンバーで把握できないから、見にくわけにいかないからそれでつい算入をする。こういう私はラフな、飛躍した作業をロンドンでもやっぱりやつていると思うんですよ。戦略研究所で私はそういうおそれもあると。

もちろん私は、こういうことを申し上げているからといって、ソビエトの脅威についてあるいは総合戦力を輕視すると言つてゐるわけじゃないんだ。ただ、いかにも「ミリタリー・バランス」等々の情報源を絶対神聖視して、それを基礎に踏まえ過ぎてソビエトの脅威が高いオクターブで叫ぶことは論理的に合わない、いただけないといふ一つの証左として言つてゐるんであって、全般的な解析はあなたとも一致をした。

しかし、最後につけ加えれば、たとえばソビエト太平洋艦隊に配属されている原潜は、たとえば

○政府委員(岡崎久彦君) これは一般論でございまして、戦争があるかどうかわかることでございまして、戦争があるかどうかわかれませんけれども、自由主義諸国側の想定の上に立てば、戦争が起るとすればイニシアチブはやはりこれ共産側がとるということになつておりますので、有事の最初の二ヶ月に一五%、五〇%相当まで全部をそろえるということ、これは不可能であります。ですから、短期間の有事の際の戦闘力の比較をそのまま一五%、五〇%相当はめるわけにもいかないわけでございます。

○秦豊君 それはそうでしよう。

○委員長(林道君) この際、暫時休憩をいたしました。

午後三時二十二分開会

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

大村防衛庁長官及び宮澤内閣官房長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。大村防衛庁長官。

○国務大臣(大村義治君) 現在、防衛庁は短S A M問題検討の一環として、部外識者の意見を聞き、それを参考にすることが望ましいとの観点から、短S A M問題検討会との名称のもとに六人の識者を防衛庁にお集まりいただいておりますが、これは、識者の意見を伺う際の説明等の便宜を考

慮して、個々にではなく、一堂に会していただいた方がより効率的であるとの判断によるものでございます。

同検討会は、このような性格のものであることから、もとより合議制機関として独立の機関意思を決定するようなものではなく、また、装備品の選定について防衛庁が有している責任と権限を同検討会にゆだねるといったものではございません。

御指摘のように、合議制の行政機関として委員個々の意見とは別個独立な機関意思を決定することを所掌事項とする審議会等を設置する場合には、国家行政組織法第八条の規定に基づき所要の法律措置によらなければならないことは十分認識しておりますが、本件の場合は、右に述べた実態でありますので、これに該当するものではないと考えております。

検討会においては、短SAMの運用、性能等に関する秘密事項についてもこれを明示して説明し、各先生方の検討をお願いすべきではないかという意見もございますが、先般の指摘事項等に関する各先生方の御意見を伺うに当たっては、秘密にわたらない範囲でできる限り詳しく説明申し上げることにより必要な御理解をいただくことは可能であると考えております。

したがいまして、部外識者の方々に守秘義務まで課する必要はないと考えた次第でございます。なお、防衛庁は、各省庁が部外者の参集を求め開催する懇談会等行政運営上の会合が、国家行

も一層厳正な運営を図りまして遺憾なきを期してまいりたいと存じます。

○峯山昭範君 この問題につきましては、非常に重要な問題を含んでおりますので、本当は時間をかけてやりたいのですが、時間的な制限もありますので、一言だけ申し上げておきたいと思います。

まず第一点は、私は先日の委員会でいぶんこの問題について議論をいたしました。八条機関といいうよりも短SAMの検討会そのものについて議論をしたわけであります。いずれにしましても、ただいま防衛庁長官から読み上げられましたこの「短SAM問題検討会の性格等について」という、このとおりであるとすれば、一つは先日装備局長が答弁をされた答弁の内容とは多少内容的にも異なるという点が一つであります。

それから次に、この秘密の問題ですけれども、やはり私としましては秘密にわたる部門を開示しないで短SAMの検討ができるかどうかということがあります。それからもう一つは、さらにそれが秘密でないとしても、防衛庁の部内のいわゆる詳細なソフトウェアにわたる部門の議論をした中身、いわゆる守秘義務にこれはかかるのかという問題が出てまいります。こういう問題をどうしても本当は解決しなければならないわけでありますけれども、この点今後の問題として指摘をしておきたいと思います。

そこで、最後に一言だけ官房長官にお伺いしておきたいんですけれども、これは八条機関の問題ですけれども、官房長官、実は昭和三十六年の四月の初めにこういう問題について行政管理庁から見解が出来ました。そのときに、各省庁は八条機関の審議会等の疑いを受けないようにといふことの御発言に關しまして、いわゆる懇談会の運営につきましては、これが国家行政組織法第八条に基づく審議会等ではないかとの疑いを招くことのございませんよう從来からも政府部内において十分留意してまいつたつもりでございますが、今後と

会、委員会と、こう五つに名称がなりまして、今度はこの名前に入らなければいいということで、先日も官房長官にお伺いしましたように、最近は研究会とか、今度の検討会とかいう名前に変わつてきているわけです。要するに少しずつ少しずつ枠が緩められてきていると、そういうようなことが現実にあるわけです。

そういうふうな意味で、私はこの八条機関に対する考え方あるいはいわゆる審議会あるいは諮問機関に関する考え方については、政府としても慎重に取り扱う必要がありますし、これからもその運用については十分内閣の中でも御配慮をいただきたい、そのことだけ一遍官房長官に再度お伺いをしておきたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま御指摘のように、行政管理庁から昭和三十六年、三十八年、五十年通達が出ておるわけでございますが、問題は確かに峯山委員の御指摘のように、どのような名前を使えば逃れられるかといったようなそういう考え方であつてはならないわけでございまして、しばしば御指摘がありますように、国家行政組織法第八条に定めておる精神に忠実でなければならぬというのがあるべき姿だと思いますので、今後十分その点に注意してまいりたいと思います。

○政府委員(番匠教彦君) F15の欠陥問題と申しますとF15のエンジンの欠陥問題であろうかと思ひます。まず、エンジン欠陥が明らかになりましたのは、米下院歳出委員会防衛小委員会のジャック・エドワーズ議員が声明を出して、国防総省当局もそれを認めた、こういうふうに伝えられておるんですが、その後どうなったんですか、そのとおりなのかどうか。

○政府委員(番匠教彦君) F15の欠陥問題と申しますとF15のエンジンの欠陥問題であろうかと思ひます。まず、エンジン欠陥が明らかになりましたのは、約一年前の昨年の十一月に米空軍のエアフォースのシステムズコマンドの司令官のスレーダー大将が米議会で証言されまして、エンジンの欠陥問題のことが広く報道されまして、その際に問題になりました事項が幾つかございますが、その一つはエンジンのスタグネーションストールの問題でございます。

この件に関しましては、エンジンの制御装置の改善とかあるいは燃料制御装置の改善、あるいはフェュエルノズルの改善等を行いまして、現在おきましてはストールの発生回数も約半分以下に減っております。ほぼ解決しているものと考えております。わが方のF15につきましても、これらが改められました。わが方のF15につきましても、これらの改善処置を講じたものを導入することにしております。

それから、二番目に問題になりましたのは、エンジンのタービンのふぐあい、耐久性の少ない点でございますが、この点につきましても同じくエンジンの電子制御装置の改善とか、あるいはターピンの翼に新しい材料を使うとか、あるいはボアスコープを使って十分点検するというようなことによりまして耐久性の改善はほぼ改善されている

五十六年度に八機、五十七年度に十三機でござります。全体で百機購入の計画でございます。

○中尾辰義君 百機にならぬよ。トータルで幾らですか。

○政府委員(塙田章君) トータルで百機でござります。

○中尾辰義君 それでは、欠陥問題は、暴露されました経過をたどって振り返ってみて、それを一

ものと考えております。この件に関しましても、わが方のF15はこれらの改善処置がされたものを導入するということになつておるわけでござります。

○中尾辰義君 大体了解しましたけれども、私の調査では、米会計検査院が五十三年四月、F15と同型エンジンを使用しているF16戦闘機のエンジンに重大な欠陥があるとして、国防長官にこの改善方について、上下両院議長に勧告していますね。いまおっしゃったようなこともありますが、その勧告の中身は、F100エンジンについては、いまおっしゃったタービンブレードが壊れやすい。それから、飛行中に作動が停滞したり停止したりする。三番目に燃料ポンプの流れが悪い。四番目に加速性及び耐久性に問題がある。こういったような欠陥が指摘されておるわけですが、いま改善されたとおっしゃったのですが、どういうような経過で改善されたのか。

○政府委員(番匠教彦君) ただいま先生がおっしゃいました米国の会計検査院で指摘された事項に触られましたけれども、その中で第一点のスタグネーションストールの問題は先ほど御説明いたしました。

それから二番目に、タービンのふぐあい、耐久性の問題でございますね、これも先ほど御説明いたしました。

それから三番目に、燃料ポンプのふぐあいということが指摘されておりますが、燃料ポンプの型式を変えることによりまして指摘されましたふぐあいは解消されております。

それから四番目に、地上始動時の問題というのが指摘されておりますが、エンジンをスタートするときにストールが発生したというようなことがございましたが、これにつきましては始動する手順を変更することによりまして改善をしておりま

す。それから、もう一つ指摘されておりますのは、アフターバーナーのふぐあいとその耐久性の問題でございますが、これは先ほどのスタグネーション

ストールとも関連いたしますと、燃料制御装置及びその部品を改善することによりまして改善策がとられておるということになつております。

○中尾辰義君 それから、これはどうですか。米空軍の昨年十月五日時点の公式調査では、F15戦闘機四百五十機のうち、エンジン六十四基が故障とみなされ修理中である。それから米空軍所属の全F15機のうち出勤できるのはおよそ半数にすぎないとのことであります。この点は確認をさせたのか、その後どうなつたのか、これを伺います。

○政府委員(番匠教彦君) 先生ただいまおっしゃいました件につきましては、米国のF15の航空団におきまして戦時即応テストに参加したF15の六十六機のうち二十三機が合格したという報道に関するものだと思ひます。

われわれの方が米側から聞いておりますところでは、このテストといいますのはオペレーションで、このインスペクションといいまして、作戦即応態勢の監察ということでございまして、部隊に事前の通告をしないで演習を突然実施させてその対処状況を監察する、評価するというものが、C130をはすでにあつたわけございませんが、C130を導入した場合は、これが十六機のうち二十三機が合格したという報道に連するものだと思ひます。

○政府委員(番匠教彦君) ただいま先生がおっしゃいました件につきましては、米国のF15の航空団におきまして戦時即応テストに参加したF15の六十六機のうち二十三機が合格したという報道に連するものだと思ひます。

それから二番目に、タービンのふぐあい、耐久性の問題でございますね、これも先ほど御説明いたしました。

それから三番目に、燃料ポンプのふぐあいとい

るいはその配備場所等につきましては、まだ最終的に確定をいたしておりません。

○中尾辰義君 それでは、この問題これで終わりまして、次に、これも問題になつておるんです。

○中尾辰義君 が、C130型輸送機の導入ですが、防衛庁は五十六年度概算要求で六機のC130型の輸送機を導入し、さらに五十七年度以降にも六機を入れて中業期間に計十二機を装備したい、こういうことでありますけれども、現用の国産輸送機C1を選定した当時C130は実用化しておいたが、このC1と比較してさまざまな理由で日本には不適当として退けられたそういう機種であります。それを度々導入するように決定したのは、これはどういうわけなんですか。

○政府委員(塙田章君) 御指摘のようにC1の採用時点でC130はすでにあつたわけございませんが、C130を導入した場合に、わが国の航空自衛隊の飛行場の中で使えますものが、使えます

というは滑走路離 そういう関係でございませんが、使えますものが二飛行場しかございませんで、当時といたしましては航空自衛隊の輸送機としてC130を導入することについては必ずしも適切でないと判断をいたしたわけであります。したがいまして、国産のC1によりまして比較的短距離で離着陸できるといった点に重点を置きました。

○中尾辰義君 私が聞いているのは、このC130といふのは非常に航続距離が長いと、最大搭載時で機数が少なかったということであるよう聞いておりまして、F15戦闘機そのものの性能に問題があつたというものではないと承知しております。

○中尾辰義君 それでは、F15は今後どういうよ

片道で言いますと二千キロになりますが、二千キロの距離といふものは地図の上でどのようになるかというお尋ねでございますが、航空自衛隊の基地のあります人間から申し上げますと、グアム島が二千四百二十キロ、ミッドウェーは四千百六十キロ、北の方で申し上げますと、千歳からウラジオストクまで言いますと七百九十キロ、小松からソウルまで言いますと八百五十キロ、そんなどころでございます。

○中尾辰義君 それで、これは私も調べてみたんですが、片道でそれども、四千キロいうたら大体ベトナム、フィリピン、北京、モンゴル、バイカル湖の周辺、この辺までは飛ばうと思えば飛べるわけですがね。こういう長いやつは果たして専守防衛といふのが國の方針にどうなんですか、適合するのか。それから、専守防衛に反しないとするならばどういう理由なのか、その辺ちょっとお伺いします。

○政府委員(塙田章君) 御承知のように、わが国は憲法の精神からいきまして専守防衛を旨としたとしておりまして、その趣旨に反するような、他国をもっぱら攻撃するような兵器は持たないと、持てないということでおざいますが、このC130は御承知のように輸送機でございまして、航続距離の長さはいま申し上げたように半径三千キロでございますけれども、本来輸送機でございまして、この種の飛行機が特に他国に脅威を与えるとか専守防衛の趣旨に反するとか、そういうことは私は当たらぬんではないかといふふうに考えておるわけであります。

○中尾辰義君 まあ輸送機は輸送機だけ、そんなに足の長いのが要るかどうかということなんですね。私これはアメリカの方から押しつけられたんじゃないか、あるいはアメリカの防衛増強のために、そういうような圧力のために、それをかわすための手段としてあるいは買ったのかどうか、そういうような疑問も浮くんですがね。

○政府委員(塙田章君) 当委員会でもお答え申し上げましたが、五三中業の中で、現在の航空自衛

隊で言いますと二千キロになりますが、二千キロの距離といふものは地図の上でどのようになるかというお尋ねでございますが、航空自衛隊の基地のあります人間から申し上げますと、グアム島が二千四百二十キロ、ミッドウェーは四千百六十キロ、北の方で申し上げますと、千歳からウラジオストクまで言いますと七百九十キロ、小松からソウルまで言いますと八百五十キロ、そんなどころでございます。

○中尾辰義君 それで、これは私も調べてみたんですが、片道でそれども、四千キロいうたら大体ベトナム、フィリピン、北京、モンゴル、バイカル湖の周辺、この辺までは飛ばうと思えば飛べるわけですがね。こういう長いやつは果たして専守防衛といふのが國の方針にどうなんですか、適合するのか。それから、専守防衛に反しないとするならばどういう理由なのか、その辺ちょっとお伺いします。

○政府委員(塙田章君) 御承知のように、わが国は憲法の精神からいきまして専守防衛を旨としたとしておりまして、その趣旨に反するような、他国をもっぱら攻撃するような兵器は持たないと、持てないということでおざいますが、このC130は御承知のように輸送機でございまして、航続距離の長さはいま申し上げたように半径三千キロでございますけれども、本来輸送機でございまして、この種の飛行機が特に他国に脅威を与えるとか専守防衛の趣旨に反するとか、そういうことは私は当たらぬんではないかといふふうに考えておるわけであります。

○中尾辰義君 まあ輸送機は輸送機だけ、そんなに足の長いのが要るかどうかということなんですね。私これはアメリカの方から押しつけられたんじゃないか、あるいはアメリカの防衛増強のために、そういうような圧力のために、それをかわすための手段としてあるいは買ったのかどうか、そういうような疑問も浮くんですがね。

○政府委員(塙田章君) 当委員会でもお答え申し上げましたが、五三中業の中で、現在の航空自衛

隊の輸送体制を検討いたしました際に、御承知のように現在C-1が主力になっておるわけでござりますが、全体的に航空自衛隊の輸送機部隊を三十六機整備したいというふうに考えておるわけでございますが、その際にC-1全部、三十六機全部C-1でいくのがいいのか、あるいは他の機種とミックスした方がいいのかということにつきましていろいろ検討をいたしたわけであります。そして、C-1三十六機体制の場合にはどうなるか、あるいは陸上自衛隊の空挺部隊の急速展開をやるとすれば、C-1三十六機ではどうなるかということをORいたしまして検討いたしました結果、それでC-1三十六機体制の場合にはどうなるか、ある

うことも発表いたしましたが、五十三年の八月、参議院の審議で当時の伊藤防衛局長はこういうふうに言つておるんですよ。迎撃機が機関砲のみを搭載している理由として、平和時には機関砲で対処する、直ちにミサイルを積んで領空侵犯に措置をしなければならない情勢だと考えておりません。こういう答弁をしているんですね。それから二年ほど経過しているんですが、ミサイル装備に踏み切った理由、それからそういうふうに情勢が変化をしたのかどうか、その辺まずお伺いします。

○政府委員(塩田章君) いま御指摘の国会での五十三年当時の質疑応答は私どもも承知いたしております。その際に、当時の防衛局長から、その時点の情勢であれば機関砲でいいんだという趣旨のことをお答えしているわけであります。二機とC-1二十四機というミックス体制をすれば、いま申し上げた戦闘機部隊のストリースコードロン、三戦闘機部隊の急速展開が可能である、あるいは空挺団につきまして言えば、主力である第一次に派遣する空挺部隊につきまして急速展開が可能であるという結論を得たということが一つございます。

あわせまして、御承知のように、ペイロードがあまり重くなるわけでござりますので、輸送できる武器につきましても二〇三ミリのりゅう弾砲まで輸送ができます。

そういうこと今までいろいろ考えて、今回私ども中業の見直しの過程におきまして、三十六機C-1全部よりも、いま申し上げた二十四機とC-1三十二機の体制でミックスしていまの航空輸送の需要にこたえていくようにして、うに考えたわけであります。

○中尾辰義君 それでは次にまいりますが、防衛庁は本年の八月十八日以降わが国領空の警察行動を行つて航空自衛隊の迎撃戦闘機に空対空誘導ミサイルの実弾を装備するというふうに発表したわけであります。同時に、海上自衛隊の艦艇や対潜哨戒機に実弾魚雷の積み込みを始めるとい

それから、わが国の防衛力は、これは御存じのとおりに自衛のため必要最小限度にとどめる、こうなっている。それで、専守防衛が基本方針でありまして、ミサイル積載が過剰防衛になりやしないか心配するわけであります。この航空自衛隊の対空侵犯措置は、これは自衛隊法八十四条に定められておるとおりに、侵犯機を着陸または退去などでござりますから追尾いたしますので当たります。その際に、機関砲で対処する場合は、これはいかに心配するわけであります。このミサイル警報行動なんですよ、これは、それで、単純な領空侵犯に対する機関砲で対処する場合は、これは警報的な射撃によって向こうに退去させる。そういうことが可能なわけでも、この空対空ミサイルは、赤外線追尾やレーダー誘導などで下手すると当たっちゃうんです、これは。だから軽率な措置をとれば非常な重大な事件を招くことがあります。

そういう点で非常に心配するんですが、そこへゆる有事即応態勢という観点からの検討は別個に行いたい旨のこともお答えをいたしておるわけでございますが、私どもその後いま御指摘になりましたような国際情勢の変化とか、あるいは特に要撃戦闘機に対領空侵犯措置を命じました場合に、どうしても機関砲ではダメで、ミサイルを積んでおかなければだめだといったようなケースがあつたということではなくて、そういう点では私は、先ほどの五十三年の国会での質疑応答のときから別に情勢は変わっているとは思つておるわけではありません。

そういう意味でミサイルを積もうとしているわけではございませんで、いま先ほどちょっと申し上げましたように、自衛隊といたしましては、最近いろいろな意味で有事即応態勢というものを考えて逐次整備をいたしておるわけでありますが、それがいつたことまでいろいろ考えまして、いまミサイルを装備した場合の発射するときはどういうときかというお尋ねでございますが、これは領空侵犯に対する要撃機としましては、武器の使用につきましては、機関砲を装備した場合の発射するときはどういうときかというお尋ねでございます。しかし、同時にそれに加えて、先生御指摘のようにこれは警察行動でござりますから、警察比例の原則というものが働きまして、向こうが使つておる武器とこちらが使う武器も同じであります。しかし、同時にそれに加えて、向こうが使つておる武器とこちらが使う武器とは、これは当然比例したものでなければいけません。

○中尾辰義君 有事即応態勢の一環としてミサイルを積み込むことに踏み切つたということですけれども、まだ有事になつておらぬのですね。

○中尾辰義君 有事即応態勢の一環としてミサイルを積み込むことに踏み切つたということですけれども、まだ有事になつておらぬのですね。

○政府委員(塙田章君) 原則としましては上級指揮官の指示を受けるように指導いたしております。

原則としましてはと申しましたのは、やむを得ず上空においてパイロットがみずから判断しないきやいけないケースもあり得ると思いますが、原則は上級指揮官の指示を受けて武器を使用するところ、こういうふうにいたしております。

○中尾辰義君 いままでの話を聞きますと、非常にこれは危険があるわけです。結局は上司の判断まで、指示を受けるまで間に合わない場合もあるでしょうし、ですからそういう危険を避けるためにはどういうような対策を考えておられるのか、その点お伺いしたいと思います。

○政府委員(塙田章君) 先ほどから申し上げておりますように、相手がこちらの指示に従わずに実力で抵抗してきた場合に発射ができるわけですが、その指示は、実際には上空を飛んでおりましても地上からの上級指揮官の指示ができるまでの間、上級指揮官の指示を受けて使用するというのを原則としておるわけあります。

○中尾辰義君 それでは、もう少し時間がありますから、今度の提出されました法案につきましてまだどなたの質問もありませんので若干お伺いしたいと思います。

最初に、海上、航空両自衛隊の自衛官の定数増に關係して、海上自衛隊は今回千六百十九人の増員、これは五十四年、五十五年兩年度の業務計画に基づいたものであるわけですが、その内訳はどうなっているのか。たとえば艦艇、航空機の就役に伴う増が幾ら、それから艦艇、航空機の除籍減耗に伴う減が幾ら、そのほか要員の増が幾らと、こういったふうに説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(塙田章君) 御指摘のように兩年度にまたがった分をお願いをしておるわけございますが、〔委員長退席、理事藏内修治君着席〕

海上自衛隊の五十四年度について申し上げます

と、艦艇、航空機の就役に伴う要員の増が千百五十八人、その他の要員の増が百十九人ございまして差し引き八百十四人、五十五年度について

申し上げますと、艦艇、航空機の就役等に伴う要員の増が千百四十一人、艦艇、航空機の除籍等に伴う要員の減が四百九十九人、その他の要員の増百五十四人で計八百五人、そういう内訳でございます。

○中尾辰義君 その次に、五十四年、五十五年度に就役取得された、あるいは取得予定の海上自衛隊の艦艇、航空機は幾らあるのか、種類別に御説明を願いたいと思います。

それからもう一つ、長官にお伺いしますが、艦艇に名前をつけるのは、これはどういう基準でつけるのか。今までの例を見ておりますけれども、その辺がどうも定かでないわけでありまして、それに防衛庁長官の地元の山の名前とか、くどい名前がついておるようふうに思われるんですが、それはどういうわけでそういうふうになつておるのか。

○政府委員(塙田章君) 最初に名前の方から申し上げますが、艦艇の名前は現在、クラスによって変えておるわけでござりますが、山の名前、川の名前、天然気象現象の名前、あるいは艦の番号といふ名前、名前は比較的大きな、現在の区分けで申しますと、DDHというヘリコプター搭載の護衛艦等は山の名前にいたしております。川の名前はDEクラスの護衛艦、千四、五百トンクラスの護衛艦でございますが、こういったものは川の名前。それ以外のDD等の護衛艦につきましては雲とか風とかそういうふうになつております。それから、

掃海艇等は島の名前、あるいはLSTのような輸送艦につきましては半島みさき、そういうふうな名前といふふうに、一応大きく言いますとそ

ういう分類にいたしております。

〔理事藏内修治君退席、委員長着席〕

そのときに、いま御指摘のそのときの防衛庁長官の郷里の名前が云々というような御指摘がございましたが、そういうことでございませんで、長官の適切な命名をいただいておるということはございますが、特に長官の郷里とかそういうこと

で命名しておるというわけではございません。それから艦艇の取得の問題でございますが、五十四年度、五十五年度の就役艦艇につきまして、ちょっととしばらく時間をかけていただきたいと思います。

○中尾辰義君 それじゃ防衛庁長官の名前をつけた艦艇があるでしよう。どうですか。

○政府委員(塙田章君) 長官の名前をつけた艦艇はございません。

○中尾辰義君 次に、陸上自衛隊については十八万人が現在の定員と、こういうことになつていておりますが、昭和四十八年以来ずっと増員をやめてきておるわけです。現在の防衛計画の大綱期間中は増員をしないのかどうか。十八万人で、それ以上はもうやらないのかどうか。

それから、現在の陸上自衛隊については、欠員を二万五千二百十人を抱えておるわけでありまして、予算上の充足率は八六%、こういうふうに抑えられるわけですが、防衛計画大綱期間中に何%

○政府委員(塙田章君) 最初にちょっとおわびを申し上げたいんです。先ほどの機関砲あるいはミサイルの発射の時期についてお答え申し上げたのですが、相手が機関砲であっても実力で抵抗してきて、そのままでこちらが撃ち落とされてしまうというような状況のとき、しかもこちらの機関砲の発射ではそれを阻止することができないというようなときにミサイルを発射することも場合によってはあり得ると思われます。

○政府委員(佐々淳行君) お答えいたします。十月三十一日現在における自衛官の充足状況を申し上げます。

陸上自衛隊は、定員十八万人に対しまして現員十五万四千五百四名、欠員が二万五千四百九十六名で充足率は八五・八%でございます。海上自衛隊につきましては、定員四万二千七十八名に對しまして現員四万三百六十五名、したがいまして欠員が千九百十三名で充足率が九五・五%でございます。航空自衛隊、定員四万五千四百九十二人に対し現員は四万三千五百四十名、欠員が千九百五十二名、充足率は九五・七%でございます。

なお、統合幕僚会議、定員八十三名に対しまして現員八十三名、一〇〇%、こういう状況でございます。

○中尾辰義君 それでいま説明があつたんです。が、海上の方並びに航空自衛隊の方は欠員が少ないとですね。ところが陸上の方は二万五千四百九十一

いましたが、陸上自衛隊の十八万人というのは、大綱の別表に明記されておりますので、大綱が改定されない限り陸上自衛隊は十八万人を維持する

ということになります。御承知のように、防衛計画の大綱には別に期間というのはございませんものですから、そういう意味では大綱が見直されない限りは陸上自衛隊は十八万人ということになります。

それから、現在御指摘のように二万五千幾らの欠員があつて八六%の充足率で運用しているわけでございますが、これを大綱期間中何%まで上げるつもりかというお尋ねでございますが、これもいま申し上げましたように、大綱の方は別に期間がございませんので、いま私どもが考えております。

○中尾辰義君 次に、自衛隊の欠員の問題でちょっとお伺いしますが、最近の時点における三自衛隊の欠員充足率の状況はどういうふうになつておられますか。

それから、現在御指摘のように二万五千幾らの欠員があつて八六%の充足率で運用しているわけでございますが、これを大綱期間中何%まで上げるつもりかというお尋ねでございますが、これもいま申し上げましたように、大綱の方は別に期間がございませんので、いま私どもが考えております。

○中尾辰義君 それから、現在御指摘のように二万五千幾らの欠員があつて八六%を八九%まで上げるつもりかというお尋ねでございますが、これもいま申し上げましたように、大綱期間中何%まで上げるつもりかというお尋ねでございますが、これもいま申し上げましたように、大綱の方は別に期間がございませんので、いま私どもが考えております。

○中尾辰義君 次に、自衛隊の欠員の問題でちょっとお伺いしますが、最近の時点における三自衛隊の欠員充足率の状況はどういうふうになつておられますか。

それから、現在御指摘のように二万五千幾らの欠員があつて八六%の充足率で運用しているわけでございますが、これを大綱期間中何%まで上げるつもりかというお尋ねでございますが、これもいま申し上げましたように、大綱の方は別に期間がございませんので、いま私どもが考えております。

六人ですか、これは非常に問題があります。か。それでこの欠員はいわゆる充足率を予算の関係で抑えておるのか、そのために採用しないのか、それとも隊員の質の低下を来すから、そういうことを考慮してこの程度にしてあるのか、その点をひとつ……。

○政府委員(塩田章君) 陸上自衛隊の場合、これはいわゆる欠員と申しますよりは充足率の関係でございまして、充足率が現在八六%ということでお運用しておりますために二万五千何がしの欠員があるということでおざいまして、そういう意味で決められた何といいますか、この八六%に対してもさに欠員があるという意味の欠員ではございません。八六%の充足率は完全に充足しておるわけございまして、といいますことは、御指摘の募集につきましては、別にその募集が困難であるとかあるいは質の低下を恐れて云々ということではございませんで、現在の状況を見ますと二等陸海空士の一般隊員につきましては、大体二倍以上の応募者がございまして、そういう意味でこういう欠員になつておるわけではございません。充足率の関係でございます。

○中尾辰義君 先づから、充足率は、応募者は二倍以上あるということですが、予算上の関係ですか、その点。

○政府委員(塩田章君) 端的に申し上げまして予算上八六%の充足に定められておるわけであります。○中尾辰義君 次に、三自衛隊の欠員の状況を幹部、曹、士別に、階級別にひとつ説明してください。

○政府委員(佐々淳行君) 幹部の充足率は比較的高うございます。幹部で申し上げますと、幹部と申しますのは、将から三尉まででございますが、合計で申し上げますと定員が三万九千三百三十五名に対しまして三万八千九十一名、欠員が千百四十四名、充足率は九七%でございます。

問題は士のクラスでございまして、士が充足率が非常に低いという状況でございます。准尉はた

とえば全般的に申し上げますと九二%、四千九百八十五に対して四千六百一名。曹でございますが、十二万一千三百三十七名に対しまして十一万八千六百六十三名、九七・八%、こういう充足率を保持しております。士長五万四百九十八名の定員に対しまして三万九千九百四十一名、七九・一。士につきましては七一・八、こういうことで士が一番充足率が低い、こういう状況でございます。

○中尾辰義君 大体お伺いしましたが、それで大略現在二十四万の自衛官のうちこの幹部、将校を入れましてこれは四万、それから曹——下士官が十二万、士——兵隊八万、こういうような比率にあります。曹——下士官が約十一万に対しまして兵が約七万と、この二十七年間で二十二万、士——兵隊八万、こういうような比率になつておるんですが、これをずっと見ておりますと、要するに兵隊さんより下士官の方が多いといふことです。

○中尾辰義君 うことでですね。こういう頭でつかなかつこうになつておるんですが、こういうよう自衛隊、この二年という制度をとつておりますと、それに対しまして、曹以上は非任期制、生涯の職業として入

志願兵制の國の場合特にそうでございますけれども、士の場合には任期制、一任期二年といふ制度をとつておりますと、それに対しまして、曹以上は非任期制、生涯の職業として入

志願兵制の國の場合特にそうでございますけれども、士の場合には任期制、一任期二年といふ制度をとつておりますと、それに対しまして、曹以上は非任期制、生涯の職業として入

志願兵制の國の場合特にそうでございますけれども、士の場合には任期制、一任期二年といふ制度をとつておりますと、それに対しまして、曹以上は非任期制、生涯の職業として入

志願兵制の國の場合特にそうでございますけれども、士の場合には任期制、一任期二年といふ制度をとつておりますと、それに対しまして、曹以上は非任期制、生涯の職業として入

志願兵制の國の場合特にそうでございますけれども、士の場合には任期制、一任期二年といふ制度をとつておりますと、それに対しまして、曹以上は非任期制、生涯の職業として入

志願兵制の國の場合特にそうでございますけれども、士の場合には任期制、一任期二年といふ制度をとつておりますと、それに対しまして、曹以上は非任期制、生涯の職業として入

志願兵制の國の場合特にそうでございますけれども、士の場合には任期制、一任期二年といふ制度をとつておりますと、それに対しまして、曹以上は非任期制、生涯の職業として入

志願兵制の國の場合特にそうでございますけれども、士の場合には任期制、一任期二年といふ制度をとつておりますと、それに対しまして、曹以上は非任期制、生涯の職業として入

志願兵制の國の場合特にそうでございますけれども、士の場合には任期制、一任期二年といふ制度をとつておりますと、それに対しまして、曹以上は非任期制、生涯の職業として入

けれども、下士官をふやしたということは、有事の際に一挙に拡大し得る基礎をねらってのことではないかと、こういうふうにも思ふんですが、皆さん防衛庁の考えはどうでしようか。

○政府委員(佐々淳行君) 装備の近代化に伴いましてのより高度の技術、知識が必要とされるようになります。いわゆる歩兵中心の組織であるよりは知識経験の豊かな下士官、これがふえてくるといふことは世界的な傾向であるというふうに承知しております。アメリカの場合も平時編成を見てみると、下士官が約十一万に対しまして兵が約七万と、十二万、士——兵隊八万、こういうような比率になつておるんですが、これをずっと見ておりますと、要するに兵隊さんより下士官の方が多いといふことです。

もう一つの問題は、いずれもこれは志願制でござりますけれども、士の場合には任期制、一任期二年といふ制度をとつておりますと、それに対しまして、曹以上は非任期制、生涯の職業として入

志願兵制の國の場合特にそうでございますけれども、士の場合には任期制、一任期二年といふ制度をとつておりますと、それに対しまして、曹以上は非任期制、生涯の職業として入

し五階級、これは軍によつて違うようでございますが、ソ連も四階級、下士官の階級数が日本の場合より多うございます。

今日、先ほど申し上げましたように、曹が全部で約十二万名おるわけでございますが、このうち陸海空合わせまして一曹のポストにある者が現在の予算定員で三万五千八百八十五名、約三万六千名おります。それで人事管理上この問題を申し上げますと、士長から三曹に上がりますのが平均二十三歳、停年まで五十歳といたしまして、あと二十七年やるといたしますと、この二十七年間で二階級しか昇進しない。したがいまして、一曹の標準在任期間が陸の場合十四年、海が十四年、空が十三年というような長期にわたつております。家庭におきましても子供が小学校から中学校とだんだん成長をしてまいる間じゅうずっとお父さんが一曹であると、いつまでたつても一曹でおしまって、曹よりもより上位の階級の者に指導的な権限を与えて補職をした方がいいであろうというよ

うなポストが現実に出てまいつております。

具体的に申し上げますと、たとえば航空機の整備担当の曹、一曹、あるいは電信員長であるとか艦艇の射撃長あるいは助教であるとかミサイル装備の操作修理の曹、人事班の専任、通信の専任、こういうような一曹を曹長という位によって待遇することによって士気の高揚を図りたい、こういうことも考えておるわけでございます。

今回の改正でお願いをいたしております曹長の定数は陸二千八百二十五、海六百二十五、空六百七十五、合計四千百二十五名、こういう三万六千名のうちからとりあえず約四千百名を昇任させたいと考えておりますが、将来これは数年間かかりまして陸海空合わせましておおむね一万一千名の者を勤務成績優秀で技術を持った者は曹長まで上げまいりたいと、かように考えておる次第であります。

○中尾辰義君 そうしますと、四階級下士官がでるわけですが、この新しくできる曹長といままでの「一曹と待遇の面でどの程度違うのですか、給与等。」

○政府委員(佐々淳行君) これは大変私ども痛い質問でございます。実は防衛厅職員の給与法の根本問題にかかる問題でございまして、御承知のように警察予備隊として発足をし、公安職俸給表を準用をして今日までまいっております関係上、警察の公安職( )の五等級、こういう一つの等級に該当するところに三尉、准尉、一曹、二曹という四つの階級がひしめいて位置づけられております。ここへ今度曹長を准尉と一曹の間に新設をいたします関係で、待遇の面では一曹と比較いたしましてごくわずかな等級格差しかない、こういう問題がございます。

この問題につきましては、山崎先生からもしばしば御指摘を受けておりますところでございまして、数年にわたって検討を続けておるところでございますが、先般今回の四週五休制採用に伴いましていろいろ衆議院の内閣委員会でも議論が出ておりますけれども、給与体系全般について、この四週五休制の制度が定着をした段階において根本的に再検討をする、こういうことでございます。そういう給与体系、公務員全体の給与体系の総再点検の過程においてこの問題は是正をしてまいりたいと考えておりますが、率直に申し上げまして、現在一番開いたところで、俸給表三百円でございます。

○中尾辰義君 三百円じゃあんまりありがたく思いませんよ、これは。だから、当然これは士気に影響することですから、将来検討するということです。当然これはもう少し、どうせつくるのならば改善をしなきゃならない。それを要望しております。

それから、これは曹長の階級ですが、これは金筋一本に星が一つ、二つつくと、曹長はどういうふうなえり、何というのか、階級章にならんですか。星が四つつくんですか。

○政府委員(佐々淳行君) 写真が図表があると樂なんでございますが、ちょっと手元に用意してございません。

現在、「一曹が山三つでございますが、その上に遠くて済みませんが、こういうかつこうにいたしました。(資料を示す) 海の場合、その上に桜といございますところへ山を一つ乗せて、ちょっととさりをあらった、いかりのマークを乗せる。こ

ういう形で一等海曹と海曹長を区別いたします。○中尾辰義君 それじゃこれで終わりますけれども、最後に、海の方で、潜水艦隊の新編につきましてお伺いしますが、これは提案理由をお伺いしたいですけれども、はっきりわからないですか

ただきたい。

○政府委員(塙田章君) 私の関係の部分をお答えいたします。

○中尾辰義君 潜水艦隊とほどのような編成で、どのくらいの規模の人員で、どのくらいの潜水艦を持つ部隊

○政府委員(塙田章君) 私の関係の部分をお答えいたしました。

○中尾辰義君 現在、御指摘のように潜水艦隊を創設するようにお願いいたしておりますが、その理由は、現在

○政府委員(塙田章君) 潜水艦は十四隻持っております。その十四隻を二つの潜水艦群というものを分けて、それぞれの潜水艦群が自衛艦隊に隸属しておると申しますが、直属しておるわけでございますが、それを、第一

○中尾辰義君 まだ法律が通つておりませんので、潜水艦隊司令官といふのは、そういう職はございませんが、自衛隊法施行令によりまして、潜水艦群司令、これは第十八条の五でございませんけれども、「潜水艦群司令は、海将補をもつて充てる。」こういう規定がございます。したがいまして、潜水艦隊ができました場合には、第六条の十の改正によりまして、将補を統べる「海将をもつて充てる。」こういうことにいたしたいと考えております。

○中尾辰義君 それから、先ほどの答弁でございますが、米軍の下士官と兵の比率、約十対七であるという答弁は正しかつたのでございますが、単位を一つ間違

ざいます。したがいまして、十四隻の潜水艦がそぞれ单艦で行動するわけでございますから、その行動の運用に当たりましては一元的に把握しておこ方が、他のどの部隊の運用よりも、潜水艦につきましては特に要請が強いというふうに私どもは考えておるわけであります。

○政府委員(塙田章君) 先ほどのお尋ねの中で、五十四年度、五十五年度の取得する艦艇、飛行機の数についてのお尋ねにまだお答えをいたしておりませんので、答えていただきます。

五十四年度はDDH一隻、DDHと申しますのはヘリコプター搭載の護衛艦でございます。一隻。それが潜水艦が一隻、掃海艇が二隻、敷設艇が一隻の計五隻。航空機は全部で十三機でございま

す。

○政府委員(塙田章君) それから、五十五年度は、同じくヘリコプター搭載の護衛艦でございます。千二、三千百トンの小さな護衛艦でございますが、これが一隻。それから潜水艦が一隻、掃海艇が二隻。それからLSUと申しておりますが、五百トンばかりにさしていただきたい。その場合の潜水艦隊司令部は横須賀を考えておりますし、第一潜水艦隊群と第二潜水艦隊群と潜水艦教育訓練隊といった形に分かれますけれども、本来、潜水艦部隊としてまとまと運用をいたしたいというふうに考えておりまして、そいつた觀點から、私ども今回潜水艦部隊を一つにまとめまして、潜水艦隊としてまとまと運用をいたしたいというふうに考えております。従来どおり対潜水上艦艇部隊の目標になることももちろん重要な任務ではございますけれども、本来、潜水艦部隊としてまとまと運用をいたしたいというふうに考えておりまして、そいつた觀點から、私ども今回潜水艦部隊を一つにまとめまして、潜水艦隊司令部は横須賀を考えておりますし、第一潜水艦隊群と第二潜水艦隊群と潜水艦教育訓練隊といった形に分かれますけれども、司令部が横須賀であるほか、第一潜水艦隊も司令部を横須賀に置きます。それ以外は司令部は呉に置くということで考えております。指揮官の階級は人事教育局長からお答えいたします。

○政府委員(佐々淳行君) まだ法律が通つておりませんので、潜水艦隊司令官といふのは、そういう職はございませんが、自衛隊法施行令によりまして、潜水艦群司令、これは第十八条の五でございませんけれども、「潜水艦群司令は、海将補をもつて充てる。」こういう規定がございます。したがいまして、潜水艦隊ができました場合には、第六条の十の改正によりまして、将補を統べる「海将をもつて充てる。」こういうことにいたしたいと考えております。

○政府委員(佐々淳行君) それから第二点は、韓国側では内政干渉だとこ

う述べておるようありますが、一体鈴木総理の

どういう發言の内容が内政干渉と政府は考えるの

えまして申しあげございません。百万対七十万でございます。自衛隊の場合、十二対十、十二万対十万でございますが、米軍の場合、一けた大き

うございますので、おわび申し上げます。

○政府委員(佐々淳行君) 官房長官の日程も大変忙しいようです。外務大臣の日程も忙しいようですが、まず官房長官に、ここ一日、二日の日本の新聞その他等々で相当報道されておりますが、先般、鈴木総理と韓国の駐日大使との会談内容が突如、その潜水艦隊が自衛艦隊に直属すると、こういう形にお願いをいたしておるわけでございます。したがいまして、潜水艦隊ができました場合には、第六条の十の改正によりまして、将補を統べる「海将をもつて充てる。」こういうことにいたしたいと考えております。

○中尾辰義君 それから、先ほどの答弁でございますが、米軍の下士官と兵の比率、約十対七であるという答弁は正しかつたのでございますが、単位を一つ間違

もが理解をしたらしいのかというのが一点。

○中尾辰義君 それから第二点は、韓国側では内政干渉だとこ

う述べておるようありますが、一体鈴木総理の

どういう發言の内容が内政干渉と政府は考えるの

か。何か政治決着またやつたようではあります、  
まずその二点お聞きをしておきます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 韓国の新聞の報道、そ  
れがどのようにして行われたものか、また、何分  
えにこの時期に行われたのか、ということは、何分  
にも情報がございませんので、私どもも判断がつ  
きかねておるということが実情でございます。

第二に、韓国の崔大使が鈴木総理大臣を表敬に  
来られました際に、鈴木総理大臣としては金大中  
氏のことに関しても重大的な関心と憂慮を表明されま  
したが、事柄が非常に機微でございますから、い  
やしくも内政干渉にわたるようなことがないよう  
に表現においても注意されましたし、また、総理  
自身決してそういう意図のないことを見た上で述べ  
ておられます。したがいまして、内政干渉にわた  
る点があるというような主張に対しましては、私  
ども事実と違つておると考えております。

○山崎昇君 なかなか外交上の微妙な問題ではあ  
りますけれども、私ども日本の国民から言うと、きょう  
やつぱり納得しかねる点がたくさんある。きょう  
の新聞、朝日、毎日、読売その他にいたしまして  
も社説で「ふん取り上げておりますが、いずれ  
にいたしましても、「首相発言は内政干渉でない」  
あるいは「韓国に求めたい誤解の解消」だとか、  
言葉ならば一方的にいまの時期にああいうやり方  
をするということに対して、日本の報道陣も反対  
の私はこれ態度ではないだろうかというふうに受  
け取るわけです。

私ども得ております情報は、これは確たるもの  
かどうかも私ども判定する材料ももちろんあります  
せんが、いま得ている私どもの最大の情報として  
は、あの金大中氏の判決は十二月の初旬ではない  
か、特にある人のときは五日か六日ごろではな  
いかと、こうさえいま思われております。そして  
この判決が出ると同時に刑の執行はきわめて  
短時間にやられるんではないか、こうさえ伝わっ  
ておるところですね。ですから、そういう点等私  
ども判断いたしますといふと、その背景もあって  
この時期に韓国はああいうやり方をとつて、新聞

という形をとつてやってきたんじゃないだろうか、こう心配する人  
か、私どもこうさえ受け取つたりしているんです  
が、この点は私どもまことに遺憾だと思います。

そこで、もう一点長官に聞いておきますが、こ  
の新聞報道等々でも言われておりますように、七  
年前に政治決着と称してあの金大中氏の拉致事件  
がうやむやのうちに葬り去られたところに今日の  
事態を招来しているんじゃないですか、これが新聞こ  
そつて指摘している点です。だから、あなた方は  
いまになって憂慮すべき事態だと憂慮しており  
ますとかという表現は使っておりますが、政治的  
な多少苛責を持つていてるんじゃないですか、私  
はこうさえ考へられるんですが、一体政府はある  
政治決着がいまもあなた方正しかったと思うの  
か、あの結果がこういう事態を招来しているとい  
うふうにお考へになりませんか。その点あなたに  
聞いておきます。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは外務大臣がおら  
れますので、外務大臣がお答えになるべきことか  
と存じますけれども、いわゆる一九七三年の決着  
でございますが、わが国の主権が侵害されたとい  
う事実を証明するに足るだけのものがございま  
せんでした。捜査は、現在もなお新しい証拠がおれ  
ば打ち切られておるわけではございませんけれど  
も、事実上そういうことでございましたので、そ  
こで大所高所から当時の政府首脳が決着すべきで  
あると判断をされたのであります。私そのこと  
自身はあれで間違つていなかつて、そのことのゆえに  
何か今日負い目を感じておるのではないかとい  
ふふうに私は考へております。

○山崎昇君 これは、後ほど総理がおいでにな  
る所でございましたら、別段そういうことではな  
いといふうに私は考へております。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは外務大臣がおら  
れますので、外務大臣がお答えになるべきことか  
と存じますけれども、いわゆる一九七三年の決着  
でございますが、わが国の主権が侵害されたとい  
う事実を証明するに足るだけのものがございま  
せんでした。捜査は、現在もなお新しい証拠がおれ  
ば打ち切られておるわけではございませんけれど  
も、事実上そういうことでございましたので、そ  
こで大所高所から当時の政府首脳が決着すべきで  
あると判断をされたのであります。私そのこと  
自身はあれで間違つていなかつて、そのことのゆえに  
何か今日負い目を感じておるのではないかとい  
ふふうに私は考へております。

そこで、あなたにお聞きをいたしますのは、実  
はあなたは二十六日の東アジア・大洋洲地域大使  
会議で、朝鮮半島の平和と安定を維持していくこ  
とが日本の平和にとって大切である。韓国は重要  
な隣国であり、日韓関係を大事にしていきたいと  
いうような趣旨のあいさつをされたと聞いており  
ます。そこで私は、本当に朝鮮半島の平和と安全  
と安全に直接つながる最大の道ではないかと思  
うですが、今度の事件と関連してあなたの見解を  
お聞きをします。

いま官房長官にも申し上げておりますが、きわ  
めて重大場面を迎えるのが近いうちであろうと、  
こう思つています。

そこで、あなたにお聞きをいたしますのは、実  
はあなたは二十六日の東アジア・大洋洲地域大使  
会議で、朝鮮半島の平和と安定を維持していくこ  
とが日本の平和にとって大切である。韓国は重要  
な隣国であり、日韓関係を大事にしていきたいと  
いうような趣旨のあいさつをされたと聞いており  
ます。そこで私は、本当に朝鮮半島の平和と安全  
と安全に直接つながる最大の道ではないかと思  
うですが、今度の事件と関連してあなたの見解を  
お聞きをします。

○國務大臣(伊東正義君) 昨日、大使会議でいま  
のような私はあいさつをしまして、そのとおりで  
ござります。朝鮮半島全部の平和ということが日  
本の平和、安全にとって非常に大切だというふう  
に私も思つておるわけでござります。ただ、先生  
も御承知のように、いまは韓国と日本は国交を結  
んでおりまして、これを重大な隣国として、友好  
関係を結んでいく。アメリカも駐韓米軍という  
のを置いて防衛をしているという現状でございま  
す。そういう現状を踏まえまして考へました場合  
に、われわれはあの朝鮮半島の平和ということと  
韓国と朝鮮民主主義人民共和国が話し合いを、対  
話をするとということになつたあれを何とか続け  
て、一つでも二つでも問題解決していくべきいな  
といふことで見守つたわけでございまして、アメ  
リカと話すときにも中国と話すときにも、必ず朝  
鮮半島の平和の問題を実は私話しておるわけでござ  
ります。

それは、なぜ私がこのことをあなたにお聞きす  
るかというと、私は昭和四十年に国会へ出てまい  
りましたが、四十一年に社会党の私は中央執行委  
員をやりました。そのころは、日中運動を私ども  
やつておりました際には、あれは中国の回し者で  
ある、あれは毛沢東の手先である、こう内外から  
批判されて、日中の友好運動やる者は何か國賊み  
たいな、當時私ども言われましたが、しかし中國  
との友好関係を結ぶ以外に日本の安全はないと言  
ふふうに私は考へるわけです。

とも考へて、それ以来社会党は運動してまいりま  
して、御存じのように、ついにアメリカの踏み切  
りもありましたけれども、日中和平条約が結ばれ  
ました。したがつて、いまあなたの方の中には中国  
に対し、あれが潜在脅威とか、あれは敵だとか、そ  
ういうことは毛頭なくなつたんだと思うん  
です。

そういう意味で言ふと、私は外交関係といいま  
すか、政治家の往来と、いうものはきわめて重要な  
平和の要素ではないか、そういう私も運動を通して判  
断する一人です。そういう意味で言うならば、鈴  
木總理の言われた、この共和国との政治的な交流  
をもつと高めるということが私は朝鮮半島の平和  
と安全に直接つながる最大の道ではないかと思  
うのですが、今度の事件と関連してあなたの見解を  
お聞きたいと思うんです。

○國務大臣(伊東正義君) 昨日、大使会議でいま  
のような私はあいさつをしまして、そのとおりで  
ござります。朝鮮半島全部の平和ということが日  
本の平和、安全にとって非常に大切だといふ  
ふうに私も思つておるわけでござります。ただ、先生  
も御承知のように、いまは韓国と日本は国交を結  
んでおりまして、これを重大な隣国として、友好  
関係を結んでいく。アメリカも駐韓米軍という  
のを置いて防衛をしているという現状でございま  
す。そういう現状を踏まえまして考へました場合  
に、われわれはあの朝鮮半島の平和ということと  
韓国と朝鮮民主主義人民共和国が話し合いを、対  
話をするとということになつたあれを何とか続け  
て、一つでも二つでも問題解決していくべきいな  
といふことで見守つたわけでございまして、アメ  
リカと話すときにも中国と話すときにも、必ず朝  
鮮半島の平和の問題を実は私話しておるわけでござ  
ります。

現在は、いま申し上げたような状態でございま  
すので、経済的な人の往来でござりますとかある  
いは貿易の問題でござりますとか、文化的な往来

ということを積み重ねてということでいまやつておるわけでございまして、先生のおっしゃいました政治的な問題をということでござりますが、この問題につきましては、私どもいま時が時であるだけに、非常に慎重に取り扱わなきゃならぬということでおとて、従来の方針をいま守つてあるという現状でございます。

○山崎昇君 それはきわめて消極的じゃないですか。本当に朝鮮半島の安全と平和を日本が望むならば、政治的な会談抜きにしてどうしてこれが達成できるだろうか。

先般、与党のAA研の皆さんのが朝鮮民主主義人民共和国に行かれておりました。そのとき私も共和国に行っておったわけです。そして、自民党的皆さんも金日成主席に会いました。私もまた金日成主席に会いました。そして、あのときに新聞でも報道されました。出ましたのは、共和国としては戦争する意思はない。その能力もない。また、南を侵すという考え方には毛頭ありません。いま四十五万の軍隊を持つていて、これを維持していくことはきわめて困難であります。こういうことが会談の席上で出ました。私どもその説明を聞きました。こう考えるときに、日本のこの防衛白書等あるいはまた防衛庁の幹部の方々が、潜在的脅威ということだけで日本の防衛力増強の糧にしようなんという、そういう態度で「一体朝鮮半島の平和や安全なんというのを守れるのだろうか、私はきわめて疑問に思います。そういう意味では、この金日成主席が皆さんの党の代表にもこれは語った言葉であります。直接語りました。私も聞きました。こういうことについて、「一体外務大臣としてはどうこれを評価されるのか、どうこれまで生かしてこの朝鮮半島の平和と安全というのを守っていかれようとするのか、重ねて聞いておきたいたい。

○国務大臣(伊東正義君) いまのお話で、その中の一つたとえば南進というのは考えてないといふ話があつたと、いうことでござりますが、これは、中国の華國鋒主席とお会いしましたときに

も、大平総理ともその話を出ました。私も中国でしたのでござりますが、中国等でもそういうことが現状でございます。

○山崎昇君 それはきわめて消極的じゃないですか。本当に朝鮮半島の安全と平和を日本が望むならば、政治的な会談抜きにしてどうしてこれが達成できるだろうか。

先般、与党のAA研の皆さんのが朝鮮民主主義人民共和国に行かれておりました。そのとき私も共和国に行っておったわけです。そして、自民党的皆さんも金日成主席に会いました。私もまた金日成主席に会いました。そして、あのときに新聞でも報道されました。出ましたのは、共和国としては戦争する意思はない。その能力もない。また、南を侵すという考え方には毛頭ありません。いま四十五万の軍隊を持つていて、これを維持していくことはきわめて困難であります。こういうことが会談の席上で出ました。私どもその説明を聞きました。こう考えるときに、日本のこの防衛白書等あるいはまた防衛庁の幹部の方々が、潜在的脅威ということだけで日本の防衛力増強の糧にしようなんという、そういう態度で「一体朝鮮半島の平和や安全なんというのを守れるのだろうか、私はきわめて疑問に思います。そういう意味では、この金日成主席が皆さんの党の代表にもこれは語った言葉であります。直接語りました。私も聞きました。こういうことについて、「一体外務大臣としてはどうこれを評価されるのか、どうこれまで生かしてこの朝鮮半島の平和と安全というのを守っていかれようとするのか、重ねて聞いておきたいたい。

○国務大臣(伊東正義君) いまのお話で、その中の一つたとえば南進というのを考えてないといふ話があつたと、いうことでござりますが、これは、中国の華國鋒主席とお会いしましたときに

すね。こういうものを私ども見るときに、もう北が南を攻めるなんていうことはない。むしろどつちに危険があるかと言えば南が北を攻める危険の方が多い、こう述べられています。

こう考えるときに、私は、本当に朝鮮半島の平和と安全を守るためにどうか慎重も結構であります。ですが、あなたの決断等を私は促しておきたい、う態度で南と南北の話をしたいということであれば、政治的な会談せねばならない話を私どもも直に聞いております。金日成が始まつたわけでございますので、私どもとしましては、ひとつ南北の対話を広がつて本当に平和裏に話し合いができる、一つでも二つでもいろんな半島の問題が解決していくことを希望します。またそういう環境をおづくりすることが日本にまつてできることじやないかというような考えで実はいるわけでございまして、いま先生おっしゃいましたすぐに政治的な交流というところまでいかぬと、非常に慎重に考えていたところでございますが、われわれとしましても、韓国のことは戦争する意思はない。その能力もない。また、南を侵すという考え方には毛頭ありません。いま四十万の軍隊を持つていて、これを維持していくことはきわめて困難であります。こういうことが会談の席上で出ました。私どもその説明を聞きました。こう考えるときに、日本のこの防衛白書等あるいはまた防衛庁の幹部の方々が、潜在的脅威ということだけで日本の防衛力増強の糧にしようなんという、そういう態度で「一体朝鮮半島の平和や安全なんというのを守れるのだろうか、私はきわめて疑問に思います。そういう意味では、この金日成主席が皆さんの党の代表にもこれは語った言葉であります。直接語りました。私も聞きました。こういうことについて、「一体外務大臣としてはどうこれを評価されるのか、どうこれまで生かしてこの朝鮮半島の平和と安全というのを守っていかれようとするのか、重ねて聞いておきたいたい。

○国務大臣(伊東正義君) いまのお話で、その中の一つたとえば南進というのを考えてないといふ話があつたと、いうことでござりますが、これは、中国の華國鋒主席とお会いしましたときに

が、そんなことを見る人がいるのかなというまことに不思議なという感想でございます。

○山崎昇君 現実にそういうことが述べられていますから、私は指摘をしておきたいと思います。それから、もう一点あなたに聞いておきますが、最近決めたようでありますけれども、特命大使を北海道に、あれは長期出張というのですか、派遣というのですか、何かよくわかりません。北海道の議会でも大変問題になつて、最近何か名前も決まつたようであります。一体これはどういう任務なんだらうか、どういう仕組みで北海道へ行くんだらうか、受け入れる北海道はこれ、どうい形で受け入れるんだらうか。何か新聞報道によれば長期出張とも聞いておりますが、一体何の任務なんだらうか、あなたの見解を聞きます。

○山崎昇君 次に、あなたに五時までという約束を承っておきます。

○国務大臣(伊東正義君) 先生の御意見としてよく承っておきます。

○山崎昇君 次に、あなたに五時までという約束を承っておきます。

○国務大臣(伊東正義君) いま先生の御質問の点のようありますから、一、点伺つておきますが、北方領土の問題で大変重要な記事が一つございました。それは北海道の大字の教授で木村汎さんといふ方の進め方ということを慎重に見守りながらそういう対話がよく行われるようにというような環境づくりに、外務省としては、私としては努力をしたいといふふうに思つております。

○山崎昇君 慎重に慎重にとあなただ言つておつて何もしなきや意味がないじゃないですか。やっぱり政治家は決断しなきやなりませんからね。ですからおられます。この人が中心になつております北大スラブ研究センターといふのがあります。ここで先般シンポジウムが開かれまして、そのときには北海道の道民の方に外交問題でいきに大変重要なことがのせられました。それは、米国の著名な日本学者が最近「アメリカから見た北方領土」という論文を出された。その中で、北方領土問題は、「日本を仲良くさせないために仕組まれた米国との世界戦略の一環である」と述べておられる。この論文を出された。その中で、北大スラブ研究センターといふのがあります。ここでは北海道の大字の教授で木村汎さんといふ方の進め方といふことを慎重に見守りながらそういう対話がよく行われるようにというような環境づくりに、外務省としては、私としては努力をしたいといふふうに思つております。

○山崎昇君 次に、あなたに五時までという約束を承つておきます。

○国務大臣(伊東正義君) いま先生の御質問の点のようありますから、一、点伺つておきますが、最近私は決めたのでございます。要請は、北海道の知事の外交上の問題等についていろいろ意見を聞かれる場合にそれに答えるという点もございまして、それは北海道の教授で木村汎さんといふ方の進め方といふことを慎重に見守りながらそういう対話がよく行われるようにというような環境づくりに、外務省としては、私としては努力をしたいといふふうに思つております。

○山崎昇君 外務大臣との約束の時間ですから、きょうはとても詰める時間ありませんので……。

○国務大臣(伊東正義君) 全く私は不思議に思ひません。そんなに毎日北海道で外交案件が出てくるわけじゃありません。何のために。私はあの問題が出たとき、名前は申し上げませんが、外務省の幹部の方においでいたので、一体これは何ですかと聞いたら、外務省で迷惑ですと私は言いましたよ。結局、機構としては置かれないので、それでどうにもならないから、そしてまた、人もそんなにしょっちゅうやれ

ないから特命大使を使うんだと。言うならば、一年間たつたら特命大使どこかへ大使として出られればそれで終わりです。また新しい人が行くんだ。そんなに毎日外交案件もないんだ。しかし、長期出張にするにしても特命大使は八割ぐらいしか給与もらえないね。だから、長期出張はむずかしいんじゃないでしょうかという話でもありました。

これはいざれ詰めますけれども、こういういふかげんなことはやめてもらいたい。知事がどういふ言い方したかわかりませんけれども、きわめてこの存在あいまいですよ、何の目的でやるのか。自治体は金持ちだし、今度三百四十二万ばかり予算組んだようあります。道府の中に部屋も準備したというんです。電話も引いた、何か女の子も配置したといふんです。一体、これはどういう存続なんだろうか、私どもよくわかりません。もうしばらく私は国会等でもっと明確になるまで実施はやめてもらいたいと思うんですが、どうですか。

○國務大臣(伊東正義君) 本件は、道知事から要請がございまして、道議会でも可決になつたことだということで正式な要請がありましたので決めたわけでございまして、一月全部行つてゐるといふことじやないんです、これは。一月のうちに何

防衛省長官、もう防衛問題専門の皆さんから長時間の質問がありました。私は防衛全く素人でありますから、素人の頭で専門のあなたにお聞きするんですが、ひとつ長官の頭で答えてほしい。あんまりメモを見て、同じメモばかり読むのだけはやめてもらいたい。そういう意味で、長官にまことに願いをしておきます。

○山崎昇君 大臣、結構でござります。

防衛省長官、もう防衛問題専門の皆さんから長時間の質問がありました。私は防衛全く素人でありますから、素人の頭で専門のあなたにお聞きするんですが、ひとつ長官の頭で答えてほしい。あんまりメモを見て、同じメモばかり読むのだけはやめてもらいたい。そういう意味で、長官にまことに願いをしておきます。

これは、先ほど事務当局に申し上げましたから、まず最初に小さい問題であります。陸上自衛隊の瀧川駐屯地、ここはかつて三島由紀夫や橋の会の会員が体験人隊をした駐屯地であります。それから、もしその石碑があるとすれば、一体どうなつておるのか。それが、この駐屯地に三島由紀夫の書や文書を刻んだ石碑が設置されていると私ども聞いています。これは事実関係が一体どうなつておるのか、まずこの点聞いておきます。

○國務大臣(大村襄治君) 事実関係でござりますので、官房長からお答えいたします。

○政府委員(夏目晴雄君) 御指摘の三島由紀夫の歌を刻んだ石碑は、陸上自衛隊の瀧川駐屯地にございます。この石碑は、もともと隊員が環境美化といふますか、環境整備の一環として瀧川駐屯地の正門付近に「誠実」と書いた小さな石を置いたわけでございますが、その後この駐屯地、いま御指摘があつたように三島由紀夫氏がかつて四十二、三年ごろ体験入隊をしたということになりました。そのときに記念に残した歌がございまして、それが瀧川駐屯地内の環境整備、いかにも貧弱であるということで、その石碑を改修というか、台座を設けまして、その台座に隊員がみずから三島由紀夫氏の体験入隊の記念に残す。その歌を環境美化の一環として、その石碑がございまして、それが瀧川駐屯地内の環境整備、各中隊ごとに担当部門を設けましたので、担当中隊が自発的に、石碑というよりも、大きい石を置いてそれを自発的に「誠実」という文字を彫つた、こういう事実がますござります。

○國務大臣(大村襄治君) お答えします。ただいま政府委員から述べましたとおり、この石碑ができましたのは三十五年四月、大分前でございまして、それが瀧川駐屯地内の環境整備、各中隊ごとに担当部門を設けましたので、担当中隊が自発的に、石碑というよりも、大きい石を置いてそれを自発的に「誠実」という文字を彫つた、こういう事実がますござります。

その後、四十六年十月、十年ほどたちましてから再び環境整備の再点検を行つた際に、同中隊の隊員が「誠実」という文字を彫つた石と周辺環境とのよりよい調和を図るために台座を新たに設け、故三島由紀夫氏が体験入隊した際歌んだ歌があることを思い出し、隊員の発議でこの前面にその歌を彫つた、こういふ経緯でござります。

また、その歌の内容も文字的なものでございませんし、三島由紀夫氏を賛美するというものでなく、単純に環境整備、環境美化の一環として行つたものというふうに理解しております。

○山崎昇君 環境美化と言うだけでは済まれないものがあるんじゃないでしょうか。私どもはやつぱりこの問題を見たときに、三島由紀夫の思想や行動というものを、あえて少しオーバーな表現によるかもしれませんねが言えば、この駐屯地に勤務される自衛隊の皆さんは、それこそこれを美化して、あるいは称賛をして、ということが背景にあります。

るのではないか、そう私ども受け取る。これが素直ではないかと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 本件につきましては、先ほど申し上げたとおり、隊員の中に器用な人間

がおりまして、この石碑を何とかかくこうのいい石碑の台座として三島由紀夫氏のうたつた歌が非常によろしいということで、隊員がみずからこれを刻んだということであつて、特段の意図のあるものにはないというふうに聞いております。

○山崎昇君 これ、長官伺います。こういうものを置かなければ美化になりませんか。駐屯地の美化というのはこういうものを置かなければなりませんか。むしろやっぱり思想的に誤解の受けるようなことをやめた方がいい。言ふならば、違う方法で美化したらいと思ふんであります。駐屯地の前を飾るなら飾つてもいい。しかし、これは私は政治的に言うならばやつぱり撤去すべきものではないか、こう思いますが、長官どうですか。

○國務大臣(大村襄治君) お答えします。ただいま政府委員から述べましたとおり、この石碑ができましたのは三十五年四月、大分前でございまして、それが瀧川駐屯地内の環境整備、各中隊ごとに担当部門を設けましたので、担当中隊が自発的に、石碑というよりも、大きい石を置いてそれを自発的に「誠実」という文字を彫つた、こういふ事実がますござります。

その後、四十六年十月、十年ほどたちましてから再び環境整備の再点検を行つた際に、同中隊の隊員が「誠実」という文字を彫つた石と周辺環境とのよりよい調和を図るために台座を新たに設け、故三島由紀夫氏が体験入隊した際歌んだ歌があることを思い出し、隊員の発議でこの前面にその歌を彫つた、こういふ経緯でござります。

また、その歌の内容も文字的なものでございませんし、三島由紀夫氏を賛美するというものでなく、単純に環境整備、環境美化の一環として行つたものというふうに理解しております。

○山崎昇君 環境美化と言うだけでは済まれないものがあるんじゃないでしょうか。私どもはやつぱりこの問題を見たときに、三島由紀夫の思想や行動というものを、あえて少しオーバーな表現によるかもしれませんねが言えば、この駐屯地に勤務される自衛隊の皆さんは、それこそこれを美化して、あるいは称賛をして、ということが背景にあります。

との報告を受けた限りにおきましては、そう何といふますか、刺激的なものではない、文学的な体験を詠んだ歌がしるされているということでお聞きくださいます。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたしました。

いま先生御指摘の合同防衛計画の提案はこれまでになされておりません。また、集団安全保障体制への布石ではないかといふうに防衛省としては対応したのか、これはひとつ長官から私は答えてほしい、役人はいいです、あなたの考えを聞きたいんですから。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたしました。いま先生御指摘の合同防衛計画の提案はこれまでになされておりません。また、集団安全保障体制への布石ではないかといふうに防衛省としては対応したのか、これはひとつ長官から私は答えてほしい、役人はいいです、あなたの考えを聞きたいんですから。

ないと考へるわけでございます。

○山崎昇君 それじゃ、これに応ずる考へもないし日本としてはできません、こういうことになります。それは確認をしておきます。

○国務大臣(大村襄治君) そのとおりであります。

○山崎昇君 次に、これもお聞きをしておきますが、ことしの一月三十日竹田統幕議長が記者会見をやりまして、去年の十月にブラウン国防長官が日本に来られた際に、日本と米国と西欧使用の防衛装備品などの画一化などをすでに求めておると言われております。この米側の意向が去年の秋ごろから大変強くなつたとも私ども聞いておるわけなんですが、一体この日本、米国、歐州、これらの装備品が画一化されるということ、規格が同一化されてくるということになると、これは武器の輸入等々の問題とも関連して、私は大変重要な点をこの統幕議長が述べたんじやないかと思うんです。その点は一体どういう現状にあるのか、あるいは全くやってないのか、やる考へ方がないのか、その点まずお聞きをしておきます。

○国務大臣(大村襄治君) 装備品をできるだけ歩調を合わせた方がいいではないかという話はございます。そこで、ことしの九月に装備局長を先方へ派遣いたしまして、先方の担当者と第一回の打ち合わせを行いました。しかしこれは第一回でございまますから、手順を相談した程度で、内容までは入つておらないわけでございます。その後またその次の話し合いをしようということになつておりますが、まだその後行われておらないわけでございます。詳しい内容は、もし必要があれば担当の装備局長から御説明させたいと思います。

○山崎昇君 そうするとあれですか、ことしの九月に第一回の打合会をやつた、そういう方向を防衛庁はとつてゐるんですね。そうすると、一体、第一回をやりました際、これは相当なことを打ち合せやつてあるんじやないかと思ひますが、それは装備局長から説明を求めておきます。

○政府委員(和田裕君) お答え申上げます。

先生御存じのとおり、もともと自衛隊というの

な認識、共通の認識に達している、こういうこと

でございます。

○山崎昇君 私は、これはやっぱり兵器の輸入問題とも関連するし、それから、少し思い過ぎかも

りませんが、アメリカの強い要請であった方がされませんが、アメリカがやるんですか、防衛庁がやるんですか。これはどこがやるんですか。あなたの見解を聞きます。

○國務大臣(大村襄治君) お尋ねが極東の安全といいます。ちょうど例を挙げましただけでも、主要なる火砲はほとんどが、少なくとも工場は一緒にござりますし、また米国から供与を受けましたものにつきましては、そもそもこれについては完全なる共通化ができる。それから、主要なる航空機等と比べますと、日米間の装備品の共通化というものはある意味で非常に進んだ状況にございま

す。ちょっと例を挙げましただけでも、主要なるC、E2C、これは皆米国との共通化が基本的にできております。それから、ナイキ、ホークシステム、こういったものも同じでございますし、まだ、今度導入を考えておりますところのスティンガー等につきましても同じようなことが言えるわけでございます。また、航空機用のミサイル等につきましても、ファルコン、スパローその他サイドワインダーあるいはハープーンとかシースパローとか、きわめて共通化の部分が多いというの

が現実でございます。

○國務大臣(大村襄治君) お尋ねが極東の安全といいますと、なぜ共通化の話し合いをしたかといふと、そういうふうに基本的にはかなり共通化が進んでおりますけれども、なお補給性、維持

性、そういうふうな面からいたしまして、日本ではそれがメリットもあるかもしれません。しかし、政治的に判断する場合に、私は余りいい方法ではないんじやないか、こう思つてますが、あなたの見解を聞いて、次の質問にしたいと思う

です。長官どうですか。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。

防衛庁としましては、兵器の選択をどうする

が現実でございます。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。

防衛庁としましては、わが国の安全と独立

を守ることが任務でございますので、わが国外のことをお尋ねくださいまして、ちょっと私がお答えするということはいかがかと、安保条約の問題でござりますればまたこれ外務省の関係もござりますし、その辺と協議してお答えいたしたい

と、こう思つてございます。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。

防衛庁としましては、自衛隊には関係ありませんか。防衛庁には関係ありませんか。それは外務省のことです。まああなたのお答えになる。こんなばかなことを防衛庁が考へておる

と、一体何なんだろうか。これは、きょうはとても

総理が四十分ごろおいでになるというので、私は細かに詰めたいといふ気持ちを持っておりますけれども、できないと思うからただ、きょうあなたの見解だけは私は聞いておきたいと思つて、いま聞いているわけです。

○國務大臣(大村襄治君) ちょっとお尋ねの趣旨がよくわからなかつたもので不十分だったかと思ひますが、わが国の防衛に關することであればわが國みずから判断すべきことは当然であると、こう思つております。

○山崎昇君 そうすると、長官、防衛廳はわが国を守るためにあるわけですが、専守防衛だといふのですから。そうすると、安保條約で極東の安全と平和といふものが出てくる。その判断は防衛廳はあざかり知らない、アメリカさんがやるんでしようともそれは脅威だと判断をして在日米軍があくまでもそれは脅威だと判断が行動を起こした場合に、これをとめ得る何か法的な根拠がありますか。これをとめ得る何か法的な根拠がありますか。なればアメリカの判断だけで日本は戦争に巻き込まれてまいりますよ。その点はどうですか。

○國務大臣(大村襄治君) お尋ねのような場合であれば、また安保條約に基づく事前協議がありましてから、わが国がその場合には判断する、こういふことにならうかと思います。

○山崎昇君 まあ、これ防衛廳長官というのはしつかりした考へないから、きょうはあなたの見解だけをお聞きしてとめておきますが、いずれこれは相当詰めなければならぬ問題だと思つております。

それから次に、あなたのこれまで見解を聞いておきますが、昭和五十一年の十月二十九日にいま盛んに議論になつております「防衛計画の大綱」というのが閣議決定になつたわけですね。そこで閣議決定するときの条件といひますか、理由といひますか、私ども承知する限りは五点あつたと聞いておりります。

そこで、そのうちのまず第一点の、米ソが軍事

的にバランスがとれており、かつ双方とも平和共存を続けるであろうという、こういう判断のもとこの防衛大綱といふものが一つは想定された。こう聞いているわけなんですが、もしそうだとすれば、いまもこういう考え方の上に立つておるでしょうか。これは情勢分析の一つでありますから、長官にお聞きをしたいと思うんです。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。米ソの軍事バランスの点でございますが、防衛計画の大綱が策定された五十一、五十二年の状況と今日の状況を見ますと、その後ソ連の軍事力の増強に目覚ましいものがある。アメリカの方はどちらかといふと横ばいであった。そういうことで、従来ありました格差と申しますか、そういったものが非常に狭まつてしまつて、それが感じがいたします。しかしさらばといって、バランスが大きく変わつてきている、あるいは差し迫つた危険が出てきている、そういういた状態にはまだ達していないと、そのように判断いたしておるわけでござります。

○山崎昇君 そうすると、恐らくあなたは軍事予算を中心いて判断されていると思うんですが、米ソの軍事バランスといふのは、いまのところ予算面で見れば多少ソ連の方が多く持つてゐる。しかし、全体として言えば米ソの軍事バランスといふのはそんなに崩れていない。平和共存といふ方向もいま崩れてはいるわけではない。多少ぎくしゃくした点はあります、その方向はこれからもとつていくであろう。これが大きくなり崩れて戦争になるなんていう考へ方はありません。そう言へば、この大綱をつくつたときの第一の点であります平和共存といふ考へ方はいまも生きている。軍事バランスも多少のことはあるけれどもそんなに崩れているわけではない。こう判断をしているとつてよろしくうございますか。

○國務大臣(大村襄治君) 米ソのバランスにつきましては、私は主として軍事能力の点で申し上げたつもりでございます。予算の点だけで申し上げたわけではございません。

○國務大臣(大村襄治君) お尋ねの趣旨がよくわからなかつたもので不十分だったかと思ひますが、わが國みずから判断すべきことは当然であると、こう思つております。

○山崎昇君 そうすると、長官、防衛廳はわが国を守るためにあるわけですが、専守防衛だといふのですから。そうすると、安保條約で極東の安全と平和といふものが出てくる。その判断は防衛廳はあざかり知らない、アメリカさんがやるんでしようともそれは脅威だと判断をして在日米軍があくまでもそれは脅威だと判断が行動を起こした場合に、これをとめ得る何か法的な根拠がありますか。これをとめ得る何か法的な根拠がありますか。なればアメリカの判断だけで日本は戦争に巻き込まれてまいりますよ。その点はどうですか。

○國務大臣(大村襄治君) お尋ねのような場合であれば、また安保條約に基づく事前協議がありましてから、わが国がその場合には判断する、こういふことにならうかと思います。

○山崎昇君 まあ、これ防衛廳長官というのはしつかりした考へないから、きょうはあなたの見解だけをお聞きしてとめておきますが、いずれこれは相当詰めなければならぬ問題だと思つております。

それから次に、あなたのこれまで見解を聞いておきますが、昭和五十一年の十月二十九日にいま盛んに議論になつております「防衛計画の大綱」というのが閣議決定になつたわけですね。そこで閣議決定するときの条件といひますか、理由といひますか、私ども承知する限りは五点あつたと聞いておりります。

そこで、そのうちのまず第一点の、米ソが軍事

そういう点から言いますと、核戦力、通常戦力を通じまして、七〇年代に入つてからのソ連の軍事力の増加には著しいものがあると考えておりますが、この全體のバランスが大きく逆転するような段階には、そういう意味におきまして、核の使用を含む大規模な戦争の差し迫つた危険はない、こういうふうに考えておるわけでござります。

なお、関連してつけ加えておきますと、五十一、五十二年の防衛計画の大綱策定をしましたときにおきましたが、小規模の局地的な紛争の起る可能性があるということは大綱策定当時の文書にも明記されています。そういう点は今日におきましてまだ引き続き続いているのではないか、そのように考へておるわけでござります。

○山崎昇君 ですから、私の聞いているのは、この防衛大綱を決めたときといま多少のジグザグの点はあるけれども、大筋としてそんなに情勢としては変わらないんだと、こういう認識ですかと考へておるわけでござります。

○山崎昇君 では、あなたの聞いているのは、この防衛大綱を決めたときといま多少のジグザグの点はあるけれども、大筋としてそんなに情勢としては変わらないんだと、こういう認識ですかと考へておるわけでござります。

○山崎昇君 あなたにいま聞いている。

○國務大臣(大村襄治君) 大体そうでござりますが、特に昨年末のアフガニスタンへのソ連軍の侵攻以降、米ソ間の信頼関係に大きな揺らぎが生じてゐるという事実もござります。よほどその平和維持の努力を続けなければいけない問題であるというふうに認識しておるわけでござります。

○山崎昇君 だから、多少のジグザグはあるとしても、大筋としてはこの方向はそう変わつてないというあなたの方の認識ですかと私は聞いている。そのとおりでいいですね。

○國務大臣(大村襄治君) 相当な変化はございませんが、核戦争を含めての大規模な戦争の差し迫つた可能性はないという意味においては、策定当時と変わりがないと、こういうことを申し上げていいわけです。

○山崎昇君 まあ総括して言へばそんなに変わつてないという点は見当たらぬということです。

○國務大臣(大村襄治君) そのとおりであります。第四点、日米の友好関係が続き、かつ安保条約が有効に持続するであろうこと、これはもう安保条約やめたと言わない限り続いていくし、あなた方は外交の方針も日米が基軸だと、こう言ふんでから、当然この判断は今後も持つていいのではないか、こう思いますが、どうですか。

んな修正があつても自分の間統くであろう、こういう分析に立つたと言つておりますが、この点については、あなたどういう見解を持ちますか。

○國務大臣(大村襄治君) 私の質問に的確に答えてください。

私だって将来どうなるかなんという見通しを持つてゐるわけではない。ただ、あの防衛大綱をつくるときにはいろんなことがあります。それでも、当分この中ソの対立は続くであろう、こういう見通しの上に立てたと、こう言はれるから、この中ソの対立というのは鄧小平さんなんかは断じてこれは解消しないと、こう言つておられるから、私はこれも当分続くのではないか、こう思ふんで、その考え方方に誤りありませんか。

○國務大臣(大村襄治君) そのとおりであります。米中の国交正常化が当時、進むであろう、こういう判断をされました。ただし、これは国交が正常化されました。また、日中間では平和友好条約が結ばれました。そういう意味で言うと、米国と日本、日本と中国、中国と米国、この関係は一段と緊密化なつてきて、防衛大綱をつくつたときよりもこの間の情勢といふのはきわめてよくなつた、こういうふうに防衛廳判断しますか。

○國務大臣(大村襄治君) そのとおりであります。○山崎昇君 それじゃ第三点、お聞きします。第四点、日米の友好関係が続き、かつ安保条約が有効に持続するであろうこと、これはもう安保条約やめたと言わない限り続いていくし、あなた方は外交の方針も日米が基軸だと、こう言ふんでから、当然この判断は今後も持つていいのではないか、こう思いますが、どうですか。

ていくことは変わりありません。

○委員長(林道君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、山内一郎君が委員を辞任され、その補欠として降矢敬雄君が選任されました。

○山崎昇君 第五点、朝鮮半島における平和と安全が保たれる、こういう判断を示しているようではあります。そこで、先ほどちょっと全大中問題に関連して朝鮮の問題を私は申し上げましたが、また先般の金日成主席の私どもの会見あるいは自民党のA-A研の諸君との会見等々を通じて、あるいは先ほどちょっとお見せいたしましたけれども、細川隆元さんなんかの中日訪問におきます対談の内容、または私は四年間連続してソ連へ行つておりますが、ソ連と私ども、ソ連共産党中央委員会との会談を通じても、いま南と北との間には緊張状態というのではない。戦争が起るという可能性もない。これが朝鮮民主主義人民共和国を支持しております国々の一一致した見解であります。こういう点を考えると、この朝鮮半島におきます平和と安全というのは、いろんなことがありますけれども、私はいまのところ保たれている、危険といふものはあり得ない、こう判断いたしますが、当時もそういうことが基礎になつて大綱がつくられたと聞いておりますが、その判断に間違いありませんか。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。

大綱策定當時におきましては、朝鮮半島においてはおむね現状で推移し、少なくとも大きな武力紛争は生じないであろうこと、そういうふうに想定しております。その点は余り変わりがないと思います。

○山崎昇君 そうすると、防衛大綱をつくったときの、ほぼ五点に集約されたと言われていますこの情勢分析というのがほとんど変わらない。そうなると、防衛大綱を見直すとか、直すとかいう結論は出てこない。この大綱に私どもは反対です

けれども、大綱に基づいてあなた方は防衛力といふものをやる以外にないのではないかでしょ

うか。ところが最近、防衛大綱の見直し論だと、さまざまのことと言わわれておりますが、その背景がよく私どもにはわからない。そこでいまあなた

にこの五十一年の大綱をつくったときの五点についてます情勢というのをお聞きしたらほとんど変化がない。第一点に聞きました米ソの軍事問題については多少シグザグの点あります、それも大きなそう変化ではない。そうすると、長官どうですか。この防衛大綱を見直すとか直すとかといふ結論は出でこないですが、そう理解していいですか。

○國務大臣(大村襄治君) 先ほど御質問に対してお答えしました際、米ソ間の問題につきまして、私は核戦争を含む大規模な戦争の差し迫った危険はないという点においては変わりないと申し上げたわけですが、最近は特にアフガニスタンへのソ連の軍事介入とこれに対する西側の対抗措置等により東西対立の様相を深くしている点は先ほども申し上げたとおりでございます。また、わが国周辺の軍事情勢も極東ソ連軍の頗著な増強によりわが国に対する潜在的脅威が増大しているということはしばしば申し上げているとおりでございます。特に北方領土への地上軍部隊の配備、空母ミンスク等の極東回航などによる太平洋艦隊の増強、SS20、IRBM、バックファイア爆撃機の配備等に示されるような客觀的な事実が積み重なつてきているわけでございまして、私どもといたしましては、このようないふべきはその全体からいたしまして、わが国の安全保障に置きながら、防衛計画の大綱を立ててござります。

○山崎昇君 私はそんなことを聞いていませんよ、あなたに。聞いたことに答えなさいよ。だれが書いた作文か知らぬけれども、一国の防衛庁官が人の書いた作文を棒読みするような答弁やめなさいよ。あなたの頭で答弁なさい。全く遺憾だ、いまの態度は。

私は、先ほど具体的にあなたに防衛大綱をつくったときの論点を整理して聞いた、一つ一つ。もちろんアフガンの問題も起きたことも承知しています。しかし全体としてはそんなに大変化があるわけじゃない、日本から見た場合に。だから、そういう意味で言えば防衛大綱を直すという理屈が出てこない。そういう意味であなたにわざわざ私は五点にわたって聞いた。

なお、重ねてあなたにお聞きますが、同じ昭和五十一年にこの防衛大綱の基礎になった基盤的防衛力の構想というのが出されました。これを決めるときのこれまで理由というのが、私が承知する限り三点あると聞いております。その一点は、デタントという、緊張緩和という方向がとられる。第二は、石油ショックでエネルギーが大変だということ。第三は、その石油ショックによつて高度経済成長政策がもうとれない、言うならば財政が大変だ。そういうこともあってGNPの一%以内ということもあわせてこのとき決められたんですね。

こうしたことからずっと私ども考えてみると、一体いま日本の風潮として、大変この防衛力増強だけやろうとする動きになつてゐるようになりますが、そういう結果は出でこないんじゃないでしょうか。そういう意味では、私は中業の前倒し実施だとかアメリカの要請だけ受け——自主的判斷と言っていますが、背景はそこにあることはもう御存じのとおりですね。そういうことで日本の防衛力増強なんということはこんりんざい私は許されないと思つてゐるんです。

もう総理参りましたから、私は、約束どおりでありますから、質問途中でありますのがやめますけれども、防衛庁長官のひとつその頭で答えてくださいよ。何にも聞かないことあれこれこれ述べて、人の書いた作文読まぬで、あなたの考へて

答弁してもらいたい。

これはおたくの福田さんが書いた本です。私は詳細に読ましてもらいました。あるいはその他防衛に關するやつは多少でありますけれども、私はさしておいて、私はやっぱり相当慎重に考えなさいよ。あなたの頭で答弁なさい。全く遺憾だ、いまの態度は。

が書いた作文か知らぬけれども、一国の防衛庁官が人の書いた作文を棒読みするような答弁やめなさいよ。あなたの頭で答弁なさい。全く遺憾だ、いまの態度は。

○矢田部理君 総理にお伺いをしたいと思いますが、今国会のスタートは何と言つても憲法問題であります。恐らくこの内閣委員会の総理に対する質疑がある意味では締めくくりにならうと思いますので、その意味でも憲法問題からまず入つていただきたいと考へております。

総理は、今度の国会で幾つかの憲法問題があつた中で、最終的には現行憲法を堅持する、あるいは擁護するということを一面で明らかにされまし

た。それは総理としてのようあります。ところがもう一面他方では、自民党的な総裁としては自主憲法の制定に努力をするということを、少なくとも自民党等には明らかにされているようあります。一人の人間が一方では憲法を擁護する、他方では改憲のために努力をする。どうしてこういうことができるのですか、その点についてまず総理の考え方を伺っておきたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 矢田部さんから憲法の問題についてお話をございました。憲法九十九条に明記されておりますように、國務大臣、公務員等は憲法を尊重し、これを擁護する義務を負つておるわけでございます。鈴木内閣におきましても、現行憲法をあくまでこれを尊重し擁護していく、改憲など毛頭やる考えは持つていないと、ことを繰り返し明確にいたしておりますとございます。

私が一方、自由民主党の若い年次の諸君に、今回の国会において憲法問題が相当の時間をかけて論議をされましたが、憲法を尊重、擁護するということが第一条件でござります。

○國務大臣(鈴木善幸君) いまも申し上げましたように、自由民主党におきましては憲法調査会でいま調査研究を進めておる段階でございます。まだここをどうするという具体的な結論などは出ておりません。これが憲法調査会で結論が固まり、それを総務会にかける、総務会の議を経て、憲法

といふような基本法でございますから、党大会にもかけて党議として決めなければいけないわけでございます。そういうことなしに、現在改憲論議をただ振り回すというようなことでは意味がない、党議はどこにも決まってない、じっくり腰を据えて勉強するところはしなさい、こう言っておるだけでございます。

○矢田部理君 したがつて、具体的な努力は総裁として進めもしないし、するわけではないということになりますね。

○國務大臣(鈴木善幸君) その点が現在も憲法調査会で議論をしておりますが、どこをどう改正するかということは党としてまとまっておりません。いわんやその当時におきましても、私は、ど

ういう基本方針を打ち出したのではないんですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 改憲しないということはわかります。改憲しないことはわからぬことは、前文から最後の条章までを含め、現行憲法を

あくまで尊重し、擁護していく、これを改憲を進めるることは鈴木内閣においては考えておりません。これが憲法調査会で結論が固まり、それを総務会にかける、総務会の議を経て、憲法

といふような基本法でございますから、党大会にもかけて党議として決めなければいけないわけでございます。そういうことなしに、現在改憲論議をただ振り回すというようなことでは意味がない、党議はどこにも決まってない、じっくり腰を据えて勉強するところはしなさい、こう言っておるだけでございます。

○矢田部理君 したがつて、具体的な努力は総裁として進めもしないし、するわけではないということになりますね。

○國務大臣(鈴木善幸君) その点が現在も憲法調査会で議論をしておりますが、どこをどう改正するかということは党としてまとまっておりません。いわんやその当時におきましても、私は、ど

ういう基本方針を打ち出したのではないんですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 改憲しないことはわからぬことは、前文から最後の条章までを含め、現行憲法を

あくまで尊重し、擁護していく、これを改憲を進めるることは鈴木内閣においては考えておりません。これが憲法調査会で結論が固まり、それを総務会にかける、総務会の議を経て、憲法

といふような基本方針を打ち出したのではないんですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 改憲しないことはわからぬことは、前文から最後の条章までを含め、現行憲法を

あくまで尊重し、擁護していく、これを改憲を進めるることは鈴木内閣においては考えておりません。これが憲法調査会で結論が固まり、それを総務会にかける、総務会の議を経て、憲法

といふような基本方針を打ち出したのではないんですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 改憲しないことはわからぬことは、前文から最後の条章までを含め、現行憲法を

あくまで尊重し、擁護していく、これを改憲を進めるとは言ひません。これは、現行憲法に対する改憲手続等も定めておるというようなこと等もあり、また憲法が制定された当時のいきさつ等からいつでございますから申し上げたのであります、が、そ

れなりの根拠——ただ軽率に改憲手続があると

○國務大臣(鈴木善幸君) どうか矢田部さん、私が申し上げておることをそのとおりにひとつ御理解を賜りたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) どうか矢田部さん、私は、現行憲法を鈴木内閣においては改憲する意思は毛頭持つておりません。

○矢田部理君 もう少し具体的に伺いたいと思います。

憲法九条について、私たちは自衛隊も持てない、違憲だと考えております。ところが、政府は現行憲法の立法の趣旨や文言の解釈を非常にねじ曲げ、防衛のために必要な最小限度の実力は持てる、あるいは専守防衛ならばいいんだというふう

に言つておるわけありますか、専守防衛ということについて総理はどう理解しておりますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 独立国家として外部から急迫不正の侵略、そういうものについてこれを守っていく、そういう自衛権が存在をすることとは、これは私は學問的にもまた現実に日本国民の中にも定着をしておる、このように考えております。

憲法九条をどうするかとかいう問題は、これは議論は先ほど申し上げたとおりであります、私は憲法九条は自衛権まで否定するものとは考えておりません。これは明確に政府の考え方として明らかにしておきたいと思います。

○矢田部理君 質問の仕方を変えますが、専守防衛という考え方は憲法上の原則だ、九条から出てくる当然の帰結だというふうに位置づけられております。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私は、自衛の範囲を超えない、そういう必要最小限度の実力を持つ、防衛を持つと、これが専守防衛であると思います。その必要最小限度の防衛ということを線を越えて軍備を拡充をする、あるいはまた防衛という範囲を乗り越えてこちらから相手方を攻撃をする、こういうことを私は自衛権の中には考えていない、こういう観点に立ちまして専守防衛ということを申し上げておるわけでございます。

○矢田部理君 一、二具体的な例を示してお聞きをしたいと思いますが、来年度の防衛庁の予算要求の中に新たに調達すべき装備等が幾つか予定をされております。その一つに、たとえば輸送機がありますが、そのとき防衛庁はどう説明をしておったかといふ、C130は足が長過ぎる、航続距離が長過ぎる、専守防衛のわが国には必要ないと、だからC1を採用するんだと、こういうふうに説明をしてきたんです。ところが、どうでしょうか。いよいよこの十二月二日から開かれる国防会議、総

理あなたが議長です、そこにその装備の導入を求めるために、それを含むやつぱり説明といいます

か、国防会議にかけるという運びになつてくる模様であります、こういうことについて総理、どうお考えになりますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私は、まだそのことを具体的に報告を受けておりませんから、事務当局から答弁させます。

○政府委員(塩田章君) C1の選定の当時にすでにC130が存在しておつて、にもかかわらず当時C

130は距離が長いから、足が長いからC1を選定したんだという趣旨のお尋ねでございますが、C1を選定いたしました當時に確かにC130は存在しておきましたけれども、これを導入しなかつたのは、一つには、當時C130を導入するとした場合の

常用可能な航空自衛隊の飛行場が二ヵ所しかなかつたということが一つと、わが国の地理的条件等

を勘案いたしまして飛行機の短距離離着陸性を重視したということがひとつと、米軍におけるC130の将来計画が明確でないため、導入した場合には整備供給等の面で困難を伴うおそれがあつたといつたようなことを勘案いたしまして、當時C130を断念しましてC1に踏み切つたという事情でござい

ます。

○矢田部理君 それは滑走路がないとか、使える飛行場がまだ不十分だと、C1は滑走路がなく

ても走れるとか、いろいろありますよ。しかし、有力な問題の一つに防衛庁自身が答弁しているんですよ、専守防衛との関係。航続距離が四千キロもあるような足の長い飛行機は専守防衛のわが国には不要ないのだと、防衛庁自身がそう言つてお

ります。つまり次々にまかり通るという事態が、総理、問題な

一一番重要な問題の一つは、金大中氏事件である

といふ認識でもありますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 今までの経過等から

いたしまして、日本国民並びに国会、政府の最も

関心のある問題でございます。

○矢田部理君 そこで、金大中氏の身柄をめぐる状況についてどういうふうに受けとめられておる

理あなたが議長です、そこにその装備の導入を求めるために、それを含むやつぱり説明といいます。それが外務大臣に対する報告かもしません。その報告が、伝えられるところによりますと、金大氏の処刑についてはきわめて重苦しい、事態は予断を許さない、最悪の事態もあり得るということが問題なんあります。その点については、国防会議の議長として、どう問題なんあります。それが今度は具体的な議題になるわけであります。それから、十分に精査をし抑える対応をしてほしいと思うんですが、総理の答弁を求めます。

○国務大臣(鈴木善幸君) シビリアンコントロールの問題につきましては、私も厳格に考えております。国防会議の構成は御承知のとおりでございます。国防会議で方針が決まればこれを議論に諮らなければいけない。そして、いま御指摘のようないものを購入いたします場合、これは予算として国会の御承認を得なければいけない。私は、わが国の防衛に関する最高の最も権威あるシビリアンコントロールは国会であると、このように心得ております。それでございますから、そういう点を無視して防衛庁が独走できるような体制にはなつていません。このことは明らかでございます。

○矢田部理君 時間の関係がありますので、話題を変えたいと思います。

総理は、韓国についての認識でありますが、韓

国と安定期は日本やアジアの平和と安定につながりきわめて重要である。そのためには日韓協力が必要だと、こういう認識に立たれておるのであります。

○國務大臣(鈴木善幸君) そのとおりでございます。

○矢田部理君 そこで、その日韓関係にとつては、中氏の身柄がどのような状況に置かれておるかと

いうことについては、これは現在韓国の裁判によつて審理が行われておる段階でございますから、それにつきまして私どもが軽々に判断を示すといふようなことは避けなければいけない、避けた方がいいと、このように考えております。

○矢田部理君 総理の耳にも入つてゐると思うんですね。日程的にも、総理が韓国の駐日大使を呼ばれて、というか表敬訪問だと言われております

が、そのときに重大な関心と憂慮の表明をされた

ということは、その前提の認識として、すでにも

う大法院の判決が近い、大法院自身は書面審査でありますから、もういきなり判決という事態にな

る可能性はきわめて強いわけであります。その判決の見通しなりそれを取り巻く状況なりについて

る今日の状況について報告をしたとされています。これは外務大臣に対する報告かもしません。

その報告が、伝えられるところによりますと、金大氏の処刑についてはきわめて重苦しい、事態は予断を許さない、最悪の事態もあり得るということが問題なんあります。その点については、国防会議の議長として、どう問題なんあります。それが今度は具体的な議題になるわけであります。それから、十分に精査をし抑える対応をしてほしいと思うんですが、総理の答弁を求めます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 金大氏の処刑が来月には下る、原審を覆すという見通しはまず皆無に近い。その後の大統領の特赦もきわめて悲観的であるということもあります。

○國務大臣(鈴木善幸君) 金大氏の処刑については、大法院の判決が来月には下る、原審を覆すという見通しはまず皆無に近い。その後の大統領の特赦もきわめて悲観的であるということもあります。

総理なりの認識、厳しい認識があつたがゆえにそういう表明をこの時期にされたのではないですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 崔大使は赴任以来、私は表敬をしたいという希望の表明を外務省を通じましてしてこられておつたわけであります。時間の関係その他で延び延びに相なつておつたわけでもあります。ちょうど時間の差し繰りもつきました段階で、崔大使の方から表敬をお見えになつたものでございます。私の方から崔大使を官邸にお呼びをしたと、そういうようなことでないことはここで改めて明確にしておきたいと思います。

崔大使とはいろいろ日韓の問題全般についての意見の交換もいたしました。また、その他の国際情勢全般についてもお話をしたわけでございまして。金大中氏の問題につきましては、韓国のこと 국내問題である、私は毛頭韓国の内政に干渉する考えは持っていないということを繰り返し申しあべ、それを前提として、隣人としてまた今日までの日韓の友好関係の基礎の上に立つていろいろ私の考え方を申し述べたということでございまして、韓国内政に干渉するというようなことは絶対に考えていないし、そのことは明確に大前提として申し上げておいたわけですが、そういう誤解を生ずるような余地は存在しないと私は思つておるわけでございます。

○矢田部理君 私の質問の先を答弁されているんでちよつと戸惑うわけありますが、私は憂慮の表明あるいは重大な関心を示したのは、その前提として状況はきわめて厳しい状況に来ているということを受けてやられたのかと伺つたのであります。その点はそんなんでしょう。一言だけで結構です。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、さつき申し上げたように、情勢がどういう段階にあるかといふことは承知をいたしておりません。現在、裁判が進行中でございますから、そういうことを前提にして、予測をして、それを前提に話し合いをすることとは私は慎むべきだということを

基本的に考えておるわけでございます。

○矢田部理君 それじゃ次の質問に入りますよ。

総理の頭の中にといいますか、認識の上で次のような認識を持つておられるかどうか。仮に金大中氏が処刑をされるというようなことになれば、それが非常に厳しくなつてくる。日本国内でです。こういう認識は持つておられますか。

○國務大臣(鈴木善幸君) いまこの問題につきましては非常に微妙だと申しますか、デリケートだと申しますか、日韓両国民はこの問題には非常に

関心が深いだけに、そこに感情に走つたりあるいは誤解を生じたりいろいろする心配がございまして。私はそういう意味で、この金大中氏の問題につきましては、これ以上ここでいま矢田部さん御質問のようなことについてお答えするということとは差し控えた方がいいのではないかと、こう思つておるわけでございます。

○矢田部理君 私が申し上げたのは、いまの日本の状況からして、きょうの社説などにも一齊にいろいろ出ておりますけれども、マスコミの論調が非常に韓国に対して批判的になつて、国会でもいろいろな論議が起つておるといふ認識はおありなんでしょう。外務大臣自身がいつぞや私が質問した際には、そういう前提に立つて発言をされておりますけれども、客観的な認識の問題ですよ。

○國務大臣(鈴木善幸君) 客観的な認識は、私この時期に、こういう空氣の非常に先鋭化しておるところであつた。これが韓国に対する緊迫したような状況の中での責任者の私からあれこれ申し上げるとかえつて事態を紛糾させるようなことがあつてはいけない。むしろ両国はこの際冷静に鎮静化の方向へ持つていった方がいいという判断でございます。

○矢田部理君 それじゃ角度を変えてまた伺いますが、総理がいざれにいたしましても二十一日に崔韓国駐日大使を呼ばれて——失礼しました、表敬訪問に際して話をされた。重大な関心と憂慮の表明——この憂慮の表明というは何を憂慮され

ておるんでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 明らかになつておりますことは、第一審、第二審であのようない判決が出でるわけでありまして、私はその点について重

大な関心と憂慮を持つておると、そういうことでござります。の判決について憂慮している、こういう趣旨でござりますか。

○國務大臣(鈴木善幸君) そのとおりでございます。

○矢田部理君 裁判と民主主義という問題について次に伺つておきたいと思ひますが、民主主義国家における裁判の基本原則は、日本の憲法でもそうあります。公開というのを基本にしていま度の保障が、とりわけ今度の金大中事件については、ありません。いま日本政府が求めておらずあります。当然のことながら、それは判決の公表というのも含むわけであります。韓国ではそういう制度的にはあります。公開と、その公開の問題につ

いてはどうお考えになりますか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、韓国における裁判のあり方、こういう点について私の考え方を申し述べるというようなことは差し控えたいと、こう思つておりますが、ただ私、日本政府としては、

第一審、第二審の判決文、これはぜひ入手をしたいということで鋭意努力をしておる、現在もそれを要請をし続けておると、これだけは前に外務大臣からも国会で明らかにいたしておるところでございます。

○矢田部理君 一国の制度の問題じゃないんです、民主主義というの。どこの国にもやっぱり最低保障として公開の原則が保障されている。公開の原則が判決の公表も含めて保障をされている。私は韓国の内政問題である、こういう認識を持つておるわけでございます。

○矢田部理君 その認識のあいまいさこそが、言ふならば判決を入手できないという事態を招いているのではないか。もともと金大中裁判の非常に大きなポイントは、日韓政治決着にあつたわけであります。日本から拉致をされ、やがて弾圧や拘禁を繰り返し、そして今日の事態に至つているわけであります。大もとはやっぱり日韓の政治決着にあつたわけであります。その政治決着にすらこの判決内容は違反をしている疑いがつきわめて強い。それを確かめるために判決文の入手を始めたのに、それすら渡さない。これはまさに日本の国内問題じやありませんか。日本自身の

裁判とか暗黒裁判とか言うんであります。公に判決をしたもののが当然公表されるのはあたりまえだ、これ公表しなくても公にされるわけで。それすら入手をできないということを私はきわめて憂えているんです。

それで、次の質問なんですが、先ほど総理も言われましたが、金大中氏の問題は韓国の國內問題、そこに認識の基本があるとすれば、それはやつぱり間違いである。私は、この金大中氏問題というのは、韓国の国内問題であるだけではなく、すぐれて日本の主権と人権にかかわる問題である。とりわけ人権問題は、単に我が国だけの問題ではなくて人類の普遍的な問題、各々に共通の問題だという認識に立つ必要があると思われますか、いかがでしようか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 金大中氏の問題につきましては、ここで申し上げるまでもなく、日本国民、国会、政府、ともに重大な関心を持つておるところでございます。したがいまして、必要な時心を表明をし、あるいは憂慮の意思を伝える、こういうことをやつてきておるわけでございまして、無関心ではない。ただ、最終的に決定をされた結果においては、これは韓国の裁判なり韓国が決定をする問題でございまして、その限りにおきましては、私は韓国の内政問題である、こういう認識を持つておるわけでございます。

○矢田部理君 その認識のあいまいさこそが、言ふならば判決を入手できないという事態を招いているのではないか。もともと金大中裁判の非常に大きなポイントは、日韓政治決着にあつたわけであります。日本から拉致をされ、やがて弾圧や拘禁を繰り返し、そして今日の事態に至つているわけであります。大もとはやっぱり日韓の政治決着にあつたわけであります。その政治決着にすらこの判決内容は違反をしている疑いがつきわめて強い。それを確かめるために判決文の入手を始めたのに、それすら渡さない。これはまさに日本の国内問題じやありませんか。日本自身の

問題じゃありませんか。そういう立場から初めて判決の入手を要求しているんじゃありませんか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 矢田部さんのお話は、いつもの論旨整然たる矢田部さんにしては論理の飛躍があるようでございます。

金大中氏の拉致事件と申しますか、これに対し努力を重ねまして究明に当たってきたことは御承知のとおりでございます。しかしながら、今日の段階におきましては、韓国の公権力がこれに作用した、こういうことは認定ができない。残念ながらそういうまだ捜査が継続中の段階である。でありますから、政府としては今後その捜査の結果、具体的に公権力が作用した、わが国の主権が侵害されたと、そういうことが明らかになれば、これは政治決着の見直しと、こういうことになるわけだと思いますが、現在はそういうような状況にならざりますか。

○矢田部理君 論理の飛躍があるんじゃなくて、あなたの回答がすりかえであるんです。

私が申し上げておりますのは、政治決着で金大中氏の日本国内における言動についての責任を問わないというものが一つの重要な内容になつてゐるわけです。ところが起訴状には、その日本国内における言動をも問うような起訴状になつてゐるわけでございます。

そこで、日本の政府がそれについて説明を求めたところ、背景説明だと彼らは指摘をした。しかし、本来起訴状というのは背景とか経過とかは書くべき性質のものではもともとないんです。そこで、それは單なる事情、背景の説明ではなくて訴因ではないかという重大な疑問を持つてきた。そこで、判決はどうなつたのか。日韓政治決着に違

反をしているのではないかということが問題になつて、したがつて判決を取り寄せてそれを確認す

べしというのが議論だつたし、政府もその努力をしてきた。しかし、それすらも明らかにしないといふところに問題があるということを総理、篤と

やつぱり考へてほしいと思うんであります。

そこで、時間がなくなりましたから一、二問最後にまとめて伺つておきたいと思います、私の希望も含めて。

私は、やつぱり金大中氏問題というのは、韓国の純粋な国内問題であるだけではなしに、日本がかわつてゐる問題であるということを一つ十分に認識をする。その上に立つて、しかも人権とか命とかいうものは普遍的な問題でもありますから、隣人に對して関心を持つとか憂慮を表明するということを超えた、みずから問題意識でこの問題に對応をすべきだというふうに考へるわけであります。その意味では、総理も韓国大使には相

當突つ込んだ話をしたというふうに伝えられておりましたから、それは私、高く評価をするんでもあります。その反発に今度は口をふさぐようなことのないよ

うにしてほしんであります、事態はきわめて緊迫をしておるわけありますから。場合によつては、総理が指摘をしたように、情勢は非常に厳しくなつて経済協力等もできにくくなる、やめると

いうことまでやつぱり踏み込んだ、定期閣僚會議についても無期延期をするぐらい、政治決着も見直すということぐらいの本格的な対応をすること

が、いま金大中氏の人権に本当の意味で関心を示す一番大事な点だということを一つ総理に申し上げておきたいと思ひます。

もう一点は、やつぱり國際世論の形成なんですが、いま金大中氏の人権に本当にその意味で関心を示すことは慎まなければならない。これが第二点でございます。

私は、そういうことを前提にいたしまして、しかし、皆さんと同じよう、金大中氏の身柄につながることは慎まなければならない。これが第二点でございます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 金大中氏の問題については、内政干渉に及ぶような誤解を受けるようになります。これは私はあくまで今後においても堅持していくみたい、こう思つておるわけでございます。

また、内政干渉に及ぶような誤解を受けるようになります。これは私はあくまで今後においても堅持していくみたい、こう思つておるわけでございます。

だけを申し上げておくわけでございます。

○野田哲君 まず、総理に、いま日本の政治の中でも財政再建という問題が非常に大きな課題になつておりますが、この鈴木内閣で当面をしている重要な政治課題と防衛費の扱い、この点についての問題点をまずお伺いをいたしたいと思うわけであります。

判があつた中で、レーガン氏も人権に無関心ではないという最近の対応もありますが、どうもレーガン氏の持つてゐる物の考え方の基本に全斗煥・ループは安心をして問題を始末しよう、決着つけようという危険な動きすら感じられるわけあります。

もう一点、金大中氏に関連して問題を申し上げますと、在日韓国人の五名の人たちがすでに死刑の判決を受けております。韓国ではいま再審等の請求を行つてゐるわけですが、この人たち

はすでに問題に供された時期に日本にいたといふのがいま陳情等を受けて努力はしているようであります。

正式な外交ルートにのせて、これらの政

治犯の不当なやつぱり弾圧に対する、日本として

がいま陳情等を受けて努力はしているようであ

りますが、そのことを含めてまとめて答弁をいただ

す。したがいまして、今年度の予算の編成は歳入歳出ともに厳しくこれを見直しをする、こういうことをやらざるを得ません。

そういう厳しい予算の編成、これはこれから具体的に作業を進めるわけでございますが、したがいまして、渡辺大蔵大臣が申し上げましたように、今度の予算編成におきましてはシーリングの面でどのようになっておりましても、予算全体の立場からこれを査定をしていく、そういう意味では防衛費あるいは社会保障費も聖域というものを認めない、そういう厳しい態度で臨まなければ、来年度予算の二兆円公債減額を含むところの予算の編成、こういうことはむずかしいと、このよな認識のもとに取り組んでおるところでございます。

○野田哲君 具体的に総理、防衛庁から出ている九・七%、これは大平さんがカーター大統領との間でいろいろやりとりをされてきたり、あるいはその前に国防長官と外務大臣や防衛庁長官がいろいろやりとりをされているこのいきさつから見て、実際問題としては、総理はいまはつきりおっしゃらなかつたけれども、九・七%というのはそつくりそのまま認めざるを得ないと、こういうことじやないんですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、大平前総理とカーター大統領との間で具体的な数字を挙げてお約束をしたというようなことは絶対にないといふことを聞いておるわけでござります。一般論として、国際的軍事情勢が厳しい、アメリカもカーター大統領との間で具体的な数字を挙げてお約束をしたというようなことは絶対にないといふことを聞いておるわけでござります。一般的に、NATO諸国もそういう面であらゆる努力をするというよう情勢下におきまして、日本もこれに対しまして、一般論としてできるだけの防衛努力といふのはせざるを得ない、こういうことを申し上げたということは聞いておるわけでござります。しかし、これはあくまで財政全体の中で国民生活を考え、また他の福祉関係あるいは教育関係等いろいろな面を彼此勘案をしながら国民の皆さんも納得できるような予算というものを編成しなければならない

らぬわけでございます。

そういうようなことで、私は前段でお答え申し上げたような姿勢で来年度予算の編成に取り組んでまいる考え方でございます。

○野田哲君 まあこれからのことと、総理も余りはっきりしたお答えがないんですが、ただ、大平前総理はカーター大統領との会談で中期業務計画の一年前倒しの意味の要請をされたときに、できるだけの努力はするということで、具体的には昭和五十六年度の予算ができた段階でそれによつておこなえすると、こうう意味のこととカーター大統領の方に約束をされているようですが、あるとすれば政府原案が決まった段階で何らかの形でこの防衛関係の予算案についてアメリカに対しても説明をする手段が必要ではないかと思うんですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 日米安全保障条約、これによりまして日本が独力で外部からの侵略に対する抗できない場合アメリカの支援協力を求めなければなりませんし、アメリカもその義務があるわけでございます。そういうような関係からいたしまして、防衛関係の問題について、あるいは国際軍事情勢等の問題について絶えず相互理解を深めておく、こういうことは私は必要なことであり、今日までやつてまいつたところでございます。それはいろんな段階でなされております。外務大臣あるいは防衛庁長官とそういう段階でもございましょうし、もっと事務的な事務の方のトップレベルで話し合いをすることもござります。各段階各級のそういう連絡、協議、情報の交換、そういうことは今後においてもなされるであろう、このように考えておりますし、今後予算が確定いたしました場合におきまして、これが何らかの形でやはりアメリカの方にも理解を求めておかなければいけないことになるうかと、こう思つております。

○野田哲君 どうも総理との質疑が核心に触れてかみ合うというような形にならないんですが、総理の長い間の先輩である、先輩というよりも、どう言えればいいんでしょうか、大平総理がいろんな

問題、特に防衛問題について重要な会談をされた後になられた、アメリカでもカーター大統領が落選をされて、年が明けるとレーガン新政権が発足するわけですが、端的にお聞きしますけれども、アメリカも日本もトップが交代をした。こう

いう状態の中では鈴木総理はいろんな懸案事項、防衛問題あるいは経済問題等含めた懸案事項でレーガン新大統領とトップの会談をやられるような計画はいま具体的にはお持ちじやございませんか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 御承知のように、レーガン政権は一月の二十日から正式に発足をする、まだスタッフも有力な閣僚等も固まつていないので、この段階でございますので、この問題につきましても何らの接触も実はいたしていないわけでございます。

しかし、先ほど来申し上げますように、日米の関係は日本の外交の基軸でもございます。また、日米安保条約を結んでおるパートナーでもあるわ

けでございまして、また経済の分野におきまして

も、自由陣営における二大経済国でもある、こういうようなことから、いろいろ重要な問題があ

るわけでございまして、そういう意味合いからい

たしまして、双方の日程その他都合のいい時期に

なるだけ早い機会に、私は、レーガン大統領ともお目にかかる、そして十分、腹藏のない意見の交換をしたい、このように考えておるところでござります。

○中尾辰義君 国の安全保障というものは、これは総合的なものであると思います。そういう意味

で、いま総理が御答弁になりました、軍事力だけ

では平和の確保ができるないというの非常に私は正しいと思うわけです。

そこで、安全保障における軍事以外の外交等の諸施策の比重を高めることによって自衛隊の比重を低くすることは、平和国家を目指す日本として

も当然これは重要なことであります。自衛隊だけに日本の安全のすべての責任を負わせるというの

では非常に危険なものとなつてしまはしないか、そういう危惧があるわけであります。したがつて、

総合安全保障という総理の考え方、シビリアンコントロールという点に関する総理の見解をお伺いしたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、広い意味でと安全を確保することはできない。どうしても外交努力、平和外交の展開、さらに発展途上国等に対する経済協力あるいは技術援助、さらにまた食糧、資源、エネルギー等々の日本にとってべきわれて重要な諸問題を含めて、安全保障という視点に立つて政策を進める場合に、整合性を持つてこれを進める必要がある、このように考えておりまして、政権を担当するようになりますから、このことを国民の皆さんに御提案を申し上げ、各方面の反響、御意見を見ておつたわけでございます。それで、政権を担当するようになりますから、このまま存置させていただきますが、いま申し上げた外交あるいは経済協力、資源、エネルギー、食糧問題等々の政策を安全保障の観点から整合性を持って展開をする、高い立場でこれをやるというため、総合安全保障の閣僚会議というものを設置をしたい、このように考えておるところであります。そして、国防会議と総合安全保障閣僚会議、この両方の機能が両々相まってわが国の平和と安全と繁栄を確保していくたい、このように考えておるところでございます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私はかねがねこれは考

えておった問題でございますが、わが国の安全と和平を確保する、これを守つてまいりますために

は、防衛力の整備という側面だけでは日本の平和

解をお伺いしたい。

といふものがこちらに存在をいたします、すべて防衛に関する防衛計画の大綱でありますとか直接的な防衛に関する重要な諸問題等々は国防会議であります、国防会議を通じてシビリアンコンントロールがなされ、また閣議決定もその上でなされる、国会の御承認もいただく、こういうことでわが国の防衛に関するところのシビリアンコンントロールは十全を期し得る、こう思つておりますが、ただ、総合安全保障という観点からも日本の安全と平和を考え、こういう意味合いで閣僚会議を持つことでございますから、広い意味でおつしやるのであれば、これもシビリアンコンントロールの要素ではないだらうかとも言えるかと思ひます。

○中尾辰義君 それで、総理のせつかくの提案でありますけれども、いろいろと批判もあるわけで、二、三伺いをいたしてみたいと思うのですが、今回のこの総合安全保障会議は必ずしも国防会議と別建ての組織にする必然性があつたのかどうか、屋上屋を重ねることにどのようなメリットがあるのか、また、国防会議にも適時必要な関係閣僚を参加させて討議ができるようになつておるわけであります。そこで、国防会議は防衛庁設置法に設置根拠を置いて、かつ、国防に関する重要事項を審議するというふうになつておるわけですが、このことが総合安全保障ということになじまなければ総合安全保障会議設置法、こういうものを新たに立法して、この中にこの国防会議を吸収したらどうだらう、そうすれば機動的であり、かつ、権威ある総合安全保障政策が生まれるんじやなかろうか、こういう批判もあるんです、いかがなものでしようか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は一つの有力な御意見であり、一つの見識である、このように考へるものでございますが、私もいろいろ考えまして、從来の国防会議の運営をしてまいりました経過、またいろいろなことから考へまして、この国防会議は、狭い意味の国防に関する重要事項、そういうものをごく少数の閣僚によつて非常に敏速に決

断、結論を得る必要のある場合もござります。そういうような意味合いにございまして、国防会議はそのまま存続をし、そして国防会議の運用を広げることによってできるかも知れませんけれども、今までやってきておりませんものでございますから、これを別途に前段で申し上げたような立場から総合安全保障の閣僚会議を開く、設置をすると、こういうことにいたしたわけでございます。まあいろいろ御意見もあらう御批判もありますから、私は別途に前段で申し上げたようなことでやってまいりたい、こう思つております。

○中尾辰義君 それで、先ほどもその構想につきまして總理から御答弁があつたんですが、構成は外務、大蔵、農林、通産、運輸各大臣、それに防衛、經長官、科学技術庁、それに内閣官房の長官があつて、内閣官房長官が会議を主宰すると、こういうことになつていますね。

そこで、これはなぜ首相がメンバーでもなく主宰者でもないのか、先進諸国のかうした会議は、すべて大統領、首相が具体的に責任を負う以上それは至極当然なことであらうと思うわけであります。そして、会議の結果を官房長官から報告を受けるというだけでは不十分じゃないか、あるいはオブザーバーとして出席するというのなら、最初からこれは議長になればいいことであると、そういうような批判もある。これは首相みずからの方を会議にぶつけて、そして関係閣僚の意見を聞いて練り上げていくことが大切ではないのですが、いかがでしよう。

○國務大臣(鈴木善幸君) 御承知のように、私は説法でございますけれども、今日では政党内閣制である。党の三役はもう重要な国政全般について発言をいたしておりますし、それを政府としては尊重いたしておるわけでござります。物価閣僚会議、経済閣僚会議等々おきましても党三役の出席を求めて、そして政府、党一体になつて重要な事項はここで協議をし問題を集約をしていくと、煮詰めていくと、そして政府としては閣議でもつて政府の責任でこれを決定をすると、こういふ仕組みになつておるんあります、そのようなことでやってまいりたい。あくまで最終的には閣議の決定、これが政府の最終方針がここで決まるようにしておるわけでござります。

○中尾辰義君 時間がありませんから、次には最近よく防衛問題で、西側の陣営の一員としての防衛努力と、そういう言葉がよく聞かれるのですが、いかがでしよう。

○國務大臣(鈴木善幸君) 御承知かと思うのであります、経済閣僚会議にいたしましても、いろいろな閣僚会議にいたしましても、総理はこれにいたしまして、この間に、西側陣営の一員としての役割りを果たすべきことも説いておられるわけです。さ

います。この閣僚会議で結論を得ましたもの、これは閣議で最終的決定をするわけでございます。そういうことでございますので、私は他の閣僚会議との並びから言つてもそれで差し支えない」と、このように考えておるわけでございます。

○中尾辰義君 それから、この総合安全保障会議には与党の幹事長、総務会長及び政務調査会長も加わるということになりますが、これは機密にわたる事項もあるわけですから、行政政府以外の者を入れるということはどうなのかと、それが

ことなんですか、そこで出たいろいろな結論と

いうものはどうなるのか、この辺がどうもはつきりしないような感じがするのですが、いかがですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 御承知のように、私は外務大臣の立場からいたしますが、私は外務大臣の立場からいたしますが、私は外務大臣の立場からいたします

と、自由と民主主義、市場経済体制、開放経済体制、いろいろことで自由と民主主義を基調とする

西側の諸国、これは共通の価値觀を持つておる。これを守つていこう、大事にしていこう、こうい

う立場からいたしまして、わが國もこれらの中と、友好関係、緊密な関係、協調と連携、これを大

事にしていくということは当然であり、私もそう

なければいけない、こう考えるわけでございま

す。

さて、防衛という観点からいたしますと、日本とアメリカとの間には日米安保条約が締結をされておる。またアメリカとNATO諸国との間には、これまでの協約によって協力関係が、軍事的な協力関係ができます。しかし、日本とNATOの中では、国際の平和と安全を図るために米国を中心とする先進民主主義諸国との協調と連帯を基軸とすることの重要性を説いておられるわけあります、さらに西側陣営の一員としての役割りが果たすべきことも説いておられるわけです。さ

らに、西側陣営は対ソ防衛努力をしている。したがつて西側陣営の一員たるわが国も相應の防衛努力が必要である、こういったぐあいですね。それから、同じ委員会で大村防衛庁長官もそこにおられます、ソ連軍増強に対応した米国を初めとするNATO諸国の防衛費増額努力を強調し、そうちでのわが国の防衛努力整備を急ぐべき点を強調しておられるわけであります。

そこで、総理にお伺いしたいのですが、こうした西側陣営の一員、特にNATO諸国並みの防衛努力が必要だと、いう外相、ただいまの防衛庁長官の所信に対して総理はどうお考えになるのか、その点をまずお聞きしたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) 外務大臣は対外的な国際的政治、経済、外交各般にわたって物を考え、判断をしておるわけでございます。防衛庁長官もそういう認識は内に秘めながらも防衛という観点で所掌事項を進めておる、こういうことでござりますが、私は外務大臣の立場からいたしますと、自由と民主主義、市場経済体制、開放経済体制、いろいろことで自由と民主主義を基調とする西側の諸国、これは共通の価値觀を持つておる。これを守つていこう、大事にしていこう、こういう立場からいたしまして、わが國もこれらの中と、友好関係、緊密な関係、協調と連携、これを大事にしていくということは当然であり、私もそうなければいけない、こう考えるわけでございま

していかなければいけない、こういう意味で防衛府長官、外務大臣も認識を同じくしておるものと、こう理解をいたしておるわけでございます。

○中尾辰義君 そこでお伺いしたいんですが、総理の言うこともよくわかりますけれども、わが国は経済的、政治的には西側の陣営の一員として協力することは当然としても、外国と憲法が違うんです。わが国は平和憲法を持つておるんですね。そういう意味で、この平和憲法を持つておらない欧米諸国とは、ことに軍事に関しては根本的に立場を異にするんじやないかと、そういうふうに思つてあります。だから、軍事的協力といいましても、余りにもこれを強調し過ぎるのはどうかと思います。たとえば防衛力のG.N.P.1%にいたしまして

も、私もちよつと調べてみたんですが、このNATO諸国の多くは、この防衛費の中に軍人恩給あるいは日本で言う海上保安庁、警察庁の経費の一部も入つておるわけですね。日本は入っていない

い。こういうものを入れますとG.N.P.1%は大体一・五%ぐらいになるわけです。現在でも、そのほかに、わが国は専守防衛でありますから非核三原則をとつておるわけですよ。したがつて、I.C.B.M.、爆撃機、核兵器、これは一切装備はできない。この高価な装備品を除いた専守防衛の日本の防衛費と、そういうものを装備している国の防衛費と同じ尺度で見るのはどうもこれは私は納得いかないわけですよね。

そういう面もいろいろ考えておるんですが、余りにもそういうふうに西側の一員として軍事力を強調をしている点についてはいかがとも思うわけあります。

○國務大臣(鈴木善幸君) いまの外務大臣、大村長官が言われておること、これに対しても私はこ

のように受けとめておりますということを先ほど申し上げたところでございます。御指摘のように平和憲法を堅持しておるわが国、そして専守防衛、非核三原則、経済大国であるが軍事大国には

ならない、他に脅威を与えるような軍備は持たない、こういうことを鮮明にしてきておりますわが国は、日米の間には日米安保条約という条約で防衛の面で結ばれていますが、NATOとの間に

はそういう条約がございませんから立場が違うところは明らかでございます。

しかし、日本は今日国際社会におきましても重要な立場をとるようになっております。したがいまして、私は日本の国力、国情にふさわしい立場で世界の平和と繁栄に寄与する道があるのでないか、またそういう面で日本は国際協力を進めるべきである、このように考えておるところでござります。

○中尾辰義君 総理、答弁お伺いしましたけれども、まだ政治や経済のみならず軍事面を含めますべての面で西側の一員として大国並みになりたいと、そういうような強い欲求があるやに私どもは感じておるわけあります。これは総理にお説教かもしれませんけれども、日本の歴史を振り返ってみて、かつては東洋の一小国であった。それが日清、日露の戦争に勝つて、それから当時は三大列強、五大列強と言われておったわけですが、その列強の仲間入りをして、背伸びをして、軍部の思い上がりからついに太平洋作戦に突入して日本を破局に導いた、こういう教訓があるわけであります。

そこで、日本が西側の陣営として誇り高い地位を占めたいと思うなら、東西問題の改革に、ある

る、本当の脅威になる、こういうことでございま

すから。  
政府は、ソ連の軍事力は潜在的脅威である、そして脅威というものが軍事的侵略能力と侵攻の意図から成り、ソ連の意図が不明確で将来変わり得るものである以上、現在は能力に着目をして、これが潜在的脅威であるとしておる。最近では、能

力それに意図、さらにもう一つ加えまして、時々とても、それはいろんな制約上からできないことは明らかでございます。

しかし、日本はソ連を潜在的脅威としているが、一体ソ連軍の最近の極東の配備、これはどうなつているのか。また、そういうソ連軍が他に侵攻したら、これは自衛隊では太刀打ちできないと思つわけですが、それに、このソ連軍の極東配備、というものは必ずしも日本に向かられたものではないのじゃないか。中国とソ連との境界線は五千キロもある。あすことには、長官がよく御存じのように、鉄道があつて、あすこから極東のソ連軍に対する重要な兵たん路線になつておるわけですね。そういうことも考えてああいうものを、素人考えかもしれないが、中国軍がこれを脅かしたりしたら、これはソ連にとっては大変痛烈な打撃になるわけでありまして、必ずしも極東配備というものが日本だけに対して向けられたものではないに、中国を警戒した面も多分にあるんじゃないかなとも思うのですが、この点はいかがですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 軍事情勢の分析あるいは経済技術協力のレベルで貢献すべきであると思つてありますけれども、再度総理の答弁をお伺いしたいと思います。

○中尾辰義君 時間がありませんで、脅威論についてちよつとお伺いしたい。一括して申し上げま

すから。  
政府は、ソ連の軍事力は潜在的脅威である、そして脅威というものが軍事的侵略能力と侵攻の意図から成り、ソ連の意図が不明確で将来変わり得るところであり、私は、この軍事情勢の分析とともに、その場合におきましても仮想敵国視したりあ

るいは敵視したりというようなことは全くとらず、いろいろ対応というものは明確に区別をして国際社会に臨んでいかなければいけない、このように考えておるわけでございます。

○安武洋子君 総理は二十一日に崔韓国大使と会談をなさつておられます。そして、これに対しても韓国側は総理発言をめぐりまして大変な反日キャンペーンを繰り広げております。鈴木総理は、先ほどの同僚議員の質問に対し、総理自身は韓国に対する内政干渉にならない配慮を十分に払いつつ発言をされたと、こういうふうに言われました。そして、その確信をいまもお持ちだと、こういうふうに御答弁なさつていらっしゃいましたけれども、それは間違ひございませんね。

○國務大臣(鈴木善幸君) 間違いございません。

○安武洋子君 では、それならば総理、総理の発言を内政干涉だ、こう言う韓国側は私は国際的にも外交的にも実に道理に合わない、こう思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 韓国新聞が報道をしておるところです。韓国側は私がそれでもつて韓国側がどうこうというようなくあいに受けとめていない、そう受けとめることは適切でないと、このように考えておるわけでござります。

○安武洋子君 崔大使と会談なさつたわけですか。たそのことでござりますから、私がそれでもつて韓国側がどうこうというようなくあいに受けとめが、いかがでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) その報告を聞いておるわけあります。私は客観的に見た場合に、外務省、防衛庁が国会で御説明申し上げておる認識、これは間違つていい、

このように考えるものでござります。

しかし、先ほどもお触れになりましたように、能力に意図というものが加わつてこれが顕在化す

○國務大臣(鈴木善幸君) 先ほども申し上げました、この際はそういう問題をあれこれ取り上げましてやることは事態をエキサイトさせる、紛糾をさせることになりかねない。私はこの際日韓両国民は冷静でなければいけない、このように考えておりまして、できるだけ鎮静されることを、鎮静化の方向へ向かうことを私は希望しておるわけ

でございます。

○安武洋子君 そういう臭い物にふたをするような態度をとってこられたからこそ事態がここまで紛糾してきたと、こういう大変な事態になつてきただけです。だから、眞実を明らかにすることこそが、こういう鎮静化を本当に望まれるなら鎮静化への道になると思います。こういう弱腰を改められることが私は大切だと思いますが、いかがでござりますか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 安武さんの御批判、これはいろいろ承つておくことにとどめたい、こう思つています。

○安武洋子君 承られるだけでは困ります。

いま総理がおやりにならなければいけないのは、韓国が総理の発言を内政干渉だと、こう言って報道しているわけでしょう。反日キャンペーントをじいて、総理はそんなつもりなかつたとおつしやる、その事態ぐらいははつきりさせるべきではありませんか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、先ほどもお答えを申し上げましたように、日韓の友好関係、これは今後とも大事にしていきたい、これが一つでございます。

もう一つの点は、韓国の内政に干渉しておるというような誤解を絶対に与えてはいけない。この問題は非常にデリケートな問題でございますから、いやしくも内政干渉、圧力をかけたというようなことは事態の円満な解決をもたらすゆえんでない、こう認識をいたしておりますので、これ以上この問題で刺激をしたりするようなことは避けた方がいいのではないかと、こう思つております。

○安武洋子君 友好関係を大事になさるということは、何よりも眞実をはつきりさせることです。そして、内政干渉でないことを内政干渉だと言つてこそ内政干渉なんですよ。この点をはつきりしていただかないといけないと思います。

今回の韓国側のこの異常な反日キャンペーントに対するというふうな考え方です。これは、私はこう考えるのがいま至当だうと思ひます。金大中氏は日本から乱暴に拉致された方です。だから、国民はその救出のために本当に憂慮しておりますし、関心も払っているわけです。ですから、政府にさらに強い姿勢で対応するよう求めてもおりません。だから、判決文を全文手に入れると、あたりまえのことです。この早期の実現、あるいは先ほどから憂慮と関心を持ち続けられるとおっしゃつておりますね、総理、いかがですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 今日まで、日本政府といたしましては、あとう限りの努力を続けてまいりましたところでございます。今後もその方針に変わりございません。

○安武洋子君 では、さらに努力を求めてまして、次に質問移りますが、短い時間の総理質問、総理だけの答弁をお願いいたします。

私は、一昨日の当委員会の中で中業について質問をいたしました。この中で中業は五年計画、こういひながら、実際は三年ごとに新しい中業が発足します。その中業が発足するまでの間に五年間の目標も達成できると、こういう仕組みであることを追及いたしました。防衛庁もローリングシステムであると、このことはお認めになりました。

○國務大臣(鈴木善幸君) さあ、いま中業の水準に達しないだうというふうなことは、五九中業ではお伺いいたしました。五九中業は三年で五九年になります。新しくなる。だから、五六中業を軍備を雪だるま式にどんどん増大させることができると、軍備大増強の仕組みではないか

と私は御質問を申し上げました。そうすると防衛庁長官は、防衛計画の大綱の範囲内で行うのですから、おのずから限度があると、こう答弁されております。

ところが、鈴木総理は十二日の安保特で、五六中業はこれからつくるが、それをもつてしても大綱の水準を達成できるかどうか疑問だ。財政事情

○國務大臣(大村襄治君) 事務的な問題ですか理答弁してください。

○安武洋子君 もうだめだよ。時間ないんだ。総理に聞いているんだから。

○國務大臣(大村襄治君) 中業は五年でございます。

○安武洋子君 それぐらいのこと自分が発言したことだからわかるはず。言つてください。だから、三年で見直しで、あなたわからないと言つたところが防衛庁長官は、五六中業をもつてしても大綱の水準に達するかどうか疑問というのも厳しいし、国民的コンセンサスも必要である。それらを総合的に勘案し、いま大綱を見直すことを考えない、こう御答弁なさつておられました。ところが防衛庁長官は、五六中業をもつてしても大綱の水準に達するかどうか疑問というのも厳しいし、国民的コンセンサスも必要である。

○國務大臣(鈴木善幸君) いや、さつき答弁したとおりです。

○安武洋子君 だめですよ、そんなの。私は期限はいつまでなんですかと。五六中業をもつてして五九中業になるから、五九中業が発足すると六十一年までですかと。

○國務大臣(鈴木善幸君) この中業は大体五カ年計画なんです。それで三年目に情勢を見ながら見直しをしてみると、このことであつて、本来中業計画というのは五カ年である。これははつきりしていります。

○安武洋子君 それなら、防衛庁長官と防衛局長の答弁と全く違うわけ。私が抜本見直しと言つただけでも、そうじゃないと、新しくなるんだと、こういうふうに局長が答弁された。三年で新しく五九中業が発足していくんでしょうね。総理、ここで五九中業が発足していくんでしょうね。総理、ここ達成もしないのに、それから先のことを考える段階ではない。考える、私の頭の中にはございません。

○安武洋子君 では、五六中業をもつてしてもその水準に達しないだうというふうなことは、五九中業ではお伺いいたしました。五九中業は三年で五九年になります。新しくなる。だから、五六中業をもつても、というのではなく、六十年までの意味でござりますか、期限としては。——あの私、最初に言つた、長官だめよ。もう時間ないんだから、総理が答弁で出る。じゃ、政府の見解不一致。統一が答弁なさるなんて無責任じゃないですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) いいえ……

○安武洋子君 いや、五年の目標は目標であつて、新しく三年で五九中業になつてしまふと、それが答弁で出る。じゃ、政府の見解不一致。統一してください。政府答弁——いや、ちょっと待つてください。総理だけで私言つてゐるんだからね、いま統一して答弁してください。その間質問を保留します。

○國務大臣(大村襄治君) 中業は、総理のお言葉にありましたとおり、五年でございます。三年目に見直すということあります。

○安武洋子君 何を言っているんですか。そういうう、私が抜本見直しでしよう、三年にと言つたら、局長ははつきりと、抜本見直しじゃありませんと、新しく中業が発足するんですけど、ちゃんと金議録に出ておりますでしょ。これほど政府の中の意思が不統一。だから、あなたたち中業と言うのは、私が言つたように、どんどん雪だるま式にローリングしてまで軍備をふやしていく。それを国民の目をごまかすために、五年だと見せかけて三年でそれを実行していく、こういうことなんですよ。

だから、私は聞きます、時間がありませんからね。防衛大綱を変更しなければこの中業というの

は、こういうシステムである限りは、そういうことになるんですよ。ところが、大綱の枠内でやる

から歯どめになると言います。しかし大綱は、じ

や、いつまで変えないですかと、五六中業までだとおっしゃったけれど、五六中業の期限すら政

府の中で意思不統一ですよ。なぜそんなもので歯どめになるんですか。私は、全くまやかし的な發

言もいいところだと。ローリングシステムを持つようなら、そしてこんないいかげんなものを国防会議の議題に付議されるのかどうか、そのとおり

なつかどうか、総理の答弁を求めております。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は政府の中では不一致はない、こう考えております。

○安武洋子君 それはだめなんだよ、議事録ちゃんとごらんになつたらはつきりしているんだから

ら。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私が国防会議の議長でござります。内閣総理大臣でございます。私の言

うことをあなたは信用しなさい。

○安武洋子君 だめだよ、それは。それなら私は

時間をいただいて、私がこここの場でいかに中業がでたらめなものであるかということを暴露したこ

とをもう一度やりますから、よろしくうございま

すか。そういう時間をいただからには――だから、こんないつぱい疑問があることをもう総理質問に持っていくこと自体が間違いなんですよ。おかしいですよ。私の質疑の中で約一時

間かけました。その中ではつきりしたじゃないで

すか。ローリングシステムであるということも認められた、三年目には新しい中業になってしま

んだということも認められた。それなのに総理

は、違う、私を信頼しないとおっしゃる。じ

や、何のために政府は一時間も私にうその答弁を

したんですか。そういうことになりますよ。この

責任どう処置してください。はつきりしてく

ださい。

○委員長(林道君) 安武君、時間でございます。

○安武洋子君 時間じゃないですよ。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、防衛庁長官の答

弁も私の答弁とは食い違っていない、それを前提

にいたしましてあなたがなお質問を持つならば

国防会議の議長であり、内閣総理大臣である最高

責任者の私の言うことを政府の方針と認めていた

だときたい、こう申し上げておる。

○安武洋子君 そんなむちやなことありません。

じゃ、一時間私をだまし続けたんですか。そういう

ことになりますよ。国会の権威というものはそ

んなものですから、質疑というものは。そんなばか

なことを私は了承いたしました。

○委員長(林道君) 木島君。

○安武洋子君 私はこんな、もうだめですよ。こ

んなことで質疑を続行するなんて横暴ですよ。答

弁がちゃんと出ていないじゃないですか。こんな

いいかげんなことでなぜ質疑を打ち切るんです

か。私は納得いたしません。おかげでございま

す。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私もこれ以上は深くは追究とい

うことはなりますよ。国会の権威というものはそ

んなものですから、質疑というものは。そんなばか

なことを私は了承いたしました。

○木島則夫君 総理と崔大使との会談の内容は、

外交にわたる面についてここではおっしゃれな

いと、これも私よくわかるわけであります。恐

らく全般を通じまして金大中氏の人権を憂慮さ

れ、また日韓の友好親善を図るという前向きな、

建設的な御発言であったと私も信じております。

それが、対韓警告というニュアンスで受けとめら

れたようございますけれど、総理の御発言の中

に何か真意が十分に伝わらなかつたような節があ

つたのではないか。よろしければこの辺に

よろしうございましょうか。――総理と韓国

も触れていただければあります。

○國務大臣(鈴木善幸君) いまのような二つの前

提の上に立つて言葉を慎重に選びながら、私、誠

じめられた、三年目には新しい中業になってしま

う論調が起こっております。金大中氏の裁判に

つきましては、私どもはその行方を人権上の大事

な問題として、また日韓友好の立場から内政干渉

にわたらないよう重大的な関心を払つて私どもも

対処をしてまいりました。このたびの総理と崔大

使との会談内容が内政干渉であつたと受けとめら

れたことについて、総理の真意はどういうもので

あつたか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○木島則夫君 韓国の反応につきまして、総理は

静観するお立場をとるということでございます。

政府の金大中裁判に寄せる重大関心と憂慮とい

うものですが、この韓国のマスコミを含めた動向の中

にわざわざうるさいでござります。

○委員長(林道君) 木島君の答弁をし終えました。

この辺は

いかがでございましょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、先日の会談にお

きまして私の真意というものは十分理解をいた

だ、このように受けとめております。私は、あ

いつ韓国の新聞等が取り上げ、それに韓国民が

いろいろ感應しておる、こういうような状況下で

ございまから、それ以上のことは触れたくございませんが、私の意のあるところは十二分に御

理解を願つたものと心得ておるわけでございま

す。

○木島則夫君 私もこれ以上は深くは追究とい

うことはなりますよ。国会の権威というものはそ

んなものですから、質疑というものは。そんなばか

なことを私は了承いたしました。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私もこれ以上は深くは追究とい

うことはなりますよ。国会の権威というものはそ

んなものですから、質疑というものは。そんなばか

なことを私は了承いたしました。

○木島則夫君 総理と崔大使との会談の内容は、

外交にわたる面についてここではおっしゃれな

いと、これも私よくわかるわけであります。恐

らく全般を通じまして金大中氏の人権を憂慮さ

れ、また日韓の友好親善を図るという前向きな、

建設的な御発言であったと私も信じております。

それが、対韓警告というニュアンスで受けとめら

れたようございますけれど、総理の御発言の中

に何か真意が十分に伝わらなかつたような節があ

つたのではないか。よろしければこの辺に

得るということにつながるのかどうか、ますこの辺から伺います。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私は、まず最初に明確にいたしておくわけでございますが、五十一年三木内閣におきましてこの防衛費についてはGNP

対比こうという閣議で方針を決定をいたしました。その閣議の方針というものをおきましては堅持していくということを先般御答弁を申し上げたところでございます。

この「当面」という問題につきまして、具体的にどういうことかというお尋ねでございますが、私はこれはいろんな諸条件があると思いますが、わが国の財政事情、厳しい財政再建というような状況下におきましてはなかなか防衛費だけを大きく伸ばすというわけにはまいりません。私は防衛計画の大綱、これを着実に進める、こういうことでございまして、そういう意味合いからいたしまして予算上も厳しい制約があるということだけは御理解を願いたいと、こう思います。

○木島則夫君 これから私が申し上げる前提は一般論でございますから、ちょっとお聞きをいただきたい。

つまり、防衛費をGNPの枠で決めるという現在のわが國のあり方は諸外国にも例を見ないものと、こういうふうに考えます。防衛費は、財政事情を十分に考慮しつつ、なお目的を達成するに必要な防衛力の量、質及びその効率によって決められるものであるというのが一般的な常識だというふうに私は考えております。この一般的な常識といふものは、総理もそういうふうにお認めになるかどうか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 一般論として申し上げますならば、防衛計画の大綱と、それからGNPの何%ということは直接つながらない問題でございます。これは別々の問題でございます。しかしながら、現在の現況からいたしますならば、厳しい財政の制約等からいって、つながらない問題ではあるけれども、実際は私は防衛計画の大綱の枠内で今後着実にやつてまいりますが、その際に

おきましてはGNPは五十一年の閣議決定、これを上回るような事態は発生をしないのではないかと、このように見ておるわけでございます。

○木島則夫君 つながらない問題を私はあえてつなげて端的に御質問をいたします。

GNP一%をめどとするという閣議決定と、防衛計画の大綱の閣議決定というものは、どちらが優先されるのでしょうか。計画の大綱達成が目標だと思うのでありますけれど、いかがでございましょうか。

それから、お答えを聞いておりますと、「私は」という御発言を耳にいたします。「私は」というのは「鈴木内閣に限つて」というふうに勘ぐつてよろしいのでしょうか。それとも「政府は」というふうに受けとめてよろしいのでありますよう

か。

○国務大臣(鈴木善幸君) 事予算の問題でございまます。特にGNP等の問題、これは経済成長率にもよりましよう。いろいろの内外の経済諸情勢等からいつて経済成長が今後どうなるかというような問題もございます。したがつて、こういう予算に關連した問題を私は五年も十年も先のことまで政府として拘束を受けるようなことはなかなかできない。基本的な方針ならこれは別でございますけれども、GNPがどうだとか、そういうような非常に変動性の多い流動的な問題について五年、十年先を制約するようなことは、これは常識でも考えられない、そういうことでございまして、私は政治の最高の責任をじょつておる限りにおいては、大体の見通し、めどというものが立っておりますから、そういう点について申し上げております。

○秦豐君 鈴木総理、私は最初に金大中氏問題をぜひ伺つておきたいんです。これは実は去る昭和四十九年、それから昨年の十二月、あわせて二回ソウルの金大中氏の自宅でいずれも三時間以上にわたつてひざを交えてあるべき日韓関係とか、あるいは韓国にデモクラシーが定着するのかというふうな問題について話し合つたことのある一人として、つまり現在の段階といふのは非常に切迫した心情で受けとめている人として、だからその実感を込めて特に総理に伺いたいと思うんです。

一年の任期で発足したばかりでございます。それ以来おきましてはGNPは五十一年の閣議決定、これと、このように見ておるわけでございます。そして責任を持って今後やつてまいりたい、こう思っております。それはそれとして、こういうお立場は、私はそのとおりいまのところは受けとめさしていただいているのですが、こういう立場はやはり国防会議で討議をされたことでもあるのか、また、同じく議員懇談会でも開かれて活発な白熱な論議を経た後でこういうお立場の表明があつてしかるべきではないだろうかということを最後に申し上げたい。いかがでございましょうか。今後の政府の姿勢も含めて、ひとつお答えをいただきたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) 現在の五十一年に決定をいたしましたところの「防衛計画の大綱」、これを変更するという私は必要を認めしておりません。したがいまして、私はその五十一年の閣議決定、この立場で政府としては皆さんに御説明を申し上げ、これを今後もそういう大綱の中で防衛計画は進めていく、防衛力の整備は着実に進めていくということをはつきり申し上げておるわけでございまます。

○秦豐君 鈴木総理、私は最初に金大中氏問題をぜひ伺つておきたいんです。これは実は去る昭和四十九年、それから昨年の十二月、あわせて二回ソウルの金大中氏の自宅でいずれも三時間以上にわたつてひざを交えてあるべき日韓関係とか、あるいは韓国にデモクラシーが定着するのかというふうな問題について話し合つたことのある一人として、つまり現在の段階といふのは非常に切迫した心情で受けとめている人として、だからその実感を込めて特に総理に伺いたいと思うんです。

一国の首脳が最高意思を伝達する方法にはいろいろある。特に、この段階で金大中氏問題についてシムット首相のようなあのやり方もあるでし

上のことと私は申し上げる立場にございません。そういうことで、私は私の申し上げたことにつきましては責任を持って今後やつてまいりたい、こう思っております。

○木島則夫君 申しおくれましたが、まことにおめでとうございました。

そこで、私は限られた時間があと二分でございまます。そこで、防衛大綱は現在変える必要はない、そういうお答えが再々政府から返つております。それはそれとして、こういうお立場は、私はそのとおりいまのところは受けとめさしていただいているのですが、こういう立場はやはり国防会議で討議をされたことでもあるのか、また、同じく議員懇談会でも開かれて活発な白熱な論議を経た後でこういうお立場の表明があつてしかるべきではないだろうかということを最後に申し上げた

い。いかがでございましょうか。今後の政府の姿勢も含めて、ひとつお答えをいただきたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) 現在の五十一年に決定をいたしましたところの「防衛計画の大綱」、これを変更するという私は必要を認めしておりません。したがいまして、私はその五十一年の閣議決定、この立場で政府としては皆さんに御説明を申し上げ、これを今後もそういう大綱の中で防衛計画は進めていく、防衛力の整備は着実に進めていくと

いうことをはつきり申し上げておるわけでございまます。

○秦豐君 総理ね、あなたがお感じになつていらつやるよりももっと、認識されているよりもはるかに残念ながらあの国の体制というのは軍事、情報独裁、特高政権ですよ。ある意味で言えば、見方から言えば、朴正熙政権よりも悪い、こう思つていています。

○秦豐君 総理ね、あなたがお感じになつていらつやるよりももっと、認識されているよりもはるかに残念ながらあの国の体制というのは軍事、情報独裁、特高政権ですよ。ある意味で言えば、それはもう想像になるわけでござりますか

され、私は私の真意、私の気持ちというものは十分崔大使には御理解をいたいたと、このよう思つております。それから先のことはわかりません。これはもう想像になるわけでござりますか

ら、そこまで私は言及することは避けない、こう思つていています。

○秦豐君 総理ね、あなたがお感じになつていらつやるよりももっと、認識されているよりもはるかに残念ながらあの国の体制というのは軍事、情報独裁、特高政権ですよ。ある意味で言えば、見方から言えば、朴正熙政権よりも悪い、こう思つていています。

○秦豐君 総理ね、あなたがお感じになつていらつやるよりもっと、認識されているよりもはるかに残念ながらあの国の体制というのは軍事、情報独裁、特高政権ですよ。ある意味で言えば、それは一つ崔大使には御理解をいたいたと、このよう思つております。それから先のことはわかりません。これはもう想像になるわけでござりますか

で、総理はいろいろ答弁されているけれども、総理の真意は、私は的確には全斗煥体制に対しても、全斗煥政権の中枢に対しても伝達されていないと思いますよ。違うでしょうか、まず。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私は、予測だとかあるのは自分の希望的観測だとか、そういうようなものを前提にして申し上げることは避けたい、こう思つておりますが、崔大使と私の会談は先ほど申し上げたようなことで、二つの前提を置いて率直なきわめて友好的な終始雰囲気の中で話し合いをしております。

○木島則夫君 申しおくれましたが、まことにおめでとうございました。

よう、あるいはライシャワー氏のような、あるいはケネディ議員のような、あるいはアメリカの一部インテリゲンチアのようなワシントン・ポストその他を使った意見広告を最後に出そうという動きも一つでしょう。しかし、総理はいやしくも一国の首脳なんだから、客観的にこれを見ると、私は総理の真意がゆがめられてマスメディアを通じて振りまかれたと思いませんので、それはやはり正す必要があると私は思っています。方法があると思うんですよ、総理、方法が。しかも残された時間是非常に乏しい。

こういう段階で私はやはりし得る一つの選択としてあえて総理に伺いたいのは、やはり親書を送るという方法が最後にあると思うんです。それは、残念ながら日本國の総理たる鈴木善幸氏の真意はこうであった、私の真意はこうであったといふコンファーム含めて、私は全斗煥氏に対する親書を送つてあなたの意思を一〇〇%伝達をする、改めて伝達をする、そして金大中氏の身辺に対する憂慮の意を正式にもう一度伝達をするというこの方法をおとりいただけませんか。

○國務大臣（鈴木善幸君）きわめて事柄が微妙、

デリケートな大事な問題でございます。外交のことでございまますから、ここで私からこれからどうするかというようなことを申し上げるということは差し控えたいと、こう思います。

○秦豐君　ならば鈴木総理、こううことなん

の最大のボトルネックになつてゐるこの問題、金大中氏問題、非常に切迫している、これはあらゆる観測を通じて平均化されています。その状態を踏まえて、一国の総理としては崔大使を通じてなされたあの意思の伝達がなし得る極限ですか、もうこれ以上はあり得ないんでしょうか。

○國務大臣（鈴木善幸君）私は、この問題が円満にそして皆さんが御心配をなさつておられるよ

なことに至らぬような結果が出ることをまず一番この際考へなければならない。そういうことと

で、あらゆる角度からあらゆる方法、あらゆる事柄についてやるべきかやらざるべきかを含めて慎重に検討させていただきます。

○秦豐君　いまの御答弁の末尾の部分はふくらみを感じます。ある程度の余地というか、ニュアンスを感じますが、それはもちろん外交の機微に属することなんだけれども、いやしくも誇り高き日本國の総理、宰相としては、残念ながらある段階から総理の意図が、真意が伝達されてないんだから、やはり私の申し上げたような、たとえば親書も一つの選択肢として、あるいはあなたの憂慮の意が青瓦台に的確に届くような方法を改めて検討をしていただくという余地はあるんだないといふ受けとめ方をしてもらひますか。

○國務大臣（鈴木善幸君）さらによるべきかやらざるべきか、いろいろ慎重に考慮する必要がござりますからお任せいただきたい、こう思います。

○秦豐君　さつきからあなたは、二年の任期のスタートを切られた私が国防會議議長、私が一国の総理と、非常に目すべき決意に満ちた発言をしていましたからお任せいただきたい、こう思います。

○秦豐君　さつきからあなたは、二年の任期のス

タートを切られた私が国防會議議長、私が一国の

総理と、非常に目すべき決意に満ちた発言をしていましたからお任せいただきたい、こう思います。

○國務大臣（鈴木善幸君）私は防衛計画の大綱の

水準、これに着実にできるだけ早く近づけたい、

こういうことを申し上げております。

○國務大臣（鈴木善幸君）基本的な認識においては河本君と同じでございます。

○秦豐君　では、やっぱりなるべく早く一・〇

〇%は総理の認識の中では全くためらいがない、

そうすべきである、こういうことですね。

○國務大臣（鈴木善幸君）私は防衛計画の大綱の

水準、これに着実にできるだけ早く近づけたい、

こういうことを申し上げております。

○國務大臣（鈴木善幸君）その際に、GNPとの関連でございますが、河

本君は大体経済成長率を五%台、まあ五・五%ぐ

らい、こういうことを常に頭に置いて経済運営に

当たっておりますから、そういうことも私も河本

君の考え方の中に前提としてあるんだなあというこ

とを考慮しながら、認識においておおむね一致しておる、こういうことを申し上げておるわけであ

ります。

○秦豐君　あと二分少々ありますから……。

これは総理、即答ができなければぜひ検討をし

ていただきたいと思うんですけれども、アメリカ

の議会では、国防長官による毎年の例の国防報告

のほかに、統合参謀本部議長それから陸海空三軍

の參謀長、海軍の場合には作戦部長がそれぞれ上

下両院に對して軍事体制、「ミリタリー・ポスチ

ュア」というのを毎年必ず提出をいたします。こ

れは、国防報告が概括的、概念的であるのに比べ

ますとかなり生き生きと実態的で具体的である。

ところが、翻つてわが國は資料要求をしたところ

でろくな回答がない。防衛白書なんというのは書

をこうおっしゃった、なるべく早くGNPの一%に近づけるべきであると私は考える。日本經濟にはその力がある。ただし一%を超えることについては私は異論がある。新たな經濟上のひずみと閣僚會議の有力なメンバーである河本長官が述べていらっしゃるんですよ。これについてはいかがですか。

そこで、総理に提案ですけれども、アメリカの場合は慣行化されて、しかも國の安全保障についての合意が慣習しているから、日本とはかなり位相が違う、ありようが違う。だから同日の談で同列には論じられないけれども、少なくとも国会審議における安全保障関係、防衛関係の資料が非常に過少であり、秘密でないものを探し出した方が早いというふうな、マル秘の壁がきわめて厚いという現状を打破するために、総理のおっしゃる総合安全保障なんという合意は新たな国民合意です。今までの国民合意は、一%以内、非核三原則、専守防衛、武器輸出禁止三原則、こういうふうなもの上に自衛隊肯定度八七%という国民合意が、これだけの戦後三十五年かけてようやく達成された。

これからは日米共同作戦、対ソ共同防衛、新たな質的転換を遂げようとする段階では、総合的安全保障手段をバランスをとろうというから、これは皆さんの訴えかけによつてはかなり私は国民の支持、共感を呼ぶものだと思うが、その一つとしても、私はせめて来年あたりから、いや來年度あたりから、防衛白書をつけ加えて、たとえば衆參兩院の内閣委員会とか安保特別委員会に対しても、八一年防衛報告——タイトルはどうでもいいから、アーティラリーのいわゆる「ミリタリー・ポスチュア」のような、より具体的なより審議の参考になり、判断の材料として的確な内容とレベルを備えた報告をやはり提出をする。そのことをぜひ私

は真剣に検討をしていただきたいと思うんです。総理、最後にこの点について伺って、私の項を終りたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) 国会におきましては、長年の議会制度協議会等で御検討いただいておりましたところの安全保障特別委員会、これも発足をいたしたわけでございます。内閣委員会で今まで扱つてまいりましたが、非常に案件をたくさん抱えておられる。今度は安全保障特別委員会で防衛・安全保障の問題を専門に御検討、御審議をいただくと、こういうふうに相なったわけでございます。したがつて政府としても、できるだけその場において審議にお役に立つよう資料の整備、提供等につきましては、できるだけの努力を払うように私からも指示いたしてまいります。

○秦豊君 私の提案を含めてですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) はい。

○委員長(林道君) これにて質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。〔議事進行、議事進行について」と呼ぶ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。〔議事進行について、最優先議題です。発言を求めています。」と呼ぶ者あり〕 議事は進行しております。矢田部君。

○矢田部理君 委員長の指名でありますので。

私は、日本社会党を代表して、防衛三法に強く反対する立場を表明した上、討論に参加していくたいと思います。

○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。

○委員長(林道君) これにて質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。〔議事進行、議事進行について」と呼ぶ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。〔議事進行について、最優先議題です。発言を求めています。」と呼ぶ者あり〕 議事は進行しております。矢田部君。

○矢田部理君 委員長の指名でありますので。

私は、日本社会党を代表して、防衛三法に強く反対する立場を表明した上、討論に参加していくたいと思います。

最近の防衛力増強は、五月初めの大平・カーテー会談によつて急速にその風圧を強めております。アメリカはドルショック、ベトナム戦争の敗北を契機に、経済的にも軍事的にも彼らの言う国際的威信が低下し、かわって、同盟国に執拗なままで軍備の増強、とりわけ日本に対しては日米軍事同盟の強化拡大を求めております。特にこ

の首脳会談では、防衛庁の内部資料である五三中業がアメリカより問題に供され、その早期繰り上げ達成を求められました。国民にはその全貌を明瞭にしない中業がアメリカには知らせられ、首脳会談の主要な議題となるなど、日本の独立と平和にとつても、シビリアンコントロールという立場から見ても、許しがたい事態と言わなければなりません。しかも、このアメリカの要請を受け入れて、明年度予算ではすでに要求段階で九・七%という特別枠を組み、その実現を図ろうといったとしております。一方で財源難を理由に福祉を切り捨て、教育費を圧縮しながら、軍事力増強優先の政策方針を固めることは国民生活を犠牲にした暴挙と言わなければなりません。防衛三法はまさにそのような中で位置づけられるべきであり、認めるわけにはまいりません。

第二に、防衛庁は最近しきりにソビエト脅威論をあおり、意図的に防衛力増強の環境づくりをしております。しかし、防衛白書に関する本委員会における質疑からも明らかなように、防衛庁はアジア・太平洋地域における米ソの軍事力の比較について客観的、内容的な検討をせず、いたずらにソビエトの極東における軍事力増強を強調し、巧妙な世論操作を行つています。状況に対する過大評価、誤った誘導、過剰反応は敵に慎むべきことであり、その意味でも一連の軍備拡張路線に手をかり、その意味でも一連の軍備拡張路線に手をかりすることはできないのであります。

第三に、いまの政治の方向は右傾化、軍国化の道を突き進んでいます。有事法制、防衛予算特別枠、徴兵制度の検討、海外派兵など、自民党や制服組、財界を中心とした効かない状況つくりが行われています。そして、まさにその頂点に憲法改悪を据えようとしているのであります。

日本社会党は、このような改憲、軍拡路線に断固として反対をいたします。

日本とアジアの平和と安全にとって大事なのは、軍拡の道、安保強化の路線ではなく、軍縮とその究極の到達点である非武装の道であると思ひます。それは憲法に忠実であるだけではなく、き

わめて現実的な道もあります。いま世界の軍事費は年間百十兆円を超えております。軍事費の負担の増大に各国とも重圧を感じており、それが人々の生活や福祉の向上に大きな影響を与えていまざら論ずるまでもあります。また核戦争の脅威について不安が増大をしており、とりわけ、日本は資源、食糧等を外国に依存し、また経済と人口の過度集中などの点から見ましても、戦争を前提とする軍事国防論は成り立たないと考えます。

その意味で、日本がるべき唯一の道は軍縮と非武装の方針であります。安保条約を廃棄し、非同盟中立の外交政策をとることだと思います。少なくとも今日平和憲法を持ち、原爆の唯一の被害國であるわが国は、アジアと世界に向かって核兵器の廃絶、全面軍縮を求める大きな資格を持つてゐます。それを現実のものとするためにも軍拡の道をとるべきではありません。

それゆえに、軍事力の強化とその拡大を目指す防衛三法には重ねて反対の意を表明し、私の討論を終わります。

○竹内潔君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。われわれは、日本国憲法が示すように、全世界に正義と秩序を基調とする永遠の平和が実現することを願しております。しかし、現実の国際社会はこの理想とはほど遠いものがあり、まことに残念であります。

すなわち、近年のソ連の世界的規模の軍事力増強は、東西間の軍事バランスに著しい影響を与えますとともに、世界の平和と安定に大きな脅威となつております。特にソ連のアフガニスタンへの軍事介入、わが国固有の領土である北方領土における軍備強化などきわめて遺憾な事態が続いております。また、イランとイラクとの間の紛争は、世界の平和を乱すものとして、緊急な対応が迫られております。

このような国際情勢もあって、わが国の安全保障政策においては、今後も国際情勢を的確に把握し、世界の平和と安定に貢献するため格段の力を得てこそ有事に際しその実力を發揮できるものであります。

政府においては、今後も国際情勢を的確に把握し、世界の平和と安定に貢献するため格段の力を得てこそ有事に際しその実力を發揮できるものであります。

政府においては、今後も国際情勢を的確に把握し、世界の平和と安定に貢献するため格段の力を得てこそ有事に際しその実力を發揮できるものであります。

すべてかを論議することももちろん大切であります。しかし、現実の国際情勢は前述の通りであり、そのことを無視して万に備えることをおろそかにしてよいものでしようか。国の防衛という問題は有事になつてから考える、そのときになつてから準備をすればよいというような場当たり的な対処では時期を失し、悔いを千載に残す結果を招くことになります。しかるがゆえに、われわれは平和においても平和のための努力と並行して万一の場合の国の防衛体制をいかにするかを真剣に考え、日米安全保障体制の維持と日米間の信頼の関係の一層の向上に努めるとともに、最小限度の自衛力を整備するため防衛計画大綱に示された防衛力の水準達成に積極的に取り組んでいるのであります。

ただいま上程されております防衛庁設置法等改正案は、中期業務見積もり決定以前の昭和五十四年度業務計画に基づく措置と、中期業務見積もり年度業務計画に基づく措置と、中期業務見積もり初年度の昭和五十五年度業務計画に基づく措置とを講じるためのものであり、その内容は、海空自衛官及び予備自衛官の増員と、潜水艦隊の新編、航空自衛隊補給本部の新編と補給統制処の廃止、曹長制度の新設であります。これらはいずれも必要な措置であると考えるものであります。

最も最小限度の人員の確保とその任務遂行の効率化、円滑化を図るためのものであります。要最小限度の人員の確保とその任務遂行の効率化、円滑化を図るためのものであります。

曹長制度の新設であります。これらはいずれも必要な措置であると考えるものであります。

もとより國の防衛は、自衛隊を整備し、その質を高めればそれによつて事足りるというものではなく、総合安全保障体制を高めねばならないことは言うまでもありません。また、国民の理解と協力を得てこそ有事に際しその実力を發揮できるものであります。

もに、国内においては有事に対処する防衛施策の充実と国防に関する国民の認識の向上及び合意の形成に一層の努力を払うようこの際強く要望するものであります。

○峯山昭範君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、防衛庁設置法等改正案いわゆる防衛三法に対し、反対の討論を行ふものであります。

わが国の平和憲法前文においては、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することをうたい、第九条では戦争放棄、軍備及び交戦権の否認を規定していることは、世界のいずれの国を見てもその類例を見ない平和への宣言であると同時に、わが日本国民の平和を求めてやまない切なる願いであると言つても過言ではありません。

今回の防衛庁設置法等改正案は、単に装備の充実に伴う定員増と潜水艦隊の新編成及び自衛官の階級を新設するという単純なものではなく、防衛計画大綱の基本的思想である基盤的防衛力構想を放棄して、脅威に対して所要の防衛力増強をねらいとしたものであり、まさに防衛力増強路線に拍車をかけるものであります。

一方、政府は、防衛庁の内部資料と言つてゐる中期業務見積もりを米国の要請によつて一年繰り上げようとしております。また、そのための防衛庁予算枠の特別扱いが着実に進められていました。

われわれは、総合安全保障という幅広い視野と長期的な立場から、防衛力の位置づけと限界をどうするかという最も重要な取り組みを放置したまま、単に潜在的脅威の増大を意図的に強調して、防衛力の無制限な増強の理由づけとしようとする政府の考え方には反対せざるを得ません。

このことは、急激に高まつてゐる自民党内の改憲論議と相まって、きわめて危険なものであると指摘せざるを得ません。

本来総合安全保障は、軍事的な面だけを強調するのではなく、外交、経済、食糧、エネルギー、海外協力等非軍事的な面での平和外交路線に立脚し、平和的努力の積み重ねによる相互信頼に立て国民的合意を得ることこそ、平和に立脚した安全保障政策の根幹に置かねばならないと強く主張するものであります。

私は、今回の防衛庁設置法等の改正案は、力の均衡による防衛力増強路線そのものであり、このような政府の防衛政策は危険なものであり、賛成できないものであります。

以上、公明党・国民会議を代表して、本防衛庁設置法等の改正案に反対することを表明して、私の反対討論を終わりります。

○安武洋子君 私は、日本共産党を代表して、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

まず最初に強く指摘しなければならないのは、本法案が重大な法案であることにかんがみ、私は十時間の質疑時間を要求いたしましたが、私の質疑は四時間にとどめられたことであります。しかも質疑の中で、防衛庁のあいまいな答弁によつて残された中期業務見積もりを含む六項目の留保問題の補充質問さえ認められませんでした。また、総理質問も政府答弁の矛盾をますます露呈いたしました。しかもなお、私の議事進行提案を無視して質疑打ち切りを強行しました。このことは、國民の負託にもこたえられない重大な事態であり、絶対に容認できません。

この改正案のねらいは、昨年のイラン革命を契機に、力の政策をむき出しにし、日本とNATOなどの同盟・従属国を深く巻き込んで、中東・ペルシャ湾地域への軍事介入態勢を公然と押し進め出したアメリカの世界戦略に基づいて、対米従属、国民弾圧、憲法違反の自衛隊の増強と日米共同作戦態勢の一層の強化を目指すものであります。

日本安保条約のもとで、今日カーター政権と鈴木内閣・自民党がひそかに画策している内容は、

戦慄すべきものがあります。それは、日米軍事同盟をNATO並みの攻守同盟に変え、自衛隊に広範なアジア・太平洋地域における軍事的責任を分担させるというまさに危険化によって、日本は自国が攻撃を受けなくとも、アメリカが世界のどこかで戦争を始めたら、それ

に積極的に参加をしていく態勢であります。八月末の日米安保セミナーでもこうした戦略的方向をアメリカが世界のどこかで戦争を始めたら、それ

に積極的に参加をしていく方向を、米日欧の統合戦略計画を練り上げ、日本の自衛隊にソ連太平洋艦隊を封じ込める三海戦封鎖作戦の準備を求めているのも、まさにそのいま一つの証明であります。

こうした戦略は、次期レーガン政権のもとで一層強化されることは必至の情勢であります。早くもレーガン政権の側近であるウイリアム・ミッデンードーフ元海軍長官は、アメリカで行われる第二回日米安保セミナーで、自衛隊の海外武力行使、アメリカ軍を助ける集団的自衛権行使を可能にさせる憲法改正を安保改定とともに議題にすることを要求しており、また次期上院軍事委員長から国防長官候補とされるジョン・タワー議員もほぼ同様の要求をしております。

一九七八年に決定された日米防衛協力の指針——ガイドラインについて、わが党は当時それが安保条約の事実上の改定に匹敵するものと指摘しましたが、この二年間の事態は、このわが党の指摘の正しさを裏づけております。

○秦豐君 私は、新政クラブを代表して、この防衛三法に対する反対討論を行います。

日米両制服間の共同作戦計画立案作業は、いよいよ危険な方向で進められつつあります。それは、私の委員会質疑で鮮明になつたように、従来政府みずから違憲と答弁し、実施をためらってきた自衛隊の東アジアの海域分担構想がいままさに日米戦略の基本方向として取り上げられるに至つたということが雄弁に物語っております。これは、自衛隊の大増強と大規模な海外派兵態勢を必然とする

るもので、危険この上ないものであります。国民にとってさらに重大なことは、自衛隊の行動や機能の拡大に伴う莫大な軍事予算を確保するため、防衛庁が、毎年見直し、三年抜本見直しと

いう軍事費を雪だるま式に膨張させる中期業務見積もりという名の仕組みを国民に押しつけようとしていることであります。

この中業を一部野党の積極的な協力を得て国防会議で決めようとしていることは、軍備大増強を政府のお墨つきで行う仕組みを公認するものではありません。いま一つの重大な問題は、日米地位協定さえ踏みにじつて米軍用F15戦闘機シーカーなど戦闘支援施設にも予算を組もうとしていることであります。

アメリカがことし一月の国防報告で、米日欧の統合戦略計画を練り上げ、日本の自衛隊にソ連太平洋艦隊を封じ込める三海戦封鎖作戦の準備を求めているのも、まさにそのいま一つの証明であります。

こうした戦略は、次期レーガン政権のもとで一層強化されることは必至の情勢であります。早くもレーガン政権の側近であるウイリアム・ミッデンードーフ元海軍長官は、アメリカで行われる第二回日米安保セミナーで、自衛隊の海外武力行使、アメリカ軍を助ける集団的自衛権行使を可能にさせる憲法改正を安保改定とともに議題にすることを要求しており、また次期上院軍事委員長から国防長官候補とされるジョン・タワー議員もほぼ同様の要求をしております。

一九七八年に決定された日米防衛協力の指針——ガイドラインについて、わが党は当時それが安保条約の事実上の改定に匹敵するものと指摘しましたが、この二年間の事態は、このわが党の指摘の正しさを裏づけております。

○秦豐君 私は、新政クラブを代表して、この防衛三法に対する反対討論を行います。

日米両制服間の共同作戦計画立案作業は、いよいよ危険な方向で進められつつあります。それは、私の委員会質疑で鮮明になつたように、従来政府みずから違憲と答弁し、実施をためらってきた自衛隊の東アジアの海域分担構想がいままさに日米戦略の基本方向として取り上げられるに至つたということが雄弁に物語っております。これは、自衛隊の大増強と大規模な海外派兵態勢を必然とする

もので、危険この上ないものであります。国民にとってさらに重大なことは、自衛隊の行動や機能の拡大に伴う莫大な軍事予算を確保するため、防衛庁が、毎年見直し、三年抜本見直しと

ものと思われる。

一方では、いわゆるソビエトの脅威論を振りかざしながら、防衛費の対GDP比をできる限り早い時期に一気に無限に近づけようとしている政府側の方針は、先ほどの鈴木総理の私に対する答弁によつても明らかではないだろうか。

しかし、長い年月をかけてようやく形成された自衛隊に対する国民合意は、たとえば防衛費の対GDP比一%以内であり、専守防衛を基礎とし、海外派兵禁止、武器輸出禁止の原則、さらには非核三原則など幾つかの国民的常識に支えられてゐる。これに反して、新たな日米共同作戦や対ソ共同防衛戦略への合意は全く慣習していなことを銘記すべきであろう。

経済大国日本の宿命が、資源の圧倒的な海外依存度であり、ペルシャ湾、オーストラリア、南北アメリカ大陸からのいわゆるシーレーンを軍事力によって防衛することは明らかに不可能である。したがつて、わが国にとっての繁栄と生存のための条件は、絶えざる努力による恒久平和の維持以外にはあり得まい。軍事が安全保障の一つの部門にすぎないという当然の位置づけがまだまだ脆弱であることを指摘しなければならない。非軍事的手段との複合によるこの国の安全保障政策確立のために、いわゆる総合安全保障政策の掘り下げを行つて、わが国にとっての繁栄と生存のためには、いわゆる総合安全保障政策の掘り下げと体系化が、したがつていまこそ厳しく問われていると言わねばならない。防衛三法の示す方向は、これらに背反する余りにも安易な選択であると言わざるを得ない。

重ねて防衛三法に対する反対の意思を表明して、私の反対討論を終ります。

○委員長(林道君) これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。本案に賛成の方の挙手を願います。

#### 【賛成者挙手】

○委員長(林道君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、暫時休憩いたします。  
午後八時二十七分休憩

に民間の關係ではその点についてはつきりした秩序を立てるべきではないかというような論議が行はれてまいつたわけでございます。  
そこで、その問題については、社会保障制度審議会におきましても、専門の審議機関を設けてその結論によつて処理をしていくという線が打ち出されたのであります。公務員の災害補償の点では、先生御承知のように、公務災害と損害補償の関係については調整の規定が現在すでにございまして、したがいまして、その調整のぐあいをどういふうに現実にやっていくかという点につきましては、やはり民間との調整をよくながめながらそれとの歩調を合わせていくことが一番大事であらうというふうに思つております。

したがいまして、社会保障制度審議会による答申と、その結果に基づく結論をながめながら、こちらもこちで検討を進めますが、その結論を待つて具体的な処置を行はう。これは時期的に来年の十一月ということになつております。それまでに

本案につきましては、すでに趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○矢田部理君 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに趣旨説明を聴取しておられますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○矢田部理君 社会党は私に引き続き野田委員が質問しますので、端的にお答えをいただきたいと

思います。

○矢田部理君 その一つは、国家公務員災害補償法の一部を改

正する法律案は、おおむね労働者災害補償保険法等の改正に伴う改正といふうに受けとめられる

わけであります。これに関連いたしまして、社会保障制度審議会の答申が五十五年の二月九日に

行われています。

その社会保障制度審議会の答申によりますと、労働者災害補償保険給付と民事損害賠償の調整の具的な扱いは、性質上慎重を期す必要があるの

で云々といふことがあります。この調整問題のはどういうふうに考えておりますか。

○政府委員(金井八郎君) 現行の補償法におきまつておりますでしょうか。

○政府委員(藤井貞夫君) 御指摘の点については、これまで改正する法律案を問題に供します。

年を限度といたしまして補償義務を免責することになつております。

ですから、いま御指摘の補償と損害賠償との調

整の問題につきましては、問題点は、災害発生の日から三年を限度として補償義務を免責することになつておるという点にあるのではないかというふうに理解いたしましたけれども、これは先ほど総裁から申しましたように、今後労災補償法の関係も見まして、私どもの方も公務部内のその点調整ということで、同じ方向で、なるだけ重複は避けるという方向で今後十一月までに検討していくといふうに考えております。

○矢田部理君 私が聞きたいのはそういうことで

はなくて、つまり損害賠償論が一つの制度の基礎にあるわけでしょう。損害賠償論といふのは、

実際の損害、それからさらには慰謝料的なもの、精神的な損害も含めていま損害賠償制度といふはできているわけですね。

特に、卑近な例を言えば、最近の交通事故などによる損害賠償といふのは、相当額の慰謝料が支払われるような実態になつてきているわけです。

それに対して、この災害補償制度で賄われる部分というのは、たとえば慰謝料的な側面がどの程度含まれるのか、実損の回復がどの程度見込まれるのかというあたりが一つの問題点になつております。

一般的の民間の労災につきましては、制度的補償のほうに企業が一部積み増しといいますか、法定外給付といつりますかという点をそれなりに労使協定等でやつてある向きが実態として多いわけです。

そこら辺について公務災害はどういう思想、

どういう考え方で今後方向づけようとしているのかといふことをまとめてお答えをいただきたい。

○政府委員(金井八郎君) 御指摘のごとく、國家

公務員の災害補償は無過失損害賠償責任といま

すか、定型補償でやつております。したがいまし

て、一般に民事の損害賠償の際に慰謝料であるとかいうようなものを含んで損害賠償しているわけ

でございますから、その間に内容において差異

がある。これは災害補償が労災補償と並びましていま申しましたような性質のものでございますので、精神的損害賠償というようなものは災害補償には含まれておらないと、これはやむを得ないたままでございます。

しかしながら、そういうギャップといいますかそれらも、できるだけ官民の均衡をとつてきました。毎年調査をいたしまして、できるだけそういう点についても力バーをしていきたいという方針で今後もやっていくつもりでございます。

○矢田部理君 やはりこの実損を慰謝料も含めて全般的に補償をしていくという基本に立つて、單にいつでも力バーをしていきたいという方針で今後もやっていくつもりでございます。

もう一点だけ伺つておきたいのは、災害補償といふのは、どちらかといふと工場災害などが歴史的に中心に制度化された傾向があるわけですね。したがつて、たとえば工場で機械に巻き込まれたとか事故に遭ったとかというのは非常に労災認定としてはわかりやすいのであります。

ところが、最近のように精神労働者といいますか事務労働者が多くなつてまいりますと、そういう灾害だけではなくして、たとえば職場で非常に疲労が重なつたとか過労状態が続いて発病をする、あるいは倒れるというような事例がそういう性質の職場には多くなつてきているわけです。それが倒れるに当たっては、それは職場で倒れるとは限らず、勤務外で、あるいは自宅でなるというような場合に、公務上の災害だとか業務災害だという認

定が非常にぎくしゃくする場合がしばしば現場的には多いわけなんです。

その点で、この精神的過労とか、その種事務労働者がたぶつかた機械に巻き込まれたと

問題について運用面でもう少し幅を持たせるとか、柔軟な対応をするということをひとつ志向すべきではないかということを私は強く希望しておりますが、その辺についての考え方を伺つて、私の質問は終わります。

○政府委員(金井八郎君) いま御指摘の職場で倒れた、災害で倒れたというような場合は、これは確かに公務上の認定が比較的容易でございます。

しかし、場所が離れて自宅で倒れたとか、勤務を離れて相当時間たつて倒れたという場合に、それが公務との間でどの程度の因果関係が認められるかということに尽きるわけでございますけれども、一般にそういう場合は、脳・心臓疾患系の病気などが比較的そういう場合には多いんじゃないかなと思うんですが、やはりそういう疾病になりまとまうものが相乗して発病するということになるケースが多いと思います。

そこで、業務の過重性がどの程度あつたかということが一つのポイントになるわけですね。たとえば職場を離れて自宅に帰つてすぐ倒れただというような場合に、その職場におきまして非常に精神的に負担を感じるような業務に従事したというような場合には、これは職場で複雑多岐な状態の中で起こつてくるストレスと複雑多岐な状態の中ではあるわけですね。ですから、専門的なことはそちらの方が詳しいわけですが、頸肩腕障害とかあるいは職場環境の問題等についてついぶん議論したことがあるわけであります。総務長官は医学界の出身な方だそうで、専門的なことはそちらの方に詳しいわけですが、頸肩腕障害とかあるいは職場環境の問題等についてついぶん議論したことがあるわけであります。私は本当に実効が上がつていかないんじゃないかと思うんです。

特に、最近は、問題になつて電算機とかあるいはコンピューター等にかかる頸肩腕障害、あるいは白ろう病、振動病というのは山林労働者

がないようにしたいということで、そういう旨実施機関にもお話ししているところでございます。

建設省関係の仕事、自治体の土木関係の仕事をやついても、公務災害補償法関係についても、新しい機械や器具を使う病気、障害、こういうもの

あります。まあどちらに立証責任があるかという問題もあるわけですが、したがつて、そういうものについてはもう少し立証責任の転換とか公的関与とか、あるいは運用上幅を持たせるとかということをやつぱりもう少し大胆に打ち出してもいいのではないかと

はないかという、これはまあ意見でありますから、強く希望して終わります。

○野田哲君 もう大分時間が遅いですから、一点点だけお伺いをして終わりたいと思うんですが、いま同僚の矢田部議員からも質問がありましたよう

に、最近の公務員の職務内容につきましても複雑多岐にわたつておりますから、こういうような公務災害に対する問題も大分ふえているんじゃないかなということが議論になつています。

当委員会でも、総理府統計局の頸肩腕障害の問題等についてついぶん議論したことがあるわけであります。総務長官は医学界の出身な方だそうで、専門的なことはそちらの方が詳しいわけですが、頸肩腕障害とかあるいは職場環境の問題等についてついぶん議論したことがあります。私は本当に実効が上がつていかないんじゃないかと思うんです。

特に、最近は、問題になつて電算機とかあるいはコンピューター等にかかる頸肩腕障害、あるいは白ろう病、振動病というのは山林労働者

だけの問題かと思っていましたところが、最近は建設省関係の仕事、自治体の土木関係の仕事をやついても、公務災害補償法関係についても、新しい機械や器具を使う病気、障害、こういうもの

あります。こういう状態に対し、いまの労災関係についても、公務災害補償法関係についても、新規起因性というものは、たとえば職場外で倒れたよ

うな場合の立証というのは非常にむずかしいんであります。こういう状態に対し、いまの労災関係についても、公務災害補償法関係についても、新規起因性というものは、たとえば職場外で倒れたよ

うな場合の立証責任の転換とか公的関与と

か、あるいは運用上幅を持たせるとかということをやつぱりもう少し大胆に打ち出してもいいの

ではないかという、これはまあ意見でありますから、強く希望して終わります。

○政府委員(金井八郎君) 頸肩腕症候群等いわば職業病とされているようなものにつきましては、すでにその認定基準といものを出しまして対応しているわけでございますけれども、御指摘のよ

うに電算機その他新しい機器の使用によりまして、まあその結果なつたと思われるような症状、生じたような症状、そういうのにつきましては、これ事例がまだ先生の御指摘のようにそうたゞさ

んは実は出ておらないと思うんです。

郵政省でバイク等のものが新しく振動病として一応いま取り上げられておりますけれども、そういう症例がある程度積み重ねられましたら、これは医学的な立場から十分にそういう点をさらに題について関係者から申請があつても次から次に却下をされるというような状態であったのでは、なんじやないかと思います。公務災害補償法によつて給付、補償の内容を改善をしても、これらの問題について関係者から申請があつても次から次に詰めまして、それに対応するために、できれば新しい認定基準といつものがあつた方がよろしいわけでございますけれども、それがなかなか最初のことでもむずかしいということになれば、ある程度認定に際して留意すべき指針というようなものでできましたらしくなりまして、実施機関における認定においてそこのないようにいたしたいと常々

思っておりますので、今後も御指摘の点には留意しまして研究していきたいと思います。

○政府委員(龜谷禮次君) ただいまは人事院の方から答弁がございましたとおりでございます。私ども政府といたしましては、国家公務員の災害補償制度につきましては、人事院の勧告を待ちまして所要の措置を講ずることいたしておりますことは御案内のとおりでございます。したがいまして、人事院におかれまして専門的な立場からの調査、御検討をいたいた上で、所要のお申し出がありました暁におきまして、政府としての検討を進めてまいりたい、かように考えております。

○政府委員(宮尾盤君) 地方公務員の疾病のうちで、それぞれの業務に伴う有害作業の程度が、医学的な見地から見まして当該疾病を発症させる原因となることが明らかなような疾病につきましては、これは御承知のように、労災制度とか、あるいは国家公務員災害補償制度との均衡を図りながら職業病として取り扱うということにしておるわけでございます。たとえばそういう意味では、タピストあるいは電話交換手等のいわゆる頸肩腕症候群の取り扱い、あるいはブッシュクリーナー等身体に障害を与える機械、器具を使用する場合に手、指等に末梢循環障害等の疾病が出てまいりますが、こういうものにつきましても職業病として取り扱いまして、具体的な認定基準を定めております。

ただ、問題になりますのは、そういう医学的な面からの詰めができまして職業病として取り扱われるようなものは別でございますが、一般的にそれ以外のものにつきましては、公務との相当因果関係といふものをば具体的に詰めまして、それによって認定をするということにいたしておるわけでございます。そういう新しいいろいろな問題につきまして、何らかの一般的、具体的な認定基準、指針というようなものをつくるということについてもできるだけその努力はしていかなければならぬというふうに考えておりまして、先ほど人事院の方からお答えをいたしました

ような考え方を持っておるわけでございますが、ただ、これを詰めていくことにつきましては、なかなかいろいろむずかしい問題も多々あるわけでございます。

今後、医学上の点につきましていろいろな研究を尽くし、また幾つかの個々具体的な事例等も積み重ねまして、公務上・外の認定につきまして適正に行われるよう努をしてまいりたいといふふうに考えております。

○峯山昭範君 私、人事院の方へお伺いをいたしました。

今回のこの災害補償法ですけれども、これもうすでに民間の労災の方の労働者災害補償保険法ですか、これが成立しているわけですけれども、この人事院の今回の「申出の理由」の中にも、今回の法律の改正につきまして「かねて検討を進めてきた」、こういうふうに書いていらっしゃいますけれども、本当にこれここに書いてあるようにかねて検討を進めてきたんですかね。本当にきたのであるならばもう少し、実際の法律の中身はもうこの労災の方と全く一緒ですね、労災に準じてと言えれば、これはおかしいかもしませんがね。か

ねて検討してきた中身というのはどういうことなんですか。もう少し何か労災の方とは変わった意味の検討をしていらっしゃるのかどうか。そういう点ちょっとと厳しい聞き方かもわかりませんが、まことに申しわけないんですけども、きょうは簡単に言わないでください。

○政府委員(金井八郎君) 災害補償法におきましては、労災と同じもの以外のものといたしましては、労災の方では身体障害に対する評価について労働省令の改正によりますと行なうことにされていますが、国家公務員災害補償法の方は法律によつてやるということでござりますし、さらに労災保険法におきましては、スライド制の改善及び使用者に過失がある場合の民事損害賠償と労災保険給付との調整も内容としておりますが、この点につきましては、まずスライド制の点につきましては、国家公務員災害補償法上は年金に係る平均給与額の改定を行なうことによって実質的にスライドが図られるものでございますので、規則によつて行なうことにいたしてあります。

そこで、過去もそうでございましたけれども、この補償法の改善についての検討というのは、確かに御指摘のように労災と均衡をとることが必要とされるものにつきましては、これは労働省等関係機関とも連絡をとりまして検討を重ねてきたわけでございますし、それから公務に特有なたとえば特別公務のようなそういう部分につきましては、人事院の方からお答えをいたしました

は、これは人事院の方でいま研究を進めまして、從来からこの改正には対処しているわけでございます。

今回の分につきましては、御指摘のように労災とほとんど同じ部分が大部分でございます。そういう点につきましては、やはり労災との均衡を図るという意味で労働省と連絡等とりながら人事院としても研究をしている、こういうことをいま御指摘のよな表現で述べたわけでございまして、そのように御理解願いたいと思います。

○峯山昭範君 中身何もないということや、言

うたら、結局は、実際。そこで余りよく聞くつもりないんですけども、この「申出の理由」の中にも、第一項目から「遺族補償年金の給付水準の改善」から始まりまして、二項目が「身体障害に対する評価の改善」とか、三項目、四項目、五項目と順次あるわけですが、それ以外に四番目のところに、この法律による改正以外に「人事院規則による改正措置」というのがあるんですね、これはどういうふうな違いが実際問題としてあるんですか、これは。

○政府委員(金井八郎君) 今回の改正の中身につきまして、いま御指摘のように、労災と同じもの以外のものといたしましては、労災の方では身体障害に対する評価について労働省令の改正によりますと行なうことにされていますが、国家公務員災害補償法の方は法律によつてやるということでござりますし、さらに労災保険法におきましては、スライド制の改善及び使用者に過失がある場合の民事損害賠償と労災保険給付との調整も内容としておりますが、この点につきましては、まずスライド制の点につきましては、国家公務員災害補償法上

を図りながら、公務部内としてやはり十一月までにそれと歩調を合わせる方向で検討して改善したいというふうに考えております。

その他の福祉施設等で、すでに人事院規則によりまして改善した部分もございますし、今後する部分もございますが、そのほかに、たとえば法定外給付に見合うものとして、特別援護金等につきましては人事院規則で法定外給付の均衡をとるということで、独自に規則でやるということを考えております。

○峯山昭範君 この公務員災害補償法による補償というのは、一般の損害賠償とかそういうふうなものとは違うと私は思いますけれども、実際問題としてこれは比較を非常ににくいわけですけれども、たとえば自動車の保険の自賠責というのがありますね、あれ最近は大分引き上げられました金とは大分差がありますけれども、これは実際は自賠責との関連ですね、こういうところについてはどういうふうにお考えなんですか。

○政府委員(金井八郎君) 自賠責保険の保険金の限度額は、現在たとえば死亡及び障害一級でござりますと二千万円という額になつております。これはもちろん慰謝料分も含めて保険金として支払われる最高額でございますが、同時に、これは一時金で払われているわけでございます。一方、補償法の給付は年金が主体でございまして、終身支給される年金の支給額と、平均的には自賠責保険の保険金額を大幅に上回ることになると思います。

ただ、補償法の一時金給付につきましては、自賠責保険では慰謝料分も含めた給付額になつておりますので、総額では補償法の方が若干自賠責保険を下回るということになつておりますが、自賠責保険の逸失利益分と比較すると、少しは下がつておりますが、大体均衡がとれているというふうに考えております。

たとえて申しますと、たとえば自賠責でござりますと二千万円でございますが、補償法でいきますと、年金のこれは累計が平均的に三十年ぐらいたとえ申しますと、たとえば自賠責でござ受給するという仮定のもとに計算いたしますと、補償額とそのほかに特別給付金あるいは特別支給金等を合算しますと、約七千万円近い六千九百八十九万円ということに年金の場合はなるわけでございます。一時金の場合でございますと、自賠責の方が二千万円で、うち慰謝料分というものを除きました額と公務員の場合の一時金の額を比較した場合につきまして見ますと、自賠責の方が千四百六十五万円と、慰謝料を除いてそうなります。一時金の方の場合は合わせて九百五十六万円といふことでござりますから、御指摘のごとく若干下回つてはおります。しかし、大きな目で見ますとそうひどい不均衡といふわけではないといふうに考えております。

○峯山昭範君　これはあと二、三問したいと思つてはおりましたが、もう終わりますけれども、一つだけちょっとと聞いておきたいんですけれども、当然人事院では公務員の皆さんの災害、これはどの程度起きてるかといふのは、もうすでにつかんでいらっしゃると思いますけれども、きのう実は決算委員会で労働省関係をやつたんですけども、そのときに労働災害といふのが年間に百万件起きています。そして、約三千人の人が死んでいるということでありまして、先ほど職業病の問題がありましたけれども、公務員の皆さんの中での災害を受けているらしく、そこら辺のところをちょっとと聞いておきたいのか。それで、公務員の皆さんの中で労働災害を受けていらっしゃるさんは実際どの程度いらっしゃるのか、そこら辺のところをちょっとと聞いておきたいのか。それからもう一つは、振動病の問題、これは非常に民間の方が非常に悲惨な実情にあります。振動病の皆さんのがいわゆる休業補償の算定基準を見直せといふのを労働省では相当やつておるわけです。ところが国の方は何といいますか、給与の水準といいますか、それが出来高払いとか、そんなのとちょっと違う

点がありますので、多少は違うと私は思いますが、そちら辺のところとあわせて、一遍御答弁をいただければと思います。

○政府委員(金井八郎君) 昭和五十四年度の公務災害、通勤災害につきましては現在集計中でございますが、昭和五十三年度における公務災害としてはそのうちの約九・一%が公務上となつております。それから、通勤災害につきましては、同じく千六百五十件ございまして、そのうちの九・一・九%が公務上の災害といふうになっておりま

す。それから、職業病につきましては約二百件ございました。それから次に、振動病障害者等について就労ができるないこととかあるいは職種転換等によって受けべき賃金が低くなるために休業補償が低くなるという問題につきまして、これは休業補償は公務上災害または通勤による災害にかかる勤務することができない場合におきまして、給与を受けないときは、その勤務することができない期間について平均給与額の百分の六十に相当する金額を支給することとなつておるわけでございます。平均給与額の取り扱いにつきましては、事故発生時点における平均給与額と補償事由の生じた日の平均給与額を比較して、有利な平均給与額を基準として休業補償の額を算定することとしております

○政府委員(藤井貞夫君) 公務災害補償の問題についていろいろ御意見を拝聴をいたしましたわけでございます。

そこでお伺いいたします。人事院規則十三—三ですが、「災害補償の実施に関する審査の申立て等」の第十七条「審理の方式」についての条文ですが、これは「審査の申立ての審理は、書面によること」というような関係機関あるいは関係者から要望というのは直接実はまだ私聞いて知らないわけですが、いま御指摘の点のようにあることをあらうかと思います。そこで、私どもの方も十分その点はひとつ研究させていただきました。

○政府委員(藤井貞夫君) 御指摘の林野関係につきましてのそういう平均給与額の問題につきまして、特に問題であるとか、あるいは検討してもらいたいというような関係機関あるいは関係者からの要望というのは直接実はまだ私聞いて知らないわけですが、いま御指摘の点のようにあることをあらうかと思います。そこで、私どもの方も十分その点はひとつ研究させていただきました。

○説明員(山本信一君) 御指摘の人事院規則十三—三の十七条には、審理の方式といたしまして、原則といたしまして書面審査ということになります。条文どおりであれば、申し立て人に口頭で意見を述べる機会を当然与えなければならないと思

いますけれども、御所見をお伺いいたします。

○説明員(山本信一君) この審査委員会と申しますのは、災害補償の審査の申し立てに当たりまして、原則といたしまして書面審査といふことになりますが、申し立て人の申し立てがあつたときには委員会は口頭で意見を述べる機会を与えることはなれない、こういう規定が御指摘のよう

にありますけれども、御所見をお伺いいたします。

○説明員(山本信一君) まず第一に、この審査委員会と申しますのは、災害補償の審査の申し立てに当たりまして、原則といたしまして書面審査といふことになりますが、申し立て人の申し立てがあつたときには委員会は口頭で意見を述べる機会を与えることはなれない、こういう規定が御指摘のよう

にありますけれども、御所見をお伺いいたします。

○説明員(山本信一君) この審査委員会と申しますのは、災害補償の審査の申し立てに当たりまして、原則といたしまして書面審査といふことになりますが、申し立て人の申し立てがあつたときには委員会は口頭で意見を述べる機会を与えることはなれない、こういう規定が御指摘のよう

にありますけれども、御所見をお伺いいたします。

○説明員(山本信一君) まず第一に、この審査委員会と申しますのは、災害補償の審査の申し立てに当たりまして、原則といたしまして書面審査といふことになりますが、申し立て人の申し立てがあつたときには委員会は口頭で意見を述べる機会を与えることはなれない、こういう規定が御指摘のよう

にありますけれども、御所見をお伺いいたします。

○説明員(山本信一君) まず第一に、この審査委員会と申しますのは、災害補償の審査の申し立てに当たりまして、原則といたしまして書面審査といふことになりますが、申し立て人の申し立てがあつたときには委員会は口頭で意見を述べる機会を与えることはなれない、こういう規定が御指摘のよう

にありますけれども、御所見をお伺いいたします。

て書面によるのでござりますけれども、口頭による意見陳述というのも、簡易な方法といたしますて、自由に申し立て人あるいはその関係者等から意見を聞くという方法を認めるということをございましたならば、——これ、全国たくさんのところから申し立てがあるわけでございますので、私ども規定しているわけではございませんので、私どもといたしましては、申し立て人から申し立てがございましたなれば、——これ、全国たくさんのところから申し立てがあるわけでございますので、委員会といたしましては、その職員を指名いたしまして、それぞれ各地に派遣いたしまして、直接その申し立て人から意見を口頭で述べてもらいまして、それを録取いたしまして、それをその委員会に報告すると、こういう形になつておるわけでございます。

○安武洋子君 要するに、職員に委任しているということなんでしょう。だから、時間が短いのと、もう少し端的に答えてください。

すると、人事院の職員の方が意見聴取を行つて、いるということがいまの御答弁であつたわけで、もう少し端的に答えてください。

民間の場合も、国家公務員と同じように労働保険審査官の判定に不服の場合には、労働保険審査会に再審請求ができる、こういうふうになつておりますね。この民間の労働保険審査会での申し立て人の意見陳述、これは審査会委員に直接述べられるようになつてゐるんでしょう。なぜ直接意見陳述ができるようなシステムになつてゐるかとお伺いいたします。

○説明員(小粥義朗君) 労働保険審査会、それから、それ以前の第一審の審査会を含めまして、從来は、昭和三十七年以前は書面陳述ということだったのですが、三十七年行政不服審査法がつくられまして、それ以前の訴願制度の欠陥を是正するということで、その行政不服審査法の中で、口頭による意見を述べる機会を与えることとしている。それならいまして、労働保険審査会の方でも同じく録記をとることにしたのでございま

す。同様のことは社会保険審査会でもとられていることでございます。

○安武洋子君 公正を維持するというふうなことで、三十七年に条文を導入されたということで御答弁いただいたのですけれども、公正を維持するということは、法律上でも明文化されているわけです。審査委員が当然私は直接に行うべきことだというふうに思います。これは法律どおりに執行をいまはされていないのではないかということを思つただけです。審査委員が当然私は直接が業務外と、こう認定した事案とというのが裁判で四件も覆つておりますね。だから私は、こういう点を踏まえてお考えいただくなら、当然審査委員が直接に該当者から口頭陳述を聞くのはありました。そのためには、民間でできているものがなぜできないのかというふうに疑問を持つわけです。これは直ちに実施をすべきではないでしょうか。総裁、いかがお考えでしようか。

○政府委員(藤井貞夫君) 先刻局長から御説明を申し上げましたようなことで、審査会の委員が指名をいたしました職員が直接本人のところに伺ひます。そこで、いろいろ口頭陳述を受けて、ありのままをこれを記録をいたしまして、審査委員に出て、その判定を仰ぐという手続で今までやつてきております。

それなりに、われわれといたしましては、それほど大した問題が起こつてないのではないかとおふうに思つておりますし、それともう一つこの点におきまして調査の段階でそれを公開するという点にはいかがかと、そのように考えておるわけでございます。

○説明員(山本信一君) 先ほど申し上げたところでございますけれども、判定は人事院でござりますが、審査委員会というものは現在非公開になっております。これは公開することも私は公正を維持して発展させる上で必要なことだといふふうに思つますけれども、人事院いかがお考えでございましょう。

○説明員(山本信一君) 先ほど申し上げたところでございますけれども、判定は人事院でござりますが、各申し立て人あるいは代理人、関係者等からそれぞれプライバートな内容にわたつてまでいろいろ聞いてまいるわけでございますので、そういう点におきまして調査の段階でそれを公開するという点にはいかがかと、そのように考えておるわけでございます。

○安武洋子君 では、労働省にお伺いいたしますけれども、労働保険審査会、これは公開制になつておりますね。この条文はたしか昭和三十七年に労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正で追加したものだと、こういうふうに思いますがれども、三十七年に公開制の条文を導入された趣旨というのはどういう趣旨でございましたか。

ただ、今後の運営の実態その他から見まして、さらに改善を要するというような点がそれは出でて

まいらないとも限りません。そういうような場合におきましては、虚心坦懐にそういう情勢を踏まえて、改善をすべき点があれば改善を加えていくにやぶさかではございません。

○安武洋子君 私はやはりせひ改善を加えていたときたいと思います。いまでは大した問題起きてないと思われるおつしゃつておられますけれど、人事院が業務外と判定した事案が裁判で四件も覆つてあります。だから私は、こうから、やはりこの判定のあり方については私は検討を加えていただきたい。やぶさかでないとおしゃいますので、十分に期待をさせていただきます。

次に、審理の公開の問題についてお伺いをいたします。

災害補償審査委員会の審理というものは現在非公開になっております。これは公開することも私は公正を維持して発展させる上で必要なことだといふふうに思つますけれども、人事院いかがお考えでございましょう。

○説明員(山本信一君) 先ほど申し上げたところでございますが、人事院、いかがお考えでございましょう。

○政府委員(藤井貞夫君) この点は、先刻審査申立て人の直接の事情聴取ということで申し上げたことと基本的にはお答えとしては同じでございました。したがつて、いまの制度の運用、あり方とプライバシーは守れると思います。審査会の公開制もやはり実現すべきだと、検討なさるべきだと思いますが、人事院、いかがお考えでございましょう。

○安武洋子君 いまの趣旨を人事院もお聞きになつたと思います。労働保険審査会法では申し立て人がプライバシーの問題などで公開してほしくない、こういうふうな申し出があれば非公開にできるということも明文化されていると思います。

人事院の審査会でも、私は同様の措置をとればプライバシーは守れると思います。審査会の公開もやはり実現すべきだと、検討なさるべきだと思いますが、人事院、いかがお考えでございましょう。

○説明員(山本信一君) たとえば、この点は、公務員制度における人事院の立場、性格というものが、人事院の審査会でも、私は同様の措置をとればプライバシーは守れると思います。審査会の公開もやはり実現すべきだと、検討なさるべきだと思いますが、人事院、いかがお考えでございましょう。

○政府委員(藤井貞夫君) この点は、先刻審査申立て人の直接の事情聴取ということで申し上げたことと基本的にはお答えとしては同じでございました。したがつて、いまの制度の運用、あり方とプライバシーは守れると思います。審査会の公開制もやはり実現すべきだと、検討なさるべきだと思いますが、人事院、いかがお考えでございましょう。

ただ、私の感じとしては、公開制の問題というのは検討事項として将来も引き続きやつてまいりますが、先刻の申立て人の口頭陳述を直接審査委員会でやるということとはちょっと程度がいかがでありますか? という感じがいたしております。調査機関の調査の段階でござりますので、あとはそれを受けた人事院で判定をするというかつこうでござりますので、そこまで踏み込んでやるべき筋合い

のものなかどうか、その点は多少疑問に思つておりますが、ただ、審査手続全般を通じてよりよい方策があり、これが一般的の御了解も得られやすいといふことでござりまするならば、そういうことを考へてみていいのではないかという感じを持つております。

○安武洋子君 私は、プライバシーも守れることでし、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。

最後に、指定医の問題についてお伺いいたしました。

災害を業務上と業務外の判定を求めるときに医師の意見を添付することになつております。この医師というのは、人事院とか実施機関が指定する医師でなければいけないというふうなことはないと思ひますけれども、これについての人事院の御見解を伺います。

○政府委員(金井八郎君) 実施機関が、疾病等につきまして、これを公務上の災害であるかどうかということを認定する場合に、医学的な意見といふものが大変重要な要素になる場合が多くございます。特に、疾病的性格によりましては、その疾患を専門としておる医師、医療機関の意見を得るということが必要になってくるわけでござります。ですから、このような場合には、当該専門医からの診断書または意見書があれば、それによって判断するに十分でござりますので、特に特定の医療機関でなければだめだというふうに限定するつもりはございません。

○安武洋子君 それでしたら結構です。  
質問終わります。

○委員長(林道君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これまでより採決に入ります。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

本案に賛成の方の挙手を願います。

この際、矢田部君から発言を求められておりますので、これを許します。矢田部君。

家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対しまして、各派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

○矢田部理君 私は、ただいま可決されました国

家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対しまして、各派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

○委員長(林道君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(林道君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○矢田部理君 私は、ただいま可決されました国

家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対しまして、各派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

○委員長(林道君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

て、矢田部君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中山総理府総務長官から発言を求められておりますので、これを許します。今後なお一層公務災害の防止に努力をいたします。

○國務大臣(中山太郎君) ただいま講決されまし

たとともに、人事院の調査研究をまつて十分検討いたしてまいりたいと存じております。

○委員長(林道君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認め、さよう決

定いたしました。

○委員長(林道君) たしてまいりたいと存じております。

行に對応した行政の諸制度の確立を図ることが強く求められているところであります。そこで、政

府といたしましては、今後における行政の抜本的な改善を推進するため、長期的かつ総合的視点から行政の適正かつ合理的なあり方を検討する必要があると考え、今般各界の英知を結集した権威の高い調査審議機関として、総理府に臨時行政調査会を設置することとし、ここにこの法案を提出した次第であります。

次に、法案の内容について御説明申し上げま

す。

臨時行政調査会は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議し、その結論に基づいて、内閣総理大臣に意見を述べ、または内閣総理大臣の諮問に對し答申することを任務としております。

調査会の意見または答申について、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととするとともに、調査会は、これを内閣総理大臣から国に對して報告するよう申し出ることができる規定を設けることとしております。これは、行政の改善問題については、行政がその責めに任ずることはもちろんですが、あらかじめその問題点を国民及びその代表たる国会に提示し、十分な御協力を仰ぎたいとの趣旨によるものであります。

調査会の組織については、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て任命する委員九人をもつて構成するとともに、専門の事項を調査審議させるため専門委員を、また、調査会の調査事務その他の事務を處理させるため事務局を置くこととしております。

また、調査会の權能については、行政機関の長等に對して資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができることとしているほか、みずからその運営状況を調査することができるとしております。

なお、調査会は臨時の機関として設置されるも

一、公務災害補償の絶滅を期し、災害の予防及び職業病の發生防止のために、なお、一層努力すること。

一、公務災害補償については、補償水準の向上、とくに若年死亡者に対する遺族補償の増額等の基本問題の検討を引き続き進め、その改善に努めること。

一、傷病補償年金受給者に対する特別支給金の給付について、その実現を期すること。

一、民間企業における業務上の災害等に対する法定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においても適切な措置を講ずること。

右決議する。

以上でござります。委員各位の御賛同をお願いいたしました。

○委員長(林道君) ただいま議題となりました臨時行政調査会設置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。中曾根行政管理庁長官。

○國務大臣(中曾根康弘君) ただいま議題となりました臨時行政調査会設置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。中曾根行政管理庁長官。

近年、わが国内外の社会経済情勢は大きく変化し、わが国は、今後、エネルギー・資源の制約、財政赤字の累積等の多くの困難を克服しつつ、経済の発展と社会の成熟化の進展、先進国家としての国際的役割の增大等に伴う新たな課題に對応していくことが要請されております。

このようないわが国行政を取り巻く諸情勢の変化の中、国民の要請に的確にこたえる簡素で効率的な行政を実現するとともに、新たな時代への移

行に對応した行政の諸制度の確立を図ることが強く求められているところであります。そこで、政

府といたしましては、今後における行政の抜本的な改善を推進するため、長期的かつ総合的視点から行政の適正かつ合理的なあり方を検討する必要があると考え、今般各界の英知を結集した権威の高い調査審議機関として、総理府に臨時行政調査会を設置することとし、ここにこの法案を提出した次第であります。

次に、法案の内容について御説明申し上げます。

のであり、政令で定める本法律の施行期日から起算して二年を経過した日に廃止されることとしております。

このほか、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

以上がこの法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(林道君) 中山總理府総務長官。

○國務大臣(中山太郎君) ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案について、一括してその提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内

容の概要を御説明申し上げます。

昨年八月十日、一般職の職員について、いわゆる四週一回・交代半休方式による週休二日制を導入することを内容とする人事院勧告が行われました。また、本年八月八日には、一般職の職員の給与について、俸給及び諸手当の改定等を内容とする人事院勧告が行われました。

政府としては、それぞれ、内容を検討した結果、給与改定のうち指定職俸給表の改定を昭和十五年十月一日に繰り下げたほかは、勧告どおり実施することとし、このたび、一般職の職員の給与に関する法律について、所要の改正を行おうとします。法律案のうち、給与の改定に關し御説明申し上げます。

第一に、全俸給表の全俸給月額を引き上げることといたしております。

第二に、初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を十九万五千円に引き上げるとともに、医療職

俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける職員のうち、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を三万八千円に引き上げることといたしております。

第三に、扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万千円に引き上げるとともに、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を二人までについてはそれぞれ三千五百円に引き上げ、この場合において、職員に配偶者がない場合には、そのうち一人について七千五百円に引き上げることといたしております。

第四に、調整手当について、官署が多数移転または新設された場合において、当該移転等の状況等に特別の事情があると認められるときは人事院規則で定める業務に従事する職員その他の職員に対し支給することとしたほか、五現業、検察官、特別職に属する国家公務員、地方公務員、三公社等の法人に使用されていた者が引き続きこの法律の適用を受けることとなつた場合において、任用の事情等を考慮して、職員の異動等の場合との権衡上必要と認められる職員に對し支給することといたしております。

第五に、通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員の場合、全額支給限度額を一万元六千円に引き上げるとともに、自転車等を使用して通勤する職員で通勤の不便な者についても通勤手当の支給月額を引き上げることといたしております。なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員に支給する通勤手当についても同様に引き上げることといたしております。

第六に、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を日額二万五千二百円に引き上げることといたしております。

以上の改定は、指定職俸給表の改定及び非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について昭和五十五年十月一日から実施することといたしております。

第二に、初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を十九万五千円に引き上げるとともに、医療職

第一に、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員について、当分の間、毎四週間に一回の割合で土曜日を休むものとしております。

また、交替制勤務者等二十四時間連続して勤務することが必要な部門に勤務する職員等については、曜日のいかんにかかわらず、各庁の長が指定する四週間に一回の四時間の勤務時間を勤務を要しない時間とすることとしております。

第二に、職員の職務の特殊性または官庁の特殊の必要により、四週一回・交代半休の基本的方式によりがたいと認められる職員については、各庁の長は、五十二週間を超えない範囲内で定める期間ごとに、基本的方式による勤務を要しない時間との權衡を考慮して、人事院の承認を得て定める基準に基づき、別に勤務を要しない時間を指定することができます。

第三に、以上に述べた方法により勤務を要しない時間を指定した場合であっても、公務の運営上特に必要があるときは、各庁の長は、その指定を変更することができます。

第四に、これらの勤務時間に関する措置は、勤務一時間当たりの給与額の算出に影響を与えないものとしております。

第五に、これらの週休二日制に係る措置は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上のほか、附則において、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定するほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。

これらの週休二日制に係る措置は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

第六に、委員手当については、委員会の常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を改定に準じてその俸給月額を引き上げることといたしております。

第七に、委員手当については、委員会の常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を改定に準じてその俸給月額を引き上げることといたしております。

第八に、衆議院におきまして、国会議員の歳費を三万六千九百円に、非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を二万一千二百円にそれぞれ引き上げることといたしております。

第九に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改定する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました

一般的職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与について所要の改正を行おうとするものであ

ります。

次に法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣、國務大臣等の俸給月額は据え置くこととしたが、その他の特別

職員の俸給月額についてはこれを引き上げる

ことといたしております。具体的には、内閣法制

局長官等の俸給月額は百三万円とし、その他政務

は据え置くこととしたが、その他の特別

職員の俸給月額についてはこれを引き上げる

ことといたしております。具体的には、内閣法

及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年八月八日、国家公務員の寒冷地手当について、その改定等を内容とする人事院勧告が行われたのであります。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり本年八月三十日から実施することとし、このたび、国家公務員の寒冷地手当に關する法律について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、基準額について、現行の定率分の一部を定額に振りかえることとし、新しい定率分の割合は、百分の三十を限度とし、新しい定額分の最高額は、扶養親族のある世帯主である職員については六万三千百円といったこととしております。

第二に、北海道に在勤する職員及び北海道以外の五級地、四級地に在勤する職員に支給される加算額については、昭和四十九年以降における灯油、石炭の価格、使用割合の動向、加算額が支給されない地域に在勤する職員の場合との均衡等を考慮して改定することとしております。

第三に、寒冷地手当の趣旨にかんがみ、支給額の最高限度額を新たに設け、その額は指定職俸給表一号俸の俸給額を基礎とした場合の寒冷地手当の額といしております。

第四に、支給、追給及び返納の要件を改正し、基準日後における採用職員、世帯等の区分に変更があつた職員等に対し、新たに寒冷地手当の支給、追給及び返納を行うこととしております。

第五に、豪雪に係る寒冷地手当の限度額を七千五百円に引き上げることとしております。

第六に、防衛庁職員への準用規定について、所要の改正を行ふこととしたっております。

以上のはか、附則において、この法律の施行期日、適用日等について規定するとともに、今回の改正により新基準額が従前の基準額に達しないこととなる職員の基準額等について所要の経過措置を講ずることとするほか、所要の規定の整備を行ふことといったしております。

以上がこれら法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願ひ申し上げます。

○委員長(林道君) 大村防衛厅長官。

○国務大臣(大村襄治君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の給与の改定等を行うとともに、四週間につきの土曜日には勤務を要しないこととした場合における勤務一時間当たりの給与額の算出について規定するものであります。

すなわち、改正の第一点である防衛庁職員の給与の改定等につきましては、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定等を行うとともに、當外手当についても改定することとしております。

なお、事務官等の俸給のほか、扶養手当、通勤手当及び医師等に対する初任給調整手当等につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用し、またはその例によることとしておりますので、同法の改正によって一般職の職員と同様の給与の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

改正の第二点である四週間につきの土曜日に勤務を要しないこととした場合における勤務一時間当たりの給与額の算出につきましては、これが実施された場合においても、勤務一時間当たりの給与額の算出には影響を与えないよう一般職の職員の例に準じて措置するものであります。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用することとしておりますが、指定職の職員の俸給の改定部分について

部を改正する法律案の施行の日から適用することとしております。

また、四週間につきの土曜日には勤務を要しないこととした場合における勤務一時間当たりの給与額の算出の規定については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることといたしております。

か、附則において、俸給の切りかえ等に関する事項について一般職におけるところに準じて定めております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願ひ申し上げます。

○委員長(林道君) 以上で五法案の説明聴取は終りました。

五法案に対する質疑は後日に譲ります。  
本日はこれにて散会いたします。

午後九時五十三分散会

十一月二十五日本委員会に左の案件が付託されました。

一、定年制法制化反対等に関する請願(第二三

一三号)(第二三一四号)(第二三一五号)(第二

三一六号)(第二三一七号)(第二三一八号)(第

二三一九号)(第二三二〇号)(第二三二一号)

(第二三二二号)(第二三二三号)(第二三二四

号)

一、退職手当法改正反対に関する請願(第二三

八五号)(第二三八六号)(第二三八七号)

一、公務員給与に関する人事院勧告完全実施等

に関する請願(第二三八九号)

一、国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請

願(第二三九八号)

一、退職手当法改正反対に関する請願(第二四

一九号)

一、国家公務員の労働条件等に関する請願(第

二四二〇号)

一、退職手当法改正反対に関する請願(第二四

三三号)

一、定年制法制化反対等に関する請願(第二四

三四号)

一、退職手当法改正反対に関する請願(第二四

七八号)

一、定年制法制化反対等に関する請願(第二四

八九号)

一、定年制法制化反対等に関する請願(第二四

九〇号)

一、定年制法制化反対等に関する請願(第二四

七九号)

一、定年制法制化反対等に関する請願(第二四

一〇八栗原秀夫外九名

紹介議員市川正一君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二三一四号 昭和五十五年十一月十八日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市芦名一、〇二九

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二三一五号 昭和五十五年十一月十八日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市久里浜三ノ一四

紹介議員 ノ五 大島一夫

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二三一六号 昭和五十五年十一月十八日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 神奈川県中郡大磯町国府本郷二〇

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二三一七号 昭和五十五年十一月十八日受理  
定年制法制化反対等に関する請願

請願者 横浜市港南区岸が谷二ノ二ノ四 平川鉄男

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二三一八号 昭和五十五年十一月十八日受理  
定年制法制化反対等に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市片瀬五ノ一〇ノ一 ノ一一大坪勝年

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二三一九号 昭和五十五年十一月十八日受理  
定年制法制化反対等に関する請願

請願者 東京都大田区西蒲田四ノ二九ノ三 ノ四〇二 柴原清

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二三二〇号 昭和五十五年十一月十八日受理  
定年制法制化反対等に関する請願

請願者 東京都大田区西蒲田四ノ二九ノ三 ノ四〇二 柴原清

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二三二一号 昭和五十五年十一月十八日受理  
定年制法制化反対等に関する請願

請願者 千葉県山武郡成東町富田トノ二八 ○ 鈴木敏昭

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二三二二号 昭和五十五年十一月十八日受理  
定年制法制化反対等に関する請願

請願者 横浜市港北区菊名町一ノ一五 久 保忠久

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

る請願(八通)

請願者 群馬県吾妻郡草津町二三一ノ六 近藤広美外三千八百八十七名

紹介議員 茂久保重光君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

請願者 埼玉県久喜市北青柳四五六ノ四 吉田進一

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

請願者 横浜市神奈川区富家町五ノ一 小 林賢一

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

請願者 東京都足立区伊興町大境一、五九 ○ノ二ノ三〇三 須田俊一

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

請願者 東京都足立区千葉市河原塚二六五ノ一〇 一 宮崎勝

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

請願者 千葉県松戸市河原塚二六五ノ一〇 一 宮崎勝

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

請願者 和歌山県田辺市新屋敷町二六 滝 畑光良外六十九名

紹介議員 稲山 篤君  
この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

請願者 茨城県取手市東二ノ六ノ三七 渡辺功外二十一名

紹介議員 矢田部理君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二四九〇号 昭和五十五年十一月十九日受理  
定年制法制化反対等に関する請願(二通)

請願者 東京都足立区江北三ノ五二ノ一二 森清外三十四名

紹介議員 矢田部理君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、定年制法制化反対等に関する請願(第二四九七号)

一、退職手当法改正反対に関する請願(第二四九八号)

一、旧満州航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願(第二二六三号)

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願(第二二七三号)

一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第二二七四号)

一、国家公務員の労働条件等に関する請願(第二二七五号)

一、外地派遣旧軍属の待遇改善に関する請願(第二二八三号)

一、退職手当法改正反対に関する請願(第二二九三号)

一、定年制法制化反対等に関する請願(第二二九四号)

一、国家公務員の労働条件等に関する請願(第二二九五号)

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願(第二二九六号)

一、退職手当法改正反対に関する請願(第二二九七号)

一、定年制法制化反対等に関する請願(第二二九八号)

一、国家公務員の労働条件等に関する請願(第二二九九号)

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願(第二二九〇号)

一、退職手当法改正反対に関する請願(第二二九一号)

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願(第二二九二号)

一、退職手当法改正反対に関する請願(第二二九三号)

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願(第二二九四号)

一、退職手当法改正反対に関する請願(第二二九五号)

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願(第二二九六号)

一、退職手当法改正反対に関する請願(第二二九七号)

一、国家公務員の労働条件等に関する請願(第二二六七一号)(第二六七二号)(第二六七三号)(第二六七四号)(第二六七五号)(第二六七六号)(第二六七七号)(第二六七八号)(第二六七九号)(第二六八〇号)(第二六八一号)(第二六八二号)

二、六七一號)(第二六七二號)(第二六七三號)(第二六七四號)(第二六七五號)(第二六七六號)(第二六七七號)(第二六七八號)(第二六七九號)(第二六八〇號)(第二六八一號)(第二六八二號)

三、六七三號)(第二六七四號)(第二六七五號)(第二六七六號)(第二六七七號)(第二六七八號)(第二六七九號)(第二六八〇號)(第二六八一號)(第二六八二號)

四、六七四號)(第二六七五號)(第二六七六號)(第二六七七號)(第二六七八號)(第二六七九號)(第二六八〇號)(第二六八一號)(第二六八二號)

五、六七五號)(第二六七六號)(第二六七七號)(第二六七八號)(第二六七九號)(第二六八〇號)(第二六八一號)(第二六八二號)

六、六七六號)(第二六七七號)(第二六七八號)(第二六七九號)(第二六八〇號)(第二六八一號)(第二六八二號)

七、六七七號)(第二六七八號)(第二六七九號)(第二六八〇號)(第二六八一號)(第二六八二號)

八、六七八號)(第二六七九號)(第二六八〇號)(第二六八一號)(第二六八二號)

九、六七九號)(第二六八〇號)(第二六八一號)(第二六八二號)

十、六八〇號)(第二六八一號)(第二六八二號)

十一、六八一號)(第二六八二號)

十二、六八二號)(第二六八三號)(第二六八四號)(第二六八五號)(第二六八六號)(第二六八七號)

十三、六八三號)(第二六八四號)(第二六八五號)(第二六八六號)(第二六八七號)

十四、六八四號)(第二六八五號)(第二六八六號)(第二六八七號)

十五、六八五號)(第二六八六號)(第二六八七號)

十六、六八六號)(第二六八七號)

十七、六八七號)(第二六八八號)(第二六八九號)

十八、六八八號)(第二六八九號)(第二六九〇號)

十九、六八九號)(第二六九〇號)(第二六九一號)

二十、六九〇號)(第二六九一號)(第二六九二號)

二十一、六九一號)(第二六九二號)(第二六九三號)

二十二、六九二號)(第二六九三號)(第二六九四號)

二十三、六九三號)(第二六九四號)(第二六九五號)

二十二四九八号 昭和五十五年十一月二十日受理  
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区斎藤分町一三七号(第二六七四号)(第二六七五号)(第二六七六号)(第二六七七号)(第二六七八号)(第二六七八九号)(第二六七八十号)

紹介議員 片岡勝治君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二五六八二号 昭和五十五年十一月二十日受理  
旧満州航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都大田区蒲田三ノ八ノ一〇満七三九号)

紹介議員 郡祐一君

この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第二五六九三号 昭和五十五年十一月二十日受理  
旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空会館分館内日本航空協会内中華航空会内 谷本健二郎

紹介議員 郡祐一君

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第二五六九四号 昭和五十五年十一月二十日受理  
旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空会館分館内日本航空協会内中華航空会内 寺本正男

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第二五六九五号 昭和五十五年十一月二十日受理  
旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空会館分館内日本航空協会内中華航空会内 加藤末雄外

紹介議員 野田哲君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二五六九六号 昭和五十五年十一月二十日受理  
定年制法制化反対等に関する請願

請願者 愛知県稻沢市下津町 加藤末雄外

紹介議員 野田哲君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二六三四号 昭和五十五年十一月二十一日受理  
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 静岡県沼津市上香貫檜島町一二、小川綾太郎外百名

紹介議員 小山一平君

この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第二六五五号 昭和五十五年十一月二十一日受理  
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 静岡県清水市三保一、八五四、九卷田三枝子外九十九名

紹介議員 赤桐操君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二六五六号 昭和五十五年十一月二十一日受理  
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 静岡県清水市三保一、八五四、九卷田三枝子外九十九名

紹介議員 赤桐操君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二六五六号 昭和五十五年十一月二十一日受理  
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 静岡県清水市三保一、八五四、九卷田三枝子外九十九名

紹介議員 赤桐操君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二六五七号 昭和五十五年十一月二十一日受理  
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市江口町一六ノ四三明尾尚志外百二十四名

紹介議員 戸叶武君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二六五八号 昭和五十五年十一月二十一日受理  
定年制法制化反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平二ノ三三ノ二

紹介議員 野田哲君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

紹介議員 ノ四〇五 二村玲子外九十九名 請願者 東京都港区白金台五ノ一九ノ三ノ この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。	紹介議員 市川 正一君 請願者 四〇五 藤岡明外百十九名 この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。
第二六七二号 昭和五十五年十一月二十一日受 理 国家公務員の労働条件等に関する請願 紹介議員 上田耕一郎君 Bノ一 中川鉄之外百十九名 請願者 東京都北区十条台一ノ三ノ二〇ノ この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。	紹介議員 近藤 忠孝君 Bノ一 中川鉄之外百十九名 請願者 東京都北区十条台一ノ三ノ二〇ノ この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。
第二六七三号 昭和五十五年十一月二十一日受 理 国家公務員の労働条件等に関する請願 紹介議員 小笠原貞子君 椎名寿男外百十九名 請願者 東京都杉並区方南町二ノ一四ノ六 この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。	紹介議員 佐藤 昭夫君 根資朗外百十九名 請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五四 坂 この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。
第二六七四号 昭和五十五年十一月二十一日受 理 国家公務員の労働条件等に関する請願 紹介議員 小笠原貞子君 椎名寿男外百十九名 請願者 東京都世田谷区喜多見四ノ二九ノ この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。	紹介議員 佐藤 昭夫君 根資朗外百十九名 請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五四 坂 この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。
第二六七五号 昭和五十五年十一月二十一日受 理 国家公務員の労働条件等に関する請願 紹介議員 神谷信之助君 二一 戸上英二外百十九名 請願者 東京都世田谷区喜多見四ノ二九ノ この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。	紹介議員 佐藤 昭夫君 根資朗外百十九名 請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五四 坂 この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。
第二六七六号 昭和五十五年十一月二十一日受 理 国家公務員の労働条件等に関する請願 紹介議員 沢脱タケ子君 二二 浅賀編外百十九名 請願者 東京都中野区中央二ノ三二ノRA この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。	紹介議員 佐藤 昭夫君 根資朗外百十九名 請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五四 坂 この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。
第二六七七号 昭和五十五年十一月二十一日受 理 国家公務員の労働条件等に関する請願 紹介議員 宮本 顯治君 一三 佐藤英雄外百十九名 請願者 横浜市戸塚区飯島町五二七 平野 この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。	紹介議員 佐藤 昭夫君 根資朗外百十九名 請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五四 坂 この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。
第二六七八号 昭和五十五年十一月二十一日受 理 国家公務員の労働条件等に関する請願 紹介議員 岩田 広君 一四 江口靖 請願者 横浜市戸塚区飯島町五二七 平野 この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。	紹介議員 佐藤 昭夫君 根資朗外百十九名 請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五四 坂 この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。
第二六七九号 昭和五十五年十一月二十一日受 理 国家公務員の労働条件等に関する請願 紹介議員 立木 洋君 一五 鈴木 均君 請願者 東京都世田谷区上用賀四ノ三六 この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。	紹介議員 佐藤 昭夫君 根資朗外百十九名 請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五四 坂 この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。
第二七三八号 昭和五十五年十一月二十一日受 理 外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願 紹介議員 立木 洋君 一六 鈴木 均君 請願者 石川県小松市向本折町二六八 土 この請願の趣旨は、第三号と同じである。	紹介議員 佐藤 昭夫君 根資朗外百十九名 請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五四 坂 この請願の趣旨は、第三号と同じである。
第二七四一号 昭和五十五年十一月二十一日受 理 旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願 紹介議員 嶋崎 均君 一七 中元次郎 請願者 石川県小松市向本折町二六八 土 この請願の趣旨は、第三号と同じである。	紹介議員 佐藤 昭夫君 根資朗外百十九名 請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五四 坂 この請願の趣旨は、第三号と同じである。
第二七四二号 昭和五十五年十一月二十一日受 理 旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願 紹介議員 岡田 広君 一八 空会内 山岸正 請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空会館分館内日本航空協会内中華航空会内 この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。	紹介議員 佐藤 昭夫君 根資朗外百十九名 請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五四 坂 この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。
第二七四三号 昭和五十五年十一月二十一日受 理 旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願 紹介議員 鈴木 省吾君 一九 空会内 松浦年三郎 請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空会館分館内日本航空協会内中華航空会内 この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。	紹介議員 佐藤 昭夫君 根資朗外百十九名 請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五四 坂 この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。
第二七四四号 昭和五十五年十一月二十一日受 理 旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願 紹介議員 岡田 広君 二〇 空会内 江口靖 請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空会館分館内日本航空協会内中華航空会内 この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。	紹介議員 佐藤 昭夫君 根資朗外百十九名 請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五四 坂 この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。
第二七四五号 昭和五十五年十一月二十一日受 理 旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願 紹介議員 中村 稔二君 二一 空会内 江口靖 請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空会館分館内日本航空協会内中華航空会内 この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。	紹介議員 佐藤 昭夫君 根資朗外百十九名 請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五四 坂 この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第二七四四号 昭和五十五年十一月二十一日受  
理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国  
特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空  
会館分館内日本航空協会内中華航  
空会内 市田博

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第二七四五号 昭和五十五年十一月二十一日受  
理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国  
特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空  
会館分館内日本航空協会内中華航  
空会内 小野輝

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第二七五六号 昭和五十五年十一月二十一日受  
理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国  
特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空  
会館分館内日本航空協会内中華航  
空会内 千葉守外四十三名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第二七九一号 昭和五十五年十一月二十二日受  
理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国  
国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ二ノ一  
会計検査院職員労働組合内 山田

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第二七八二号 昭和五十五年十一月二十二日受  
理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国  
特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空  
会館分館内日本航空協会内中華航  
空会内 下園秋季

紹介議員 金丸 三郎君

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第二八四四号 昭和五十五年十一月二十二日受  
理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国  
特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空  
会館分館内日本航空協会内中華航  
空会内 園木久

紹介議員 竹内 潔君

この請願の趣旨は、第七七八号と同じである。

第二八四二号 昭和五十五年十一月二十二日受  
理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国  
特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空  
会館分館内日本航空協会内中華航  
空会内 越山義勝

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第二八四六号 昭和五十五年十一月二十二日受  
理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国  
特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空  
会館分館内日本航空協会内中華航  
空会内 倉田一夫

紹介議員 成相 善十君

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第二八四三号 昭和五十五年十一月二十二日受  
理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国  
特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空  
会館分館内日本航空協会内中華航  
空会内 小桜清

紹介議員 松浦 功君

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第二八四七号 昭和五十五年十一月二十二日受  
理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国  
特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空  
会館分館内日本航空協会内中華航  
空会内

紹介議員 成相 善十君

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

十一月二十七日本委員会に左の案件が付託され  
た。(予備審査のための付託は十一月四日)

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を  
改正する法律案

一、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一  
部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を  
改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一、附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の  
特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後  
の法」という)別表第三の規定は昭和五十五年  
四月一日から、改正後の法第三条第二項、同条  
第三項、第四条第二項、第九条、別表第一及び  
別表第二の規定<sup>○並びに附則第四項の規定</sup>は同年十月一日から適用す  
る。

3 改正後の法の規定を適用する場合において  
は、改正前の特別職の職員の給与に関する法律  
の規定に基づいて支給された給与は、改正後の

法の規定による給与の内払とみなす。  
4 政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国会  
議員から任命されたものの俸給月額は、改正後の法第三条及び  
別表第一の規定にかかわらず、昭和五十六年三月三十一日まで  
の間は、なお従前の例による。

第九号中正誤

元々	ク	三	三	三	ハ	シ	段	行	誤
四一	ク	三	三	六	ク	ク	終	防	害
三二	四	三	六	六	六	六	わり	害	妨
土地の	き	ち	つ	と	と	と	と	と	正
	き	ち	つ	と	と	と	と	と	



昭和五十五年十二月十七日印刷

昭和五十五年十二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D